

(第一類 第七号)

第七十二回国会 社会労働委員会 議 録 第十四号

(四一六)

昭和四十九年四月四日(木曜日)

午前十三時三十分開議

出席委員

委員長 野原 正勝君

理事 齊藤滋与史君

理事 山口 敏夫君

理事 枝村 要作君

理事 石母田 達君

大橋 武夫君

瓦 力君

住 栄作君

戸井田三郎君

羽生田 進君

栗山 ひで君

金子 みつ君

田口 一男君

村山 富市君

八木 一男君

大橋 敏雄君

小宮 武喜君

出席国務大臣

厚生 大臣 齋藤 邦吉君

出席政府委員

厚生大臣官房審議官 三浦 英夫君

厚生省社会局長 高木 玄君

厚生省児童家庭局長 翁 久次郎君

厚生省年金局長 横田 陽吉君

厚生省援護局長 八木 哲夫君

社会保険庁年金保険部長 出原 孝夫君

郵政省人事局長 北 雄一郎君

委員外の出席者

議員 大原 亨君

議員 石母田 達君

議員 大橋 敏雄君

議員 和田 耕作君
社会労働委員会 濱中雄太郎君
調査室長

委員の異動

四月四日

辞任

山本 政弘君

小宮 武喜君

和田 耕作君

同日

辞任

八木 一男君

神田 大作君

塚本 三郎君

同日

補欠選任

山本 政弘君

小宮 武喜君

和田 耕作君

四月二日

作業環境測定法案(内閣提出第八八号)

同日

失業対策事業就労者に年度末手当支給に関する

請願(瀬野栄次郎君紹介)(第三一九〇号)

同(堂森芳夫君紹介)(第三一九一号)

同(不破哲三君紹介)(第三一九二号)

同(村山喜一君紹介)(第三一九三号)

同(下平正一君紹介)(第三一九四号)

同(瀬長亀次郎君紹介)(第三一九五号)

同(外一件(土井たか子君紹介)(第三二八二号)

同(吉田法晴君紹介)(第三二八三〇号)

同(田中美智子君紹介)(第三二八三九号)

同(土井たか子君紹介)(第三二八九〇号)

同(細谷治嘉君紹介)(第三二八九一〇号)

同(米田東吾君紹介)(第三二八九二〇号)

建設国民健康保険組合に対する国庫補助増額に

関する請願(瀬野栄次郎君紹介)(第三二九四号)

同(寺前巖君紹介)(第三二八三三〇号)

同(村山富市君紹介)(第三二八三四号)

同(石母田達君紹介)(第三三九五五号)

同(外一件(枝村要作君紹介)(第三三九六号)

同(金子みつ君紹介)(第三三九七号)

同(田口一男君紹介)(第三三九八号)

同(寺前巖君紹介)(第三三九九号)

同(林孝矩君紹介)(第三四〇〇号)

消費生活協同組合の育成等に関する請願外一件

(有島重武君紹介)(第三一九五五号)

同(近江巳記夫君紹介)(第三一九六六号)

全国全産業一律最低賃金制の法制化に関する請

願(竹村幸雄君紹介)(第三一九七七号)

国民生活を守るための福祉政策推進に関する請

願(塚田庄平君紹介)(第三一九八八号)

同(辻原弘市君紹介)(第三一九九九号)

同(原茂芳夫君紹介)(第三二〇〇〇号)

同(堂森芳夫君紹介)(第三二〇九八号)

同(長谷川正三君紹介)(第三二〇九九号)

同(細谷治嘉君紹介)(第三二一〇四号)

療術の制度化に関する請願外一件(阿部昭吾君

紹介)(第三二一〇一〇号)

同(外一件(石原慎太郎君紹介)(第三二一〇二号)

同(稲村利幸君紹介)(第三二一〇三〇号)

同(植木庚子郎君紹介)(第三二一〇四〇号)

同(外一件(日井莊一郎君紹介)(第三二一〇五五号)

同(大柴滋夫君紹介)(第三二一〇六六号)

同(外四件(越智伊平君紹介)(第三二一〇七七号)

同(外一件(大石千八君紹介)(第三二一〇八八号)

同(外一件(大野明君紹介)(第三二一〇九九号)

同(外一件(奥田敬和君紹介)(第三二一一〇〇号)

同(外一件(鯨岡兵輔君紹介)(第三二一一一〇号)

同(小平久雄君紹介)(第三二一一二二〇号)

同(外一件(小山谷二君紹介)(第三二一一三三〇号)

同(権名悦三郎君紹介)(第三二一一四四〇号)

同(外一件(塩川正十郎君紹介)(第三二一一五五〇号)

同(塩谷一夫君紹介)(第三二一一六六〇号)

同(島村一郎君紹介)(第三二一一七七〇号)

同(外一件(高見三郎君紹介)(第三二一七八号)

同(外一件(竹内繁一君紹介)(第三二一九九号)

同(外一件(坪川信三君紹介)(第三二二〇〇号)

同(外三件(中尾栄一君紹介)(第三二二一一〇号)

同(永山忠則君紹介)(第三二二二二〇号)

同(丹羽喬四郎君紹介)(第三二二三三〇号)

同(西村英一君紹介)(第三二二三四四〇号)

同(外二件(長谷川四郎君紹介)(第三二二五五〇号)

同(八田貞義君紹介)(第三二二六六〇号)

同(浜田幸一君紹介)(第三二二七七〇号)

同(外一件(林大幹君紹介)(第三二二七八号)

同(原健三郎君紹介)(第三二二八九〇号)

同(福田一君紹介)(第三二二九〇〇号)

同(外二件(福永健司君紹介)(第三二二九一〇号)

同(藤尾正行君紹介)(第三二二九二〇号)

同(外一件(船田中君紹介)(第三二二九三〇号)

同(山田久就君紹介)(第三二二九四〇号)

同(山村新治郎君紹介)(第三二二九五〇号)

同(綿貫民輔君紹介)(第三二二九六〇号)

同(外一件(渡辺美智雄君紹介)(第三二二九七〇号)

同(外一件(阿部昭吾君紹介)(第三二二九八〇号)

同(外一件(稲葉誠一君紹介)(第三二二九九〇号)

同(外一件(大柴滋夫君紹介)(第三二二九〇〇号)

同(外一件(金瀬俊雄君紹介)(第三二二九一〇号)

同(勝澤芳雄君紹介)(第三二二九二〇号)

同(外一件(木原実君紹介)(第三二二九三〇号)

同(外一件(小林信一君紹介)(第三二二九四〇号)

同(外一件(土井たか子君紹介)(第三二二九五〇号)

同(堂森芳夫君紹介)(第三二二九六〇号)

同(長谷川正三君紹介)(第三二二九七〇号)

同(外一件(広瀬秀吉君紹介)(第三二二九八〇号)

同(武藤山治君紹介)(第三二二九九〇号)

同(伊東正義君紹介)(第三三〇〇〇〇号)

同(大柴滋夫君紹介)(第三三〇〇一〇号)

同(外一件(勝澤芳雄君紹介)(第三三〇〇二〇号)

第一類第七号

社会労働委員会議録第十四号

昭和四十九年四月四日

男外一名(第四〇三號)
雇用保險法案に關する陳情書外三件(青森県知事竹内俊吉外二十八名)(第四〇四號)
勤勞者の財産形成政策推進に關する陳情書(東海北陸七県議會議長會代表岐阜縣議會議長米野義久外六名)(第四〇五號)
日雇労働者健康保險法の給付改善に關する陳情書(広島市旭町の一五全国自由労働組合連合會中央本部委員長中村一)(第四〇六號)
國民健康保險事業の財政援助等に關する陳情書外一件(三重縣議會議長山本幸一外一名)(第四〇七號)
優生保護法の一部を改正する法律案成立促進に關する陳情書(北九州市小倉區大字長行宮本十郎)(第四〇八號)
戦没者遺族年金の増額に關する陳情書(福島市早稲町九の四福島市遺族會會長桂宗孝)(第四〇九號)
失業保險制度改正反対に關する陳情書外四件(青森県上北郡野辺地町議會議長中谷權太外四名)(第四一〇號)
は本委員會に參考送付された。

本日の會議に付した案件
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三二號)
原子爆彈被爆者の医療等に關する法律及び原子爆彈被爆者に対する特別措置に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四號)
原子爆彈被爆者援護法案(大原亨君外十三名提出、衆法第一四號)
國民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四七號)
児童手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五四號)

○野原委員長 これより會議を開きます。
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る法律案を議題といたします。
これにて本案についての質疑は終了いたしましたし
た。

○野原委員長 ただいままでに委員長の手元に、
山口敏夫君、川俣健二郎君、石母田達君、大橋敏
雄君及び和田耕作君より本案に対する修正案が提
出されておりますので、その趣旨の説明を聴取い
たします。山口敏夫君。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案に対する修正案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す
る法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項はただし書中「並びに第五条中戦傷
病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条第一
項の改正規定は、同年四月一日を」第五條中
戦傷病者特別援護法第十八条第二項及び第十九条
第一項の改正規定並びに附則第四項の規定は、公
布の日」に改める。

附則第二項を附則第三項とし、附則第一項の次
に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の未帰還者留守家族等
援護法第十八条第一項の規定並びにこの法律に
よる改正後の戦傷病者特別援護法第十八条第二
項及び第十九条第一項の規定は、昭和四十九年
四月一日から適用する。

附則に次の一項を加える。
4 この法律による改正前の戦傷病者特別援護法
第十八条第二項の規定に基づき昭和四十九年四
月以降の分として支払われた療養手当は、この
法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十八
条第二項の規定による療養手当の内払とみな
す。

○山口(敏)委員 ただいま議題となりました戦傷

病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
案に対する修正案につきまして、自由民主党、日
本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民
社党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し
上げます。

修正の要旨は、本法律案中昭和四十九年四月一
日施行となっており未帰還者留守家族等援護
法による葬祭料の改正規定並びに戦傷病者特別援
護法による療養手当及び葬祭費の改正規定につ
きましては、これを公布の日から施行し、昭和四十
九年四月一日から適用することとするものであり
ます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○野原委員長 修正案について御発言はありませ
んか。御発言もありませんので、これより戦
傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法
律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付
するものでありますが、別に申し出もありませんの
で、直ちに採決に入ります。

まず山口敏夫君外四名提出の修正案について採
決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○野原委員長 起立総員。よって、本修正案は可
決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案につ
いて採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○野原委員長 起立総員。よって、本案は修正議
決すべきものと決しました。(拍手)

○野原委員長 この際、山口敏夫君、川俣健二郎
君、石母田達君、大橋敏雄君及び和田耕作君より、
本案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出
されております。

その趣旨の説明を聴取いたします。山口敏夫君。
○山口(敏)委員 私は、自由民主党、日本社会党、

日本共産党・革新共同、公明党及び民社党を代表
いたしまして本動議について御説明を申し上げま
す。
案文を朗読して説明にかえさせていただきます。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改
正する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項につき、格段の努力を払うべ
きである。

一 太平洋戦争末期における閣議決定に基づく国
民義勇隊の組織及び活動状況、旧義勇兵役法の
実施状況を明確にし、適切妥当な援護措置がと
りうるよう検討すること。

一 戦時災害に際し、戦時災害によつて、身体
に障害を受けた者及び死亡した者の実態調査を
行い、当時の救済状況を明らかにすること。

一 警防団員等に対する援護法上の取扱いにつ
いては、戦後相当期間経過していることにかんが
み、その認定方法等について弾力的に運用する
よう配慮すること。

一 最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準
の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引
き上げ、公平な援護措置が行われるよう努める
こと。

一 戦傷病者に対する障害年金等の処遇及び原爆
症等内科的疾患の認定基準については、更にそ
の改善に努めること。

一 戦後三十年近くも経過した今日、なお残され
ている未帰還者について早急に具体的な解決策
を講ずること。

一 生存未帰還者の調査については、更に関係方
面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期
すること。

一 戦没者等の遺骨の収集については、更に積極
的に推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○野原委員長 本動議について御発言はありませ
んか。川俣健二郎君。

○川俣委員 本動議の採決を行なうにあたりまし
て、一点だけ質問いたします。

すなわち、ただいまの附帯決議の六項目に「戦
後三十年近くも経過した今日、なお残されている
未帰還者について早急に具体的な解決策を講ずる
こと」とありますが、これに関連しまして、去る
三月二十八日の本委員会森井忠良君から指摘し
た旧通信省関係者の問題について石本政務次官か
ら答弁がありましたので、ここで確認しておき
たいと思います。

すなわち、郵政省は所管官庁としてこの問題を
どのようにされるのか、明確な御答弁をいただき
たいと存じます。

○北政府委員 旧通信雇用人の遺族に関する措置
につきましては、むずかしい問題ではございます
が、関係の向きとも連絡をとりながら研究したい
と思っております。

○川俣委員 了解いたしました。

○野原委員長 本動議について採決いたします。
本動議のごとく決するに賛成の諸君の起立を求
めます。

〔賛成者起立〕
○野原委員長 起立総員。よって、本案について
は、山口敏夫君外四名提出の動議のごとく附帯決
議を付することに決しました。

この際、厚生大臣から発言を求められておりま
すので、これを許します。厚生大臣齋藤邦吉君。

○齋藤國務大臣 ただいま御決議になられました
附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重
いたしまして努力をいたす所存でございます。

○野原委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○野原委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野原委員長 次に、内閣提出の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案を議題とし、その提案理由の説明を聴取いたします。厚生大臣齋藤邦吉君。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律

改正

第一条 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「当つて」を「当つて」に改め、「審査委員会」の下に「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

第十四条の二第二項中「原子爆弾の放射線を多量に浴びた被爆者で政令で定めるもの（以下

「特別被爆者」という。）を「被爆者」に改め、「（昭和三十三年法律第九十二号）を削り、「行なわれた」を「行われた」に改め、同条第三項及び第五項中「特別被爆者」を「被爆者」に改める。

第十四条の四第一項中「審査委員会」の下に「国民健康保険法に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関」を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第二項中「社会保険診療報酬支払基金」の下に「国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者」を加える。

第十四条の六及び第十四条の七中「特別被爆者」を「被爆者」に、「行なわない」「行わない」に改める。

附則第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

（健康診断の特例）
3 原子爆弾が投下された際第二条第一号に規定する区域に隣接する政令で定める区域内にあつた者又はその当時その者の胎児であつた者は、当分の間、第四条の規定に適用については、被爆者とみなす。

（原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正）
第二条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（昭和四十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「であつて、同項の規定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの」を削り、同条第三項中「一万一千円」を「七千五百円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、原子爆弾被爆者医療法第八条第一項の規定に係る負傷又は疾病の状態にある旨の都道府県知事の認定を受けた者であつて、現に当該負傷又は疾病の状態にあるものに支給する特別手当の額は、一月につき、一万五千円とする。

第二条第四項中「第一項に規定する要件に該当しなくなった」を「その者が死亡した」に改め、同条に次の二項を加える。

5 第二項の認定を受けた者が新たに第三項ただし書に規定する都道府県知事の認定を受けた場合における特別手当の額の改定は、その認定の申請をした日の属する月の翌月から行う。

6 第二項の認定を受けた者が第三項ただし書に規定する者に該当しなくなった場合における特別手当の額の改定は、その該当しなくなった日の属する月の翌月から行う。

第四条第一項中「同条第一項に規定する負傷又は疾病の状態」を削る。

第五条第一項中「第十四条の二第二項」を「第二条に」「特別被爆者」を「被爆者」に改め、同項第一号中「五十歳」を「四十五歳」に改め、同条第四項中「五千円」を「七千五百円」に改める。

第七条中「原子爆弾被爆者医療法第二条に規定する」を削り、「同法」を「原子爆弾被爆者医療法」に改める。

第九条第一項中「特別被爆者」を「被爆者」に改める。

第九条の二中「特別被爆者」を「被爆者」に、「行なう」を「行う」に改める。

附則
1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第二条第二項の認定の申請をしている者に対しては、なお従前の例により認定をするものとする。

3 旧法第二条第二項の認定を受けた者及び前項の規定により同条第二項の規定の例による認定を受けた者についての昭和四十九年九月以前の月分の特別手当の支給に関しては、なお従前の例による。

4 昭和四十九年九月以前の月分の健康管理手当

の額については、なお従前の例による。

5 附則第三項に規定する者は、この法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項及び第三項ただし書の都道府県知事の認定を受けた者とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法の規定による特別手当又は健康管理手当の支給要件に該当していない者であつて、新法の規定による特別手当又は健康管理手当の支給要件に該当するものが、昭和四十九年十月三十一日までに新法第二条第二項又は第五条第二項の認定の申請をしたときは、その者に対する特別手当又は健康管理手当の支給は、新法第二条第四項又は第五条第五項の規定にかかわらず、同月から始める。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るため、従来の特別被爆者以外の被爆者にも一般疾病医療費の支給を行うことができるようにするとともに、特別手当及び健康管理手当について、その支給の対象となる者の範囲を拡大し、及びその額を引き上げる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○齋藤國務大臣 ただいま議題となりました原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者につきましては、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行なうほか、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、特別手当、健康管理手当その他の手当等の支給を行ない、被爆者の健康の保持向上によりその生活の安定をはかつてまいったところであります。

今回の改正案の第一は、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部改正についてであります。その内容について申し上げます。

まず、従来の一般被爆者及び特別被爆者の区分を廃止し、被爆者健康手帳の一本化をはかり、従来の特別被爆者以外の被爆者にも一般疾病医療費の支給を行なうことができるようにするとともに、新たに、健康診断を受けることができる者を定めることとしております。

そのほか、医療に関する給付にかかる診療報酬の審査及び支払いに関する事務を、新たに、国民健康保険団体連合会等にも委託することができるようになり、診療報酬請求事務の簡素化をはかることとしております。

次に、改正案の第二の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部改正について申し上げます。

まず、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律に基づき、いわゆる原爆症であるとして厚生大臣が認定した被爆者に対して支給されている特別手当について、その支給額を現行の月額一万一千円から一万五千円に引き上げるとともに、新たに、当該認定にかかる負傷または疾病の状態に該当しなくなった者に対しても特別手当を支給することとし、その額を月額七千五百円とするものであります。

次に、原子爆弾の放射能の影響を受け、造血機能障害等の一定の疾病状態にある被爆者に対して支給されている健康管理手当について、その支給要件の年齢を五十歳以上から四十五歳以上とし、支給対象を拡大するとともに、その支給額を現行の月額五千円から七千五百円に引き上げるものであります。

これらの改正を通じて、被爆者の福祉を一層増進しようとするものであります。

以上が、この法律案を提出する理由であります。が、何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○野原委員長 大原亨君外十三名提出の原子爆弾被爆者援護法案を議題とし、その趣旨の説明を聴取いたします。大原亨君。

原子爆弾被爆者援護法案

原子爆弾被爆者援護法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 援護(第四条—第四十二条)

第三章 不服申立て(第四十三条—第四十七条)

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所(第四十八条—第四十九条)

第五章 原子爆弾被爆者援護審議会(第五十条—第五十二条)

第六章 雑則(第五十三条—第六十三条)

第七章 罰則(第六十四条—第六十五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の被爆者及びその遺族が今なお置かれていた特別の状態にかんがみ、国家補償の精神に基づき、これらの者に対して医療の給付、被爆者年金又は遺族年金の支給等必要な措置を講じ、もつてこれらの者を援護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「被爆者」とは、次の各号の一に該当する者であつて、被爆者援護手帳の交付を受けたものをいう。

一 原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内にあつた者

二 原子爆弾が投下された時から起算して政令で定める期間内に前号に規定する区域のうちで政令で定める区域内にあつた者

三 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾が投下された際又はその後において、身体に原子爆

弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあつた者

四 前三号に掲げる者が当該各号に規定する事由に該当した当時その者の胎児であつた者

(被爆者援護手帳)

第三条 被爆者援護手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。)の都道府県知事に申請しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請に基づいて審査し、申請者が前条各号の一に該当すると認めるときは、その者に被爆者援護手帳を交付するものとする。

3 被爆者援護手帳に関し必要な事項は、政令で定める。

第二章 援護

(援護の種類)

第四条 この法律による援護は、次のとおりとする。

一 健康診断の実施

二 医療の給付

三 被爆者年金の支給

四 遺族年金の支給

五 弔慰金の支給

六 医療手当の支給

七 介護手当の支給

八 葬祭料の支給

九 日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い

(健康診断)

第五条 都道府県知事は、被爆者に対し、毎年、厚生省令で定めるところにより、健康診断を行うものとする。

(健康診断に関する記録)

第六条 都道府県知事は、前条の規定により健康診断を行ったときは、健康診断に関する記録を作成し、かつ、厚生省令で定める期間、これを保存するものとする。

(指導)

第七条 都道府県知事は、第五条の規定による健康診断の結果が必要であると認めるときは、当該健康診断を受けた者に対して必要な指導を行うものとする。

(医療の給付)

第八条 厚生大臣は、被爆者の負傷又は疾病(遺伝性疾患、先天性疾患及び厚生大臣の定めるその他の負傷又は疾病を除く。)について、次に掲げる医療の給付を行う。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 医療の給付は、被爆者の同一の負傷又は疾病に関し、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による療養補償給付その他政令で定めるこれに相当する給付を受けることができる場合は、行わない。

3 医療の給付は、厚生大臣が次条第一項の規定により指定する医療機関(以下「指定医療機関」という。)に委託して行うものとする。

(医療機関の指定)

第九条 厚生大臣は、その開設者の同意を得て、前条の規定による医療を担当させる病院若しくは診療所又は薬局を指定する。

2 指定医療機関は、三十日以上の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

3 指定医療機関が次条第一項の規定に違反したとき、担当医師に変更があつたとき、その他指定医療機関に前条の規定による医療を担当させるについて著しく不適当であると認められる理由があるときは、厚生大臣は、その指定を取り消すことができる。

4 厚生大臣は、前項の規定により指定を取り消す場合には、当該医療機関の開設者に対して、弁明の機会を与えなければならない。この場合

においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

5 厚生大臣は、医療機関の指定又は指定の取消しを行うに当たっては、あらかじめ原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。

(指定医療機関の義務)

第十条 指定医療機関は、厚生大臣の定めるところにより、医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、医療を行うについて、厚生大臣の行う指導に従わなければならない。

(診療方針及び診療報酬)

第十一条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、健康保険の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬の例によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの診療方針及び診療報酬は、厚生大臣が原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴いて定めるところによる。

(診療報酬の審査及び支払)

第十二条 厚生大臣は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、かつ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することができる診療報酬の額を決定することができる。

2 指定医療機関は、厚生大臣が行う前項の決定に従わなければならない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の額を決定するに当たっては、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百九十九号)に定める審査委員会、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聴かなければならない。

4 国は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会その他厚生省令で定める者に委託することができる。

5 第一項の規定による診療報酬の額の決定については、行政不服審査法(昭和二十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

(報告の請求及び検査)

第十三条 厚生大臣は、前条第一項の審査のため必要があるときは、指定医療機関の管理者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして指定医療機関についてその管理者の同意を得て、実際に診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 指定医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の同意を拒んだときは、厚生大臣は、当該指定医療機関に対する診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(医療費の支払)

第十四条 厚生大臣は、被爆者が、緊急その他やむを得ない理由により、指定医療機関以外の者から第八条第一項各号に規定する医療を受けた場合において、必要があると認めるときは、医療の給付に代えて、医療費を支給することができる。被爆者が指定医療機関から同項各号に規定する医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により同項の規定によらないで行われたものであるときも、同様とする。

2 前項の規定によつて支給する医療費の額は、第十一条の規定により指定医療機関が請求することのできる診療報酬の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

3 厚生大臣は、第一項の規定により医療費を支給するに必要があるときは、当該医療を行つた者又はこれを使用する者に對し、その行つた医療に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員をして質問させることができる。

(被爆者年金)
第十五条 被爆者には、被爆者年金を支給する。

2 被爆者年金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

3 被爆者年金の額は、二十四万円とする。

4 被爆者のうち政令で定める程度の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く)の状態にある被爆者に支給する被爆者年金の額は、前項の規定にかかわらず、その障害の程度に応じ、二十四万円を超え、二百万円を超えない範囲内において政令で定める額とする。

5 前項の障害の程度を定めるに当たっては、被爆者が原子爆弾の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとする。

6 厚生大臣は、第四項の障害の程度を定める政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。

(被爆者年金の額の改定)

第十六条 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者が次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該被爆者年金の額を改定する。

一 前条第四項に規定する障害の状態になつた者が新たに当該障害の状態になつたとき。
二 前条第四項に規定する障害の状態にあつた者の当該障害の程度が増進し、又は低下したとき。

三 前条第四項に規定する障害の状態にあつた者の当該障害の状態が同項に規定する障害の状態に該当しなくなつたとき。
2 前条第一号又は第二号(障害の程度の増進に係る場合に限る)に該当することとなつたことによる被爆者年金の額の改定は、当該被爆者年金の支給を受けている者の請求に基づいて行う。

(被爆者援護手帳の交付を受けた日が同年十月一日以後であるときは、その交付を受けた日の属する月の翌月)から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 被爆者年金は、その支給を停止すべき事由が生じたときは、その事由が生じた日の属する月の翌月からその事由が消滅した日の属する日までの分の支給を停止する。ただし、これらの日が同じ月に属する場合は、支給を停止しない。

3 前条第一項の規定により被爆者年金の額が改定されたときは、改定後の額による被爆者年金の支給は、改定された日の属する月の翌月から始めるものとする。

4 被爆者年金は、毎年一月、四月、七月及び十月の四期に、それぞれその前月までの分を支給する。ただし、前支給期月に支給すべきであった被爆者年金又は権利が消滅した場合若しくは被爆者年金の支給を停止した場合におけるその期の被爆者年金は、その支給期月でない月であつても、支給するものとする。

(被爆者年金を受ける権利の消滅)
第十八条 被爆者年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、当該被爆者年金を受ける権利は、消滅する。

(被爆者年金の支給停止)
第十九条 被爆者年金は、受給権者が監獄、労務場その他これらに準ずる施設に拘禁されているときは、当該拘禁されている期間、その支給を停止する。

(被爆者年金と増加恩給等との調整)
第二十条 被爆者年金を受ける権利を有する者が、同一の障害に関し、他の法令により、恩給法(大正十二年法律第四十八号)第四十六条に規定する増加恩給その他被爆者年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき被爆者年金の支給を停止する。ただし、被爆者年金の額が他の法令による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りで

ない。

(未支給の被爆者年金)

第二十一条 被爆者年金を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき被爆者年金でまだその者の死亡前に支給していないものがあるときは、その者の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、死亡した者の被爆者年金の支給を請求することができる。

2 前項の場合において、死亡した者がその死亡前に被爆者年金の請求をしていなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、死亡した者の被爆者年金を請求することができる。

3 未支給の被爆者年金を受けることができる者の順位は、第一項に規定する順序による。

4 未支給の被爆者年金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

(遺族年金の支給)

第二十二條 第二号各号に掲げる者で死亡したものの遺族には、遺族年金を支給する。

2 遺族年金の支給を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(遺族年金を受けることができる遺族の範囲及び順位)

第二十三條 遺族年金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫及び祖父母であつて、当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者に限るものとす。

し、死亡した者の死亡の時に胎児であつた子が出生したときは、将来に向かつて、その子は、当該死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた子とみなす。

3 前二項の規定にかかわらず、死亡した者の死亡の日が昭和四十九年十月一日以前であるときは、当該死亡した者の配偶者、子、父母又は祖父母で当該死亡の日以後同年九月三十日以前に第二十八條第二号、第三号又は第四号に該当したものは、遺族年金を受けることができる遺族としない。

4 遺族年金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫及び祖父母の順序とする。

(遺族年金の額)

第二十四條 遺族年金の額は、三十六万円とする。

2 遺族年金を受けることができる同順位者の遺族が二人以上ある場合における各人の遺族年金の額は、前項の額をその人数で除して得た額とする。

(遺族年金の額の改定)

第二十五條 遺族年金を受けることができる同順位者の遺族の数に増減を生じたときは、遺族年金の額を改定する。

(遺族年金の支給停止)

第二十六條 夫（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、父母又は祖父母に対する遺族年金は、その者が六十歳に達するまでは、その支給を停止する。

2 第十九條の規定は、遺族年金について準用する。

(遺族年金の支給期間及び支給期月)

第二十七條 遺族年金の支給は、昭和四十九年十月（死亡した者の死亡の日が同年十月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌月）から始め、権利が消滅した日の属する月で終わる。

2 第十七條第二項から第四項までの規定は、遺族年金の支給について準用する。

族年金の支給について準用する。

(遺族年金を受ける権利の消滅)

第二十八條 遺族年金を受ける権利を有する者が、次の各号の一に該当するに至つたときは、当該遺族年金を受ける権利は、消滅する。

一 死亡したとき。

二 婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係に係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしたとき。

三 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつたとき。

四 離縁によつて、死亡した者との親族関係が終了したとき。

五 子又は孫にあつては、十八歳に達したとき。

(未支給の遺族年金)

第二十九條 第二十一條の規定は、未支給の遺族年金について準用する。この場合において、同条第二項中「同項に規定する者」とあるのは、「次順位者」と読み替へるものとする。

(遺族年金と扶助料等との調整)

第三十條 遺族年金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、同一の事由による恩給法第七十五條第一項第一号から第三号までに掲げる額の扶助料その他遺族年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき遺族年金の支給を停止する。ただし、遺族年金の額が他の法令による給付の額を超えるときは、その超える部分については、この限りでない。

(弔慰金の支給)

第三十一條 第二号各号に掲げる者で死亡したものの遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給する。

2 弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生大臣が行う。

(弔慰金を受けることができる遺族の範囲)

第三十二條 弔慰金を受けることができる遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族（死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていた者に限る。）とする。

第二十三條第二項（胎児に係る部分に限る。）の規定は、前項の場合について準用する。

(弔慰金を受けることができる遺族の順位)

第三十三條 弔慰金を受けることができる遺族の順位は、次に掲げる順序とする。ただし、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計を同じくしていたものを先にする。

一 配偶者（死亡した者の死亡の日以後昭和四十九年九月三十日以前に、前条第一項に規定する遺族（以下この条において「遺族」という。）以外の者の養子となり、又は遺族以外の者と婚姻した者を除く。）

二 子（昭和四十九年十月一日（死亡した者の死亡の日が同年十月二日以後であるときは、その死亡の日。以下この条において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

三 父母

四 孫（昭和四十九年十月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

五 祖父母

六 兄弟姉妹（昭和四十九年十月一日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）

七 第二号において同様の順位から除かれてゐる子

八 第四号において同様の順位から除かれてゐる孫

九 第六号において同様の順位から除かれてゐる兄弟姉妹

十 第一号において同様の順位から除かれてゐる配偶者

十一 前各号に掲げる者以外の遺族

(弔慰金の額)

第三十四条 弔慰金の額は、死亡した者一人につき五十万円とする。

2 第二十四条第二項の規定は、前項の弔慰金の額について準用する。

(弔慰金の支給を受けることができない者)

第三十五条 死亡した者の死亡の日以後昭和四十九年九月三十日以前に、離縁によつて当該死亡した者との親族関係が終了したときは、当該遺族には、弔慰金を支給しない。

(未支給の弔慰金の請求)

第三十六条 弔慰金を受けることができる先順位者がその請求をしないで死亡した場合においては、次順位者が弔慰金を請求することができる。

2 第二十一条第四項の規定は、前項の規定による弔慰金の請求について準用する。

(弔慰金と他の法令による弔慰金等との調整)

第三十七条 弔慰金を受ける権利を有する者が、当該死亡した者の死亡に関し、他の法令により、同一の事由による戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)第三十四条に規定する弔慰金その他弔慰金に相当する給付を受けることができる場合には、弔慰金の額のうち他の法令による給付の額に相当する額は、支給しない。

(医療手当の支給)

第三十八条 都道府県知事は、被爆者であつて、負傷又は疾病(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病を除く。)につき第八条第一項の規定による医療の給付を受けているものに對し、その給付を受けている期間について、月額二万円を限度として、政令で定めるところにより、医療手当を支給する。

(介護手当の支給)

第三十九条 都道府県知事は、被爆者であつて、政令で定める程度の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである負傷又は疾病による障害を除く。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに對し、その介護を受けている期間について、月額六万円を限度として、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。

(葬祭料の支給)

第四十条 都道府県知事は、被爆者が死亡したときは、葬祭を行う者に對し、葬祭料として、五万円を支給する。

(日本国有鉄道の鉄道への乗車等についての無賃取扱い)

第四十一条 被爆者及びその介護者は、運賃を支払ふことなく、日本国有鉄道の経営する鉄道、航路又は自動車線に乗車又は乗船することができる。

2 前項の規定により乗車又は乗船することができる回数、区間その他同項の規定の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

3 国は、第一項の規定による取扱いに伴う鉄道、航路及び自動車線の運賃を負担するものとする。

4 前項の規定による負担の方法その他必要な事項は、運輸大臣が定める。

(給付の制限)

第四十二条 この法律により給付を受けることができる者が、故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷、疾病、障害若しくは死亡又はこれらの直接の原因となつた事故を生じさせた場合には、その者には、次項の規定に該当する場合を除き、当該負傷、疾病、障害又は死亡に係る給付は、行わない。

2 遺族年金又は弔慰金を受けることができる者が当該死亡した者又はこれらの給付を受ける者を故意の犯罪行為により、又は故意に死亡させた場合には、その者には、当該給付は、行わない。

3 この法律により給付を受けることができる者が、重大な過失により、若しくは正当な理由がなくて療養に関する指示に従わなかつたことにより、負傷、疾病、障害若しくは死亡若しくはこれらの直接の原因となつた事故を生じさせ、その疾病若しくは障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げ、又は故意にその障害の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げた場合には、その者には、当該負傷、疾病、障害又は死亡に係る給付の全部又は一部を行わない。

第三章 不服申立て

(異議申立期間)

第四十三条 被爆者年金、遺族年金又は弔慰金に關する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処分を知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、前項の異議申立てについては、同法第十四条第三項の規定を準用しない。

(原子爆弾被爆者援護審議会の意見の聴取)

第四十四条 厚生大臣は、前条第一項に規定する処分についての不服申立てに對する決定をするに当たつては、原子爆弾被爆者援護審議会の意見を聴かなければならない。

(時効の中断)

第四十五条 第四十三条第一項に規定する処分についての不服申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

(不服申立てと訴訟との関係)

第四十六条 第四十三条第一項に規定する処分の取消しの訴へは、当該処分についての異議申立て又は審査請求に對する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(再審査請求)

第四十七条 広島市又は長崎市の長が行う被爆者援護手帳の交付又は医療手当、介護手当若しくは葬祭料の支給に關する処分についての審査請求の裁決に不服がある者は、厚生大臣に對して再審査請求をすることができる。

第四章 原子爆弾被爆者保護施設及び原子爆弾被爆者相談所

(原子爆弾被爆者保護施設)

第四十八条 国は、原子爆弾被爆者保護施設を設置しなければならない。

2 原子爆弾被爆者保護施設は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護(治療を含む。以下この項において同じ。)を必要とする被爆者を収容し、その保護を行う施設とする。

(原子爆弾被爆者相談所)

第四十九条 都道府県は、原子爆弾被爆者相談所を設けることができる。

2 原子爆弾被爆者相談所は、被爆者の健康及び生活上の問題について相談に應ずる施設とする。

3 国は、予算の範囲内において、原子爆弾被爆者相談所を設置した都道府県に對し、その設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助することができる。

第五章 原子爆弾被爆者援護審議会

(設置及び権限)

第五十条 厚生大臣の諮問に應じ、この法律の施行に關する重要事項を調査審議させるため、厚生省に、附屬機関として、原子爆弾被爆者援護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、前項に規定する事項につき、関係行政機関の長に意見を述べることができる。

(委員)

第五十一条 審議会は、委員二十人以上以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者、被爆者及び関係行政機関の職員のうちから、厚生大臣が任命する。

3 学識経験のある者及び被爆者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第五十二条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(受給権の調査)

第五十三条 厚生大臣は、被爆者年金又は遺族年金(以下「被爆者年金等」という。)の支給を受けている者について必要があると認めるときは、その者に対し、身分関係の異動及び障害の状態その他必要な事項に関して、必要な書類の提出を命じ、又は当該職員をして質問をさせることができる。

2 厚生大臣は、被爆者年金の支給を受けている者について障害の状態を調査するため必要があると認めるときは、その者に医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。

3 第一項の規定によつて質問を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(不正利得の徴収)

第五十四条 厚生大臣又は都道府県知事は、偽りその他不正の手段によりこの法律に基づく給付を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、当該給付に要した費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(時効)

第五十五条 この法律に基づく給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から、医療費、医療手当、介護手当及び葬祭料については二年間、被爆者年金、遺族年金及び弔慰金については七年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 被爆者年金等を受ける権利の時効は、当該被爆者年金等がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。

3 時効期間の満了前六月以内において、次に掲げる者の生死又は所在が不明であるためにその

者に係る遺族年金又は弔慰金の請求をすることができない場合には、その請求をすることができなくなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

一 被爆者でその者が死亡した場合に遺族年金又は弔慰金を受けることができる者があるものの

二 遺族年金又は弔慰金を受ける権利を有する者のうち先順位者又は同順位者

(受給権の保護)

第五十六条 この法律に基づく給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、被爆者年金等を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第五十七条 租税その他の公課は、この法律に基づく給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(戸籍事項の無料証明)

第五十八条 市町村長(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市において、区長とする。)は、この法律に基づく給付を受ける権利を有する者に対して、当該市町村の条例の定めるところにより、その者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。

(交付金)

第五十九条 国は、政令で定めるところにより、医療手当、介護手当及び葬祭料の支給並びにこの法律又はこの法律に基づく命令の規定により都道府県知事が行う事務に要する費用を都道府県に交付する。

(広島市及び長崎市に関する特例)

第六十条 この法律中「都道府県知事」又は、「都道府県」とあるのは、広島市又は長崎市については、「市長」又は「市」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第六十一条 この法律に定める厚生大臣の権限の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(子又は孫に対する適用等)

第六十二条 都道府県知事は、第二条各号に掲げる者の子(同条第四号に該当する者を除く。以下この条において同じ。)又は孫から申出があつた場合には、これらの者に対して、第五条から第七条までの規定の例により、健康診断を行うものとする。

2 第二条各号に掲げる者の子又は孫で政令で定める疾病にかかつている旨の都道府県知事の認定を受けたものは、当該各号に掲げる者とみなしてこの法律の規定(被爆者年金、遺族年金、弔慰金及び葬祭料に係る規定を除く。)を適用する。

(省令への委託)

第六十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第七章 罰則

第六十四条 この法律による健康診断及び指導の実施の事務に従事した者が、その職務に関し知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は三万以下の罰金に処する。

第六十五条 第八条第一項各号に規定する医療を行つた者又はこれを使用する者が、第十四条第三項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて、正当な理由がなくこれに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による当該職員の質問に対して正当な理由がなく答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

(原子爆弾被爆者の医療等に関する法律等の廃止)
第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号)

二 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号)

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(以下「旧被爆者医療法」という。)第三条の規定により交付された被爆者健康手帳は、次項の規定により第二条の被爆者健康手帳が交付されるまでの間に限り、同条の被爆者健康手帳とみなす。

2 都道府県知事は、この法律の施行後速やかに、前項に規定する被爆者健康手帳の交付を受けた者に対し、第二条の被爆者健康手帳を交付しなければならない。

3 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法の規定によつてなされてゐる被爆者健康手帳の交付の申請は、この法律の規定によりなされた被爆者健康手帳の交付の申請とみなす。

第四条 旧被爆者医療法第四条の規定により行つた健康診断に関する記録の保存については、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行の際現に旧被爆者医療法第九条又は第十四条の三の規定により指定されてゐる病院若しくは診療所又は薬局は、それぞれ第九条の規定により厚生大臣が指定した病院若しくは診療所又は薬局とみなす。

第六条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第七条第一項に規定する医療の給付に係る診療報酬の審査及び支払並びに報告の請求及び検査については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前に行われた医療に係る旧被爆者医療法第十四条第一項に規定する医療費又は旧被爆者医療法第十四条の二第一項に規定する一般疾病医療費の支給に関しては、なお

従前の例による。

第八条 この法律の施行前に附則第二条の規定による廃止前の原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の規定により給付事由が生じた特別手当、健康管理手当、医療手当、介護手当又は葬祭料に関しては、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(被爆者年金等の額の自動的改定措置)

第十一条 被爆者年金等については、政府は、労働省において作成する毎月勤労統計における労働者の年度平均の給与額(以下「平均給与額」という。)が昭和四十九年度(この項の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年度の前年度)の平均給与額の百分の百五を越え、又は百分の九十五を下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の七月以降の被爆者年金等の額を改定する措置を講じなければならぬ。

2 前項の規定による措置は、政令で定める。

(見舞金の支給)

第十二条 国は、昭和三十二年四月一日から昭和四十一年六月三十日までの間に沖縄県の区域内に住所を有していた第二号各号に該当する者であつて、当該期間内に医療機関において厚生大臣の定める負傷又は疾病につき医療を受けたものに對し、政令で定めるところにより、十万円を限度として、見舞金を支給する。

(地方財政法の一部改正)

第十三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第十条第八号の四を削る。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)

第十四条 社会保険診療報酬支払基金法の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)を「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)第三項若しくは第十四条の四第一項」を「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)第三項」に、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律第十二条第四項若しくは第十四条の四第二項」を「原子爆弾被爆者援護法第十二条第四項」に改める。

(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行前に行われた旧被爆者医療法第七条第一項又は第十四条の二第一項の規定による医療に係る旧被爆者医療法第九条第一項又は第十四条の三第一項に規定する医療機関に對する医療費の支払に關しては、前条の規定による改正後の社会保険診療報酬支払基金法第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(厚生省設置法の一部改正)

第十六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第十五号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)の定めるところにより、」を「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)の定めるところにより、被爆者年金、遺族年金及び弔慰金を受ける権利を裁定し、並びに」に改める。

第九号第三号及び第三号の二を次のように改める。

三 原子爆弾被爆者援護法を施行すること。

第十五条中「検疫所」を「国立原子爆弾被爆者保護施設」に改める。

第二十号の次に次の一条を加える。

(国立原子爆弾被爆者保護施設)

第二十号の二 国立原子爆弾被爆者保護施設

は、高年齢の被爆者、小頭症の病状にある被爆者その他特に保護を必要とする被爆者を取り容し、その保護を行う施設とする。

2 国立原子爆弾被爆者保護施設の名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十九条第一項の表中原子爆弾被爆者医療審議会に係る部分を「原子爆弾被爆者援護審議会(厚生大臣の諮問に應じて、原子爆弾被爆者援護法に關する重要事項を調査審議する者援護法」に改める。

(精神衛生法の一部改正)

第十七条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律第六十八号)の下に」又は「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)を「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)」に改める。

第七十二条の十七第一項ただし書中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」を「原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(結核予防法の一部改正)

第十九条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「戦傷病者特別援護法(昭和三十一年法律第六十八号)の下に」又は「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)」を加える。

第三十五条第二項中「戦傷病者特別援護法」の下に「若しくは原子爆弾被爆者援護法」を加える。

第二十号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を

次のように改正する。

第十五条の二中「船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の下に」及び「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)」を加える。

第三十二条の二中「及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)」を「旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)及び原子爆弾被爆者援護法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十一条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項第一号中「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十一年法律第四十一号)」を「原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)」に改める。

(国民年金法の一部改正)

第二十一条 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項に次の一号を加える。

七 原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)に基づく年金たる給付

第七号第二項第四号及び第五号中「第五号まで」の下に「及び第七号」を加える。

(通算年金通則法の一部改正)

第二十三条 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)に基づく障害年金」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)に基づく障害年金又は原子爆弾被爆者援護法(昭和四十九年法律第十二号)に基づく被爆者年金」に、同項第五号中「又は戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金(遺族給付金を含む。)」を「戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく遺族年金(遺族給付金を含む。)」及び「原子爆弾被爆者援護法に基づく遺族年金」に改める。

(児童扶養手当法の一部改正)

第二十四条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。
第三条第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 原子爆弾被害者援護法(昭和四十九年法律第 号)に基づく年金たる給付

理 由

原子爆弾被害者及びその遺族が今なお置かれて
いる特別の状態にかんがみ、国家補償の精神に基づき、新たに被害者年金及び遺族年金の制度を設けるとともに、医療手当等の内容を充実することとし、その他これらの者に対する援護措置全般にわたり整備改善を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約一千二百四十億円の見込みである。

○大原議員 お手元に配付いたしましたプリントの一部修正がありますが、これは私がここで申し上げるのが正文でございます。

私は、ただいま議題となりました原子爆弾被害者援護法案につきまして、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党、民社党を代表いたします、その提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十年八月六日、続いて九日、広島、長崎に投下された人類史上最初の原子爆弾は、一瞬にして三十万人余の生命を奪い、両市を焦土と化したのであります。

この原爆による被害は、放射能と熱線と爆風によるものであつて、たとえ一命を取りとめた人たちも、この世のできごととは思われない焦熱地獄を身をもって体験し、生涯消えることのない傷痕と、原爆後遺症に苦しみ、病苦、貧困、孤独の三重苦にさいなまれながら今日まで生き続けてきたのであります。

たのであります。

わが国の戦争犠牲者に対する援護は、軍人、公務員のほか、軍属、準軍属など国との雇用関係または一部特別権力関係にあるものに限定されてきたのであります。

しかし原爆の投下された昭和二十年八月のいわゆる本土決戦の段階で非戦闘員と戦闘員を区別して処遇し、原爆による被害について国家責任を放棄する根拠があるではありませんか。

被爆後二十九年間、生き続けてこれた三十余万人の被害者と死没者の遺族がもうこれ以上待ち切れないという心情を思うとき、国家補償の精神による被害者援護法をつくることは、われわれの当然の責務といわなければなりません。

国家補償の原則に立つ、援護法立法の第一の理由は、アメリカの原爆投下は国際法で禁止された毒ガス、生物化学兵器以上の非人道的兵器による無差別爆撃であつて、国際法違反の犯罪行為であり、たとえサンフランシスコ条約で日本が対米請求権を放棄したものであつても、被害者の立場からすれば、請求権を放棄した日本国政府に対して国家補償を要求する当然の権利のあることは明白であります。

まして、われわれがこの史上最初の核爆発の熱線と放射能による、はかり知れない人命と健康被害に目をつぶることは、世界唯一の被爆国としての日本が恒久平和を口にする資格なしといわねばなりません。

第二の理由は、今次太平洋戦争を開始し、この人類史上未曾有の惨禍をもたらした一切の責任が、日本国政府にあったことは明白であるからであります。

特にサイパン、沖縄陥落後の本土空襲、本土決戦の段階では、旧国家総動員法は言うまでもなく、旧防空法や国民義勇隊による動員体制の強化にみられるように、六十五才以下の男子、四十五才以下の女子――すなわち、全国民は国家権力によってその任務につくことを強制されていたことはまぎれもない事実であります。

私どもは以上のような理由から、全被害者とその遺族に対し、放射能被害の特殊性を考慮しつつ、現行の軍属、準軍属に対する援護法に準じて、原爆被害者援護法を提案することとしたのであります。

次に、この法律の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、健康管理及び医療の給付であります。健康管理のため定期年二回、随時二回以上の健康診断や成人病検査、精密検査を行なうことや、被害者の負傷または疾病について医療の給付を行ない、その医療費は全額国庫負担とすることにいたしましたのであります。

なお治療並びに手術に際しては、放射能後遺症の特殊性を考え、はり、きゅう、マッサージをもあわせ行ない得るよう別途指針をつくることといたしました。

第二は、医療手当及び介護手当の支給であります。被害者の入院、通院、在宅療養を対象として、月額二万円の範囲内で医療手当を支給する。また、被害者が、安心して医療を受けることができるよう月額六万円の範囲内で介護手当を支給し、家族介護についても給付するよう措置いたしましたのであります。

第三は、被爆二世または三世に対する措置であります。被害者の子または孫で希望者には健康診断の機会を与え、さらに放射能の影響により生ずる疑いがある疾病にかかった者に対して、被害者とみなし、健康診断、医療の給付及び医療手当、介護手当の支給を行なうことにしたのであります。

第四は、被害者年金の支給であります。全被害者に対して、政令で定める障害の程度に応じて、年額、最低二十四万円から最高二百万円までの範囲内で年金を支給することにいたしました。障害の程度を定めるにあつては、被害者が原爆の放射能を受けたことによる疾病の特殊性を特に考慮すべきものとしたのであります。

第五は、遺族年金の支給であります。

被害者の遺族に対して、年額三十六万円の遺族年金を支給することにいたしましたのであります。

第六は、被害者年金等の年金額の自動的改定措置、すなわち賃金自動スライド制を採用いたしました。

第七は、弔慰金の支給であります。被害者の遺族に対して弔慰のため、昭和二十年八月六日にさかのぼって、五十万円の弔慰金を支給することにしたのであります。

第八は、被害者が死亡した場合は、五万円の葬祭料を、その葬祭を行なう者に対して支給することとしたのであります。

第九は、被害者が健康診断や治療のため国鉄を利用する場合は、本人及びその介護者の国鉄運賃は無料とするにといたしました。

第十は、原爆孤老、病弱者、小頭症等、その他保護、治療を必要とするものために、国の責任で、収容、保護施設を設置すること。被害者のための相談所を都道府県が設置し、国は施設の設置、運営の補助をするにといたしました。

第十一は、厚生大臣の諮問機関として原爆被害者援護審議会を設け、その審議会に、被害者の代表を委員に加えることとしたのであります。

第十二は、沖縄における被害者に対して、昭和三十三年四月から昭和四十一年六月三十日までの間に、原爆に関連する負傷、疾病につき医療を受けた沖縄居住者に対して、十万円を限度とする見舞い金を支給することとしたのであります。

第十三は、日本に居住する外国人被害者に対しては本法を適用することにいたしましたのであります。

なお、この法律の施行は、昭和四十九年十月一日であります。

以上がこの法律の提案の理由及び内容であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決せられるようお願い申し上げます。(拍手)

○野原委員長 次に、国民年金法等の一部を改正する法律案及び児童手当法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田邊誠君。

○田邊委員 わが国の社会保障の中で重要な部分を占めるのは所得保障の中核をなす年金制度で、この年金制度を軸としたいわゆる所得保障は医療療養保障と並んで社会保障の二大柱でありますから、この充実強化が政治に課せられた重大な任務であると考えられてまいりました。形の上ではいま皆保険、皆年金といわれる時代に到達をいたしまして、年金制度も逐次改善がはかられてきたというふうにいわれております。特に昨年の厚生年金、国民年金等の改正によって、スライド制の実施等一定の前進を見たことも事実であります。しかし私は、まだまだその内容から言い、その基本的なものから推して、これで十分であるとは断じて言いたいと思うのであります。

最近 厚生省のそれぞれのポストの人たちがいろいろな機会に言っている話を聞きますというと、年金制度は昨年大改革をやった。これによつてもういいわば一つの形ができ、基礎ができた。言うなればこれから先はこれにどういう肉をつけるか、あるいはどういう形でもつてその中のは正等をはかつていくかということであるという発言をいたしておるのでありますが、私は、これは非常に不遜な発言であると思うのであります。

昨年の改正は確かに一定の前進はありましたが、いわず年金制度をこれからどうやってほんとうに国民のものにするかという起点に立つたものであるとわれわれは思つておるのであります。これによつてもうすべてが卒業されて、あとはその手直しだけでよろしいような感覚でもつてものを処せられるとすれば、これは国民にとつて大きな不幸であります。この考え方はまず改めていかなければならないと思つております。

さて、昨年いろいろと論議がありまして、われわれの主張も申し述べておりますし、また、政

府側の考え方も一応出ておるわけでありましたが、これによって、これをどうやってこれから決意させるかという観点でわれわれはものを考えていかなければならないと思います。

私は実は、まづもってきわめて原則的なことについてお伺いしたいと思うのでありますが、年金といわれるものについては厚生年金、国民年金あるいは各種共済等がございます。特にその基本的なもの、中軸的なものは一つは国民年金であり、一つは厚生年金であると思います。このよつて立つところの法律は、この二つの国民年金と厚生年金については、一体基本的には制度上、法制上はたてまゑとして一致しておるのかどうか、あるいはよつて立つところの考え方というものの性格が、一体この二つの法律は違つてゐるのかどうか、この点に対しては政府は一体どうお考えでございますようか。

○齋藤國務大臣　いろいろお述べになりましたように、わが国の社会保険は所得保障、医療保障、二つになるわけでございまして、年金制度はまさしく所得保障の中核をなすものであります。昨年、皆さん方の非常な御協力によりまして、五万四年金制度という画期的な法の改正が行なわれたことに、私は皆さま方の御労苦にも深く敬意を表しておるわけでございますが、私はこれで厚生年金なり国民年金なりの所得保障というものが非常に大きなレールは敷かれたと思いますが、これで満足しているものではありません。したがって、今後この大きなレールを手直しさえしていけばいいんだという考えであつてはならぬと思います。やはり国民の年金に対する期待ということを十分頭に描きながら、よりよき制度にするために、その線路をもつともつと幅の広い線路にしていこうという努力を続けていかなければならぬであらう、私はこういうふうにご考えておるわけでございまして、手直し程度を繰り返していけばそれでもう日本の所得保障はいいんだ、こういうことで満足するよ、うな態度は私はとりたくありません。したがって、たびたび申し上げておりますように、賦課方式の

問題とかいろいろな問題があるわけでございますので、私は今後ともこのレールをもっともとと広いレールにするように、皆さん方の御協力もいたさながら努力をしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

そこで問題は、年金については国民年金と厚生年金と二つあるわけですが、やはり日本の国は、健康保険等で御承知のように、被用者と被用者でない者、こういうふうに分ける一つの慣行みたいなものがあるわけですので、そうした二つの大筋に分けていくことが日本的な慣行、慣習というものになじんでいるのではないか、こういうふうを考えます。

しかしながら考えてみますと、厚生年金のほうは歴史が非常に古いために、これは相当な成熟を示しております。しかし、国民年金は何しろ十何年前につくったばかりでございますので、ある意味から言くと、私は厚生年金よりも国民年金というものが多少劣っているような感じがするわけでございます。と申しますのは、国民年金も御承知のように保険主義をとりましたために、その当時資格のある者を中心にして出発して、それがたった十三年きりたっていない、成熟が非常におくれている。そこで補完的な意味で福祉年金という制度が一部あるわけでございますが、全般的に考えてみて、だんだん老齢福祉年金その他の福祉年金というものはこれからなくなつて、提出制一本の国民年金に何年か先にはなつていくわけでございます。財政的にも非常に苦しい年金の財政ではございますけれども、私どもはやはり厚生年金、国民年金は一応被用者としからざる者とに分けて進んでいって、そして中身については均衡のとれたようなものにしていかなければならぬ、こういうような考えで努力をしていくべきではないだろうか、こういうふうに考えておる次第でございます。

○田邊委員　そこで、これは言わずもがなですけれども、社会保障制度の中でもつて、いわゆる保険主義をとつてきた部分が非常に多いので、特にこの年金の制度を見ますと、いま大臣が言われま

したよに、厚生年金保険はいわば戦前からの労働者年金保険等の歴史を経ながら体系づけられてきたという経緯がある。言うなれば、これは戦争政策の一環として長期の積み立てを財政的にも必要としたというそういう時期にもございましたから、私は戦前の性格をそのまま戦後は踏襲しているのではないと思う。またそうあつてはならないと思うのですが、しかし一貫して言えることは、何といつてもこの法律に規定をいたしておりましたごとく、保険給付を行なつて、それによつて生活の安定をするというのが基礎であります。いわゆる保険主義といましようか、保険制度というものをむき出しにしているという形であります。大臣が言われたように、国民年金のほうは昭和三十四年から制定をされて以来の、いわばこれは戦後の一つの所産であります。そういう点で、この国民年金は国民年金保険法という法律の形をとらない、そして憲法第二十五条の規定にのつとつて、その理念に基づいて生活の安定を国民の共同連帯で行なうという、こういうような形、そしてそのために必要な給付をやるんだ、こういうような規定づけをしておると思います。私は、これはやはり一つの大きな歴史的な面もありましようけれども、違ひがあると思うのであります。もちろんこの中に、国民年金はいわゆる福祉年金等の要素がございますから、全的に保険主義を貫くこととはできないといふこともありましようけれども、これはあとからの問題、あとから出てきた問題であります。

いずれにいたしましても、そういう点から見ますと、戦後われわれが言つてまいりましたこのいわゆる社会保障の原則という点から見ますならば、この国民年金がとつておるところの憲法規定に基づくいわゆる社会の共同責任、そしてそれに基づいて最終的に責任を負うという立場に立つたこの国の年金制度、これが私はこれから先のあるべき姿として、まずわれわれは根底に置かなければならないことではないかといふふうに思つておるのであります。そういう点に立つてものを見てい

いずれにいたしましても、そういった点から見ますと、戦後われわれが言つてまいりましたこのいわゆる社会保障の原則という点から見ますならば、この国民年金がとつておるところの憲法規定に基づくいわゆる社会の共同責任、そしてそれを國が最終的に責任を負ふという立場に立つたこの年金制度、これが私はこれから先のあるべき姿としては、まずわれわれは根底に置かなければならないことではないかというふうに思つておるのであります、そういった点に立つてものを見てい

かないと、今後の施策というものがただ単に小手先、技術的なものに終わってしまうのではないかと、観念で実は私はお聞きしたかったのですが、大臣、その点に対するところの御答弁がちょっと不足をしておたと思いますが、いかがですか。

○齋藤國務大臣 仰せのごとく、国民年金あるいは厚生年金は法律の字句等については多少違いがあり、それから厚生年金は戦前からできた法律であるということと多少字句の相違はありますけれども、私は、やはり二つとも基本的には新しい憲法に基づく社会保障の理想というものを貫く制度として育てていくということが非常に必要であらう、かように考えております。したがって、ややともしますと、保険主義というものをとておりますと、保険主義のためにゆがめられる、制限を非常に厚く受ける、こういう傾きが出てくることは避けられないわけでございますが、できるだけ、やはりそういうことの制限、ワクを多少なりとも考えて、社会保障の色彩を強く出す、憲法の精神を強く出す、こういう方向で運営をしていかなければならぬだろう、私はかように考えておる次第でございます。

○田邊委員 いわゆる社会保障というものの概念と社会保障の理念というものはもちろん完全に相反するというような、そういう立場をとるべきではないと思ふのです。

実は、最近、社会保障制度審議会の大河内さんが講演等でしばしば言っておるのを聞いたのでありますけれども、社会保障の残つておれば、社会保障制度というものは確立しないんだということとを言っている人がいるけれども、これは誤りであるというふうには大河内さんは言っておるのです。私は、このことを全部いけば反駁しようとは思いません。しかし、言うなれば、われわれは社会保障のワク組みの中で全部ものを考えていくことにいわば大きな誤りをおかすという考え方があつたことは疑いない事実であります。したがって、社会保障の制度というものがあつたけれども、

これをだんだんと改善しようとするならば、これはやはり社会保障にだんだん移行すべきものであると思ひます。そしてまた一つは、社会保障の中におけるいろんな矛盾点を止揚して、そのワク組みをある程度乗り越えても社会保障という理念に近くということが必要であるというように私は思ふのであります。大臣は大体そのような考え方をいま述べられたと思ふのですが、いつて私は、いまの保険主義をとっていることがすべて誤りだとは思ひません。保険主義の中においてもだんだんに改善をし、改良をしていく部分も出てくるというように思ふのです。そうすれば必然的に社会保障になつていくと思ひます。ただ、何でもいけば国庫負担で全部いけいというものがこれが社会保障だと思ふ考え方は私はもちろんとれません。とり

ませんけれども、現在のいわば税によつてまかなつておる部分、そしてまたその税によつて成り立つておる要素が非常に多い一般会計の予算、こういうことも一体どういふふうに使われておるのかということもにらみませんと、これは国の負担でもつてやることを何でもかんでも強要することはいかぬのだという反発が一面にあると同時に、これは何といつてもわれわれは社会保障に對するところの国全体の気がまえず、それに対するところのいわば金の使い方が少ない、これに思ひをいたさなければならぬ。もう一つは、税の取り方が非常にこれは大衆課税である、もつといわば所得の多い者からどんどん税を取るべきだといふ形を考へなければならぬ。つい最近制定をされた会社特別税のごとき、まことに自民党が大法人に對する利益を擁護するやうな、いわばこういう形をとつておることは、この社会保障の原理からいいますならば、全くこれは相反する措置であるといふふうに糾弾しなければならぬと思ふのですけれども、そういう点からわれわれはものを見ていかなければならぬ。したがって、特別税とかあるいは保険料によつていろいろな給付をするとか、いろいろな形があつたけれども、しかし基本は、いま言つたやうな形でもつて

保険主義をだんだんと脱却するという方向が基本的にとられなければならぬというように私は思ふのです。

その観点でこの制度を見てまいりますと、いろいろな点でもつて不十分な点、矛盾が出ておるのじやないかと思ふのです。

あとで時間があれば質問をいたしますけれども、各種の年金制度の統合等の問題についても、年金局長はいささか後退的な発言を何か全国の課長を集めた会議等でもやつておるやうに見受けまうので、もつてのほかの発言であると思われる思つておるのではありません、そういううしろ向きのやうな論議を役所がしておる限りは、前進はしないことをこの際私は特に注意を喚起しておきたいと思ふに思つております。

そこで、いま申し上げたやうな観点で、今度の改正はいろいろありましようけれども、私はまず考へられるのは、国民から一つものを保険料という形で取る、それからいろいろな給付をする、これはあくまでもやはり所得再配分に基づいた形でもつてこれが行なわれるというのが当然の考え方だろうと思ひますが、その点は大臣も同意でしよう。

○齋藤國務大臣 お述べになりましたやうに、日本の社会保障制度は保険主義をとつておりますけれども、保険主義であるから憲法の定めるやうな社会連帯の社会保障というものが完全にりつぱに実現できない、こういうやうな考えは私はあくまでもとるべきではない。保険主義にとらわれることなく、国民の世論というものを背景として、りつぱな社会保障を打ち立てるやうな内容に持つていかなければならぬという点につきましては、田邊委員の御意見と私も同意見でございます。

そこで保険料の問題でございますが、保険料は仰せのごとく、所得再配分という考え方であるべきことは私は当然だと思ひます。所得の多い者からだけではだんだけ多く保険料をもらつて、低所得からは保険料は少ない、こういうやうな形でいくべきであらうと思ひます。

そういうやうなわけで、私もよくわかりませんが、この保険料徴収について、よく上限とか何かいろいろありますが、この上限制限なんというものを一々やるということはどうか、こういうことをこむろ弾力的にやつていくといううらみのことをほんとうはやるべきではないかというやうな考えを持つておるのです。でございますから、所得再配分的な考えを持ち、国も応分の補助負担をする、こういう形で、やはり保険主義のみではないといふ姿をはつきりさせていく必要があるのではないかと、こういうやうに考えておる次第でございます。

○田邊委員 いま大臣言われた中の、たとえば厚生年金の掛け金については、私も実はでき得れば果進的な料率をとるべきだとすら思つておる。ましてや上限の規定というものがきつめて弾力性を欠いておるということについては私も一つの主張を持つておるものであります。なお技術的にいえば、たとえ大体の平均標準報酬の倍ぐらゐのことろまであまり保険料率を料率として増加することは、これはもちろんいかにがつかという氣もいたしますけれども、しかしいづれにいたしましても上限の規定なり、料率のいわばいまの同一料率をとつていけるやうなやうな事態については、私は将来についていろいろと理論的には説明していかなければならぬ問題があると思ふのです。しかしそれは一応おきますが、いま大臣の言われた点を実は私率直に受けますと、今度の改正にもありますけれども、国民年金については保険料を九百円取つておる、今度千円取るといふ、これは二百円上げることももちろん実は大問題でありますけれども、そもそもこういういわば定額の保険料を取るという思想、これは私はいま言つた原理からいいますならばいかにが、こう思ふのです。もしいゆる率でもつて取ることができないとしても、私は所得等に應じてこれはいろいろと段階制をとるといふやうなことも考へられるといふふうに思ふのです。免除規定等もありましようけれども、いづれにいたしましてもそういう実は考え方、しかも年金額は同一のものを徴収するといふ考え方は、この国民年金の

崇高な第一号の精神からいいますならば、私は現実にはまことにかけ離れたものであるというふうに思っているのですが、この点はどうでしょう。

○齋藤國務大臣 御承知のように、昨年度改正をいたしましたときに、保険料というのは段階的に上げていきました。去年あれだけの改正をいたしましたので、実はもつと大幅な保険料というものを予想しておったのでございますが、一挙に上げるというふうなものであろうか、まあやはり段階的に上げていく、こういうふうなことが望ましいと考えまして、それに類した規定もたしか挿入をいたしておたはずでございます。御承知のように、全般的に見ますと国民年金というのは、長期的に見ますと、これはもう田邊委員は専門家でございまして、これはもう十分御承知のとおりだと思っております、非常に財政窮乏なんです、ほんとう言うところ、国民の世論のために——世論に押されてというのはどうかと思いますが、やはりこういうことを実現することが日本の所得保障を実現する上においては望ましい、こう考えたわけで、まあ率直に言いますと、将来の財政の苦しいことも考えながら国民の要望にこたえたというふうなことで実はいたしたわけでございまして、国民年金の保険料というのは、やはり段階的に上げていくというところが望ましいことではないか、かように私は考えております。

そこでこれについては、御承知のように国民年金に入っておられる方々は被用者でございせんので、その所得を押えるというところはなかなか困難な問題でございまして。そこで定額の保険料というところにいたしたわけでございまして、その点は十分ひとつ、国民年金の財政というものは非常に苦しい、しかしながらそれを一挙に上げるということもこれは非常にむずかしい問題である、段階的に上げていきたい。昨年以来の法改正の精神にのっとり、本年度もある程度の保険料の増徴ということをお願いしたような次第でございまして、どうかその点は専門家である田邊委員

員が十分御承知のとおりでございましてから御理解いただける、かように考えておる次第でございまして。

○田邊委員 何かあなたはいま二百円上げたことについて、われわれは納得をいたしませんけれども、財政は苦しいようなことを盛んにおっしゃっておるのですけれども、これは大臣はよく御承知のとおりでありまして、厚生年金については四十九年度の収支残高は一兆七千五百九十九億、四十九年度末の累積金として九兆七千五百二十六億、国民年金については四十九年度の収支残高は二兆三千三百五十九億、さらに累積金として一兆七千五百九十六億でございます。しかも注目しなければならぬことは、この厚生年金にいたしましては国民年金にいたしましては、いわゆる被保険者と受給者の大きなアンバランスがあるということでありまして、先ほど盛んに五十四年度の年金のことをおっしゃっていましたが、あれも、あの実態は五十四年度でないことは、これは先刻御承知のとおりですが、将来に向けてこれはいろいろとわれわれとしては考えなければならぬ点があります。しかし、いわゆる掛け金と給付というのは相対的なものでありますから、保険主義をわれわれが一応認めた前提に立つても、そういった点から見ても、まずもってこの改正案でもって二百円の引き上げをしたなんというの、これは具体的な改善策が盛られていない状況の中でもって一方的に掛け金を上げるというふうなことは、国民に負担増を強いるということ、しかも最も悪い物価高のときにあえてこういうことを強行しようとする、こういうことは、私は国民のコンセンサスを得ることにならない、こういうふうに思うのであります。

さらに私は、いろいろふやすればこの同額制ということについてもこれは当然所得の捕捉はできるはずでありまして、そういった点から見ても、将来あるべき姿としての保険料は、これは均一制をとることに再考をしなければならぬ、ということに思うのです。もしこれが小刻みの

ことはできないにしても、いわゆる大づかみな形でもって二段階なり三段階なりの程度のことでもできるし、そうしてまた給付の面についても、たとえば同額制をとれば給付の面について考える、いわばそういう相対的なものを考えてくれば、この問題に対しては措置ができるものでありまして、そういう点に對するところの政府の考え方が、非常に未熟であると思うと同時に、何か盛んに、いまま言った財政が窮乏しているが、ごとき錯覚を持った発言を大臣はしておりますけれども、これは私はまことに誤った考え方であると思うのです。そんなにあなた、金を積み立てなければならぬ、そういう金の亡者みたいな考え方というものは、この際捨ててもらいたい。現代的に見て、いま国民が要望しているものは一体何か、まずこれだ。それから保険の、あとでもってこれも実は時間があれば申し上げたいのですけれども、財政方式の問題にからめて、一体どこまで将来を見越せば済むのかというのを考えてまいります。と、この経済が高度成長をやってきた、しかも物価がどんどん上がっていく、金の価値はどんどん下がっていく、減価してくるという状態の中で、もって、ただ老齢人口がまだどんどんふえるだろうというふうなこともあって、これから三十年も五十年も百年も先のことを考えるということ、これは人間の英知というのを考えてみた場合には、私はそうとらわれるべきでないというふうに思うのです。そういった点から見て、いわばこの財政状態はまずまずもってこれは非常に裕福といえましょうか、あるいは健全といえましょうか、という形でもって推移をしておるというふうに見なければならぬのでありまして、それだからこそスライド制の実施等についても政府は踏み切ったというふうには私は思っておるわけでありまして、これらのことを考慮したときには、いまあなたの言われたような、この際ひとつ保険料をよけい取って財政の安定化をはかっている、これは年金局長、あなたもひとつ言い分があったら言ってもらいたい、あなたもそんなことを、何か

安定化をはかっている、ということを盛んに吹聴しているようだけれども、そんな考え方であなただけから何年生きるかしらぬけれども、いま一九七〇年代であります。二〇〇〇年以上の先まで見越すようなことはだれもできないはずなんです。そういった点から見ても、私はこの考え方について、もう少し有効な手段を用いるべきである、ということを考えておる。もうこれから先はあまり私のほうからはしゃべりませんから、端的に聞きましますから、ちよつとそこだけ答えてください。

○齋藤國務大臣 私も端的に答えておるわけでございまして、やはり年金というのは長期的な財政というところの安定が一番大事なんです。なるほどいまの時点において考えてみれば、それは窮乏でないといふことになることはまさしくそのとおりでございまして。しかしながら、やはり被保険者の中、受給者というものは年々どんどんふえていく、これは必ずしも状況にあるわけでございまして。国としてはやはり一度こういう制度をつくった以上は、確実に給付が行なわれるという体制を整備することは基本でございまして。ただ問題は、賦課方式といったふうな御意見もあるわけでございまして、大体いままでの考え方からいって、その受給者の人口が定常化した段階において、こういったおるわけでありまして、それは何と百年、二百年先を私は言っているのじゃないのです。大ざっぱにいうと、大体三十年くらい先だろう、こういうわけですが、私はこの三十年に流るるごとく賦課方式に変わっていくという考え方はとるべきじゃないと思つておるのです。三十年後に人口が定常化したときにそういうふうな形にしたい、こういうわけですが、その三十年を二十年なり十五年なり十年に縮めていくという努力は、私はすべきじゃないかと思つておるのです。ほんとどうをいうと、私はそう思つておるのです。あくまでも修正積み立て方式を三十年も続けていかなければならぬ、正式にはそういうことになるかもしれないけれども、そういうことでは政治の力というものは私は

發揮されたいと思うのです。三十年後に定常化するにしましても、ある一定の時期が来れば、これを促進させるようなやり方を政治の力において解決していく、これが私は必要だと考えておるわけでございます。それが今後皆さん方といういろいろ相談をしながら考えていかなければならぬ問題だと私は思っております。

そこで、いま当面の問題としては苦しくない。それはそのとおりです。しかし、厚生年金と国民年金と現在のような方式のもとにおいて将来を考えたときに、どちらが苦しいかといえば、国民年金はほんとうをいうと苦しいんです。厚生年金のほうは国民年金よりはまだ楽な面がある。そこで、昨年の改正の際に、ことしの保険料の値上げの分も書こうか、こういう考えもあったのですが、そういうことを書くよりも、将来そういうことを考えなければならぬといったふうな規定だけでことは足りるのじゃないかということで、スライド制も加味したこともありますが、まあ二年計画で保険料をある程度上げていくというふうな考え方では規定をいたしたわけでございます。その辺はどうか御理解をいただきたいと思ひます。

○田邊委員 将来の問題についての論争は、いずれまた私はあらためてしたいと思うのです。ただ、たとえば二〇〇年までの間の三十年間を見ましても、確かに六十五歳以上が七・一%から二・三・四%まで上がるという説を大体とる。そしてまた、これによつていわけばかなり給付人口がふえるという説もある。しかし一方において子供が減つてまいるのでありまして、十四歳以下の子供は大体二四%から二一%に減る、こういう説も一緒にある。問題なのは、その事態の中で、いわば保険料の負担をしてくれる世代、生産人口というのでしようが、これはどのくらいかといふと、いまのような自民党政府のような間違つた政治をやつておれば別ですけども、もう少しこれが改まつた政治が行なわれまると、かなりお年寄りになつてきてまた就業している人口は非常にふえてまいります。生産人口はふえてまいります。こ

ういう形になつてまいるのでありまして、いわばいまの体制の中においても生産人口は一九六〇年の六四%から二〇〇年には六六%にふえるであらうといつていますから、もつと政治をやればもつとふえてまいるのであります。そういう相対的なものもあるわけでありまして、ただ単に老齢人口がふえてくる、受給者がふえてくる、したがつて賦課方式をとることは危険だといふ論理は成り立たないと思ひます。しかし単純に一足飛びに、何か積み立て方式から賦課方式へといふふうな形でもつてものが押しつけられるといふふうには考えておりません。しかし、いま大臣が言われたように、そのタイムラグを縮めていく努力というのは当然やるべきであるといふふうに私は思つておるわけでありまして、そういう点から見て、政府がその考え方をあくまでも固執される立場でなく、今後国民がほんとうに安心して暮らせるような状態といふものを、憲法規定と年金の目的になつたような状態といふものををつくつてもらいたいといふことを私は強く要求しておきたいと思ひるのであります。その点では大臣の考え方も、いままでよりははやや少し前進したような発言をしておりま

るから、またそれ以上発言して後退してもいかぬから、その程度にとどめておきたいと思ひますけれども、ぜひそういうふうによつてもらいたいと思ひます。

そこで、この二百円問題で私は細部にわたつての質問があるわけですが、これは一体どの程度の価値判断をするかについてはいろいろ意見があると思ひます。まず大まかにいつて、福祉年金なり提出制国民年金なり厚生年金なり、いまの目的意識からいまして、これが一体現状になつていのかどうか。これは毎度言つておることでありまして、去年われわれが一生懸命でもつて努力して、たとえば厚生年金の定額部分を千円まで上げた。もつと上げるべきだといふ立場に立つておつたのですが、わずかに上げた。そういう事態でありましたけれども、まだまだ実は国民の要望に沿つてないのです。まして福祉年金は、

これはもう法律の精神はもちろん、現在の状況から見て、全く国民の期待にこたえてないといふうに思ふのです。これは敬老的な意味があると言つておりましたけれども、しかしそういった考へ方自身も私は誤りであると思ふ。と同時に、だんだんと社会保障的な形、生活を安定させる、そういう重要な要素になつてきておる、またそうしなければならぬといふふうにして思つておるわけでありまして。敬老年金的存在ではなくて、老後のささへの期待が大きくなつてきているといふ国民年金審議会の意見なり社会保障制度審議会の答申なり、これをわれわれはまず考えなければならぬといふふうにして思ふのであります。

(委員長退席、山下(徳)委員長代理着席)
現状といふものはもう御承知のとおり状態でありまして、この福祉年金の状態、そしてまた、現在実施をされつゝあるところの、いわゆる十年年金の状態といふものをひとつ改善をする立場といふものを、政府がまずもつて頭に入れてからなければならぬといふふうには思ふのであります。

きょう社会局長が来ていせんけれども、生活保護の基準を私はこの前予算委員会でもつていろいろと申し上げましたけれども、生活保護基準すらも下回つていふ状態といふものは、これは全く現状にそぐわない状態であるといふふうに考えざるを得ないわけです。これに対してはおそらく大臣もいなく言ふことはできないと私は思ふが、あなたは何か現状を反省して、さらにひとつ国民のこの要望にこたへ、制度審議会等がつておるそういう意見に対しても即応できるような体制づくりのために、全力を尽くすお気持ちがありま

すかどうか、お伺いしたいと思ひます。
○斎藤國務大臣 確かに福祉年金といふのは、年金法制定の際に国民年金にはいれない方がおりましたので、そういう御老人の方々に敬老的な、補完的な制度として出されたわけでございまして、しかし田中内閣が成立いたしましたから、三千三百円を五千円にする、五千円を七千五百円に

する、さらに昭和五十年年度においては一万円にする、こういうふうな段階的に福祉年金の額を高めるといふ政策を打ち出してきたわけでございまして。そのことはまた、五十四年年金を力強くプッシュした原因でもあつたと思ひます。そこで、こういうふうな五千円から今回の改正では七千五百円といふふうなことになる、さらに来年は一万円といふふうになりますと夫婦二万円、十年年金はその当時二万五千円でございまして、物価スライドがありますから三万円くらいになるでしょう。そういうふうなことで見合つてまいりますと、福祉年金が夫婦で二万円、十年年金が夫婦で三万円くらいになるでしょう。そういうふうなことになる、やはりいままでのような敬老的な補完的な年金でございまして、こう押し切れることができるかどうか。いな、むしろやはり社会保障としての老後の生活をささえるに足るような年金にまで持ち上げていくという努力を、私はもうすべき段階だと思ふのです。段階だと思ひます。来年もう夫婦で二万円ということになりますと、これはたいへんなやうな額でございまして、国民のこれ全額税金でございまして、この点については、私は必ずや社会保障的な性格をさらに強化していく、濃くしていく時期にもう近づきつゝあると思ひます。今後とも私はそういう方向で努力をしていくべきではないか、かように考えておる次第でございまして。

といひますのは、最近の物価スライドによりまして、これは物価がどの程度になりますか、かりに二〇%物価が上がるとなると、五十四年年金が六万四千元に上がつていくわけでございまして。そうなるたときに、十年年金が夫婦で二万五千円が三万円くらいになつて、これで十分かといふ議論が出てきましよう。それからさらにまた、福祉年金は夫婦で二万円、これでは十分か、こういうふうな相関関係において、お互いに社会保障的な性格にみんな持ち上げていく空気が強くなると思ふのです。そういう意味においても、私は福祉年金といふものは敬老年金的なものであると割り切ら

ないで、やはり老後の生活をささえるに足るような社会保障の年金の方向に努力をしていく時期が近づきつつある。私もまたそういう時期の早からんように最大の努力をすべきときではないか、こういうふうな考えておる次第でございます。田邊委員の御意見と私は全く同感でございます。

○田邊委員 ことばとしてはかなり私は前進のことばをいいただいたと思うのです。その言たるや壮でありますけれども、しかし、実際はあなたの言のように実はなっておらない。ですから、その意気込みでもって、そういうひとつ決意でもってやられるというならば、これは私はぜひそれを具体化してもらいたいというように思います。現実に具体化してもらいたいと思うのです。

いま、福祉年金五千万円のことについて言及されました。あと一つ福祉年金に限って申し上げてみたいと思うのですが、今度は七千五百円。それから田中総理は、さらに来年は一万円だ、こう言っておる。一万円になれば夫婦二万円だ、こう言っておるのです。十年年金はそのときに三万円で済むかどうかは、それは私はわかりませんけれども……しかし、それは何か額が一万円だとか夫婦二万円だとかいうことになったら、これはやはり非常にふえたように思っていますけれども、問題は、それはどのくらいの価値を持っておるかということになるわけでありまして、いま、五千万円をあなたは支給しています。どんなぐあいに使われていますか、これは、福祉年金五千万円は、ほんとうにあなたのおっしゃるように、いわば生活の一助として毎日毎日の生活の足しになるような、そういう形でもってほんとうに使われているのでしょうか。この実際について、一体厚生省は調査したことがございますか。どんなぐあいに使われていますか。

○横田政府委員 いまここに具体的な数字は持っておりませんけれども、使われ方は実にまちまちでございます。特に農村部等におきましては、非常に大きな生活のてこになっておるということもございましていろいろございしますが、ただ福祉

年金の性格は、ただいま大臣からもお話がございましたように、逐次これを引き上げて生活保障的なものにしなればならないという問題意識を持ち、そのように私もいいたしておるわけですが、同時に、これのみによって生活を維持する、そういうふうな性格づけをすること自体に非常に困難があるわけでございます。したがって、現在、御承知のように、たとえば最低生活ぎりぎりの方につきましては、生活扶助の老齢加算という形で上積みをするとか、そのほかいろいろな社会福祉政策等組み合わせまして、そのそれぞれを組み合わせた結果によつてできるだけ豊かな生活を実現していただく、そういうふうなことになるわけですから、その点につきましては詳細、後刻御報告をいたします。

○田邊委員 きわめて認識が足りない。私は、何もいま福祉年金が生活の全部になっておるなんて、そんな大それたことを考えていない、またそんな質問もしていませんよ。そんな五千万円でもって、いまのこの物価高でもって、生活がささえられるはずがないのです。ですから、そういう観念的なことを私は言っているのではない。しかし、そういう方向に行くべきだという大臣の話もあり、私もそういう点でもってこれは考えなければならぬと言っておるのです。農村でもって生活の足しになっておるなどというのを一体どこでいえるのですか。役所がそんな考え方で立っているから、ものごとは進まない。

私が調べたところでも、たとえば年金局長、いま福祉施設の入所者の抽出調査をいたしましたところ、が、老齢福祉年金が一体どういうものに使われているかという順位をつけましたところが、第一にたばこ、第二に菓子を買う金、第三にちり紙などの日用品を買う金、第四番目に酒を飲む、第五番目に下着類を買う、こういう順序になるのです。ですから、あなたが農村でもって生活の足しになっておるといふのだたら、ひとつ示してもらいましょう。少なくともそういうことにつ

いて、役所がある程度のいわばものを調べて、それでもって的確な考え方に立ってもらわなければ、これはあなた、とてもじゃないけれどもこれからは先いろいろな作業を役所に頼むなどということはできませんよ、これ。ですから、そういう点で、いわば小づかいの一部になっておるといふのが現状だよ、これは、いいおじいちゃん、おばあちゃんになりつつあるという点については、私は実は意味があると思つていますよ、これは、孫に小づかいをやる、それはいわば一つのこれから先の社会体制の中では決して無意味じゃないと思つています。たばこを買う一助になっておるといふ点について、私は決してそれが意味のないことじゃないというふうに思っている。

私は、たとえば福祉施設に入っている年寄りにいろいろな意見を聞いていますけれども、これはいつか私も委員会でも言ったことがある。五千万円なんというのにはちょうど中途はんなんです。非常に中途はんばな金です、これは。これは一般の生活保護世帯その他を聞いてみてもそうですけれども、これがいまの現状でもってたとえば一万円以上のものが出ておるとすれば、私はある程度まとまった感じを持つと思うのです。大臣がいま吸っていらつしやるたばこは、私は幾らであるか存じませんが、言うならば、いまあめ玉年金からたばこ年金、こういうことを言われるのが実際の実情というふうに思うのです。一面において、私は、これは余分な話ですけれども、たとえば老人ホーム等で、従前福祉年金がないときは小づかいをつくるために、ある程度いろいろな内職をいいますよとかやっておったのです。くつ下をこしらえたり造花をやったり手袋をやったりしておったのです。それが一つの勤労意欲という形になって、また生きがいを感じるというところになった。ところが、いま福祉年金が支給されるようになってからある程度小づかいができてきた。それ以上のもではないわけだから、その程度の、小づかい程度という形なものですから、そういうことに対する意欲もなくなつてきた。

これがいわば非常に老人の家庭なり施設なりを暗くし、これはまた非常にいわば進歩性を失わせる。またこれが一つの長生きをすることに對する障害にもなつておるといふこともあるのです。ゼロよりいいですね。そういうことを考えたときに、五千万円というのはいわば中途はんばな金であると思つておるのです。この点、ひとつ認識を新たにしてもらいたいと思うのです。あとで資料を出してください、そういう調べたものがあるなら。また、それは調べてもらわなければいかぬというふうに思つておるわけでありまして、そういう点でひとつ要望しておきたいと思つています。

そこで大臣、五千万円を七千五百円にしたのはえらいはめられていいような話をしてありますけれども、これは一体、どのくらいの価値があるのでしょうか。昨年の十月に五千万円になりました。このときの十月から七千五百円になる。これは五千万円というのの、物価の状況から見ると、七千五百円というのの、これは当然調べておられましようから、これはいまのところ物価は全国でもって消費者物価が約二五%増、これは昨年一月に比べてそういう状態ということになっております。これは物価が下がれば別ですけれども、これから先、先行き下がるという見込みがあるわけではございません。石油は上がりました。電力も上がるようです。もう私鉄、バス等も上がるという状態を考えてくれれば、一体、この価値というものはどうなるのか。十月現在を予測することはできないから、現状でもって一体、どうか。

○横田政府委員 七千五百円は五千万円に対して五割アップでございます。物価上昇が——はつきりした数字、私ここに持っておりませんが、もしかりに一五%であるとしたしますと、差し引き三五%の実質価値の引き上げ、こういうふうになります。

○田邊委員 大体人をそういうばかにしたような答弁をしては困る。もうちょっときちんと調べてきてもらいたい。一年間大体二五%物価が上がつ

ている、こういうことならば、貨幣価値の引き下げによってどのくらいに減価しているのだ。一体、七千五百円というのは幾らに当たるのだというくらいのは、実際にはこれは調べてもらいたい。昨年の十月の三千三百円が五千円になるということで、物価上昇が一体幾らあつて、これは金の価値が幾らになったかというくらいのこと、これはわれわれが調べているのだから、役所は調べていないはずはない。それによつて一体、どのくらいの引き上げの価値があつたのか。引き上げというものに對してどのくらいの重みがあつたのかということに對して、国民にはつきりしたものを示さなければ、ただ五千円が七千五百円に上がりまして、五〇%増でございませう、喜んでくださいます、五〇%増でございませう、喜んでくださいます、そんなわけにいきませう。そういうことに對して、大臣がこれは選挙向けにあなたが言っている限りはいいけれども、国会の論議としてはもうちょっと正確に、どのくらいの価値があるのかということについての判断をするような材料を出してもらいたいというふうに思います。

○齋藤國務大臣 これは福祉年金について、私は現在、老後の生活をささえるような年金になつておるといふことは、申し上げたことはございませう。まだそこまですべてではないのです。それは五千円でこれだけ生活をささえるなどというところは、全然私も考えを持っておりません。お述べになりましたような、生活の足しにしている方もあるいはあるかもしれないけれども、やはり一つ、敬老的なものである、まだその段階であると私は思います。でございませうから、将来は社会保障的な方向に持つていかねばならない、こう申し上げておるわけですから、その点は田邊委員とどうも変わりはないと思います。

そこで、物価の関係から申しますと、昨年十月が大体前年度比一四・二%アップ、東京だけが出ておりますが、さらに二月は二四%でございませうから、一応一〇%上がつてゐるというのが数字でございませう。しかし、この物価による減価は、

今後またかりに上がつていくとして十月になるまで、十月分が七千五百円ですから、さらに一〇%上がる。ここからまた一〇%上がり、二〇%。中身は五〇%上げて三〇%じゃないか、こういう数字になると思いますが、それはその議論といひまして、やはり五割引き上げたところを――田邊委員はけしからぬけしからぬとおつしやるけれども、これはやはり政府としても相当の金の出し前だと思ふのです。といひますのは、二千五百円上げた金が、一年間の平年度にどのくらいになるかという、千三百億くらいになるのです。これはやはり相当な金です。国民の税金千三百億、それが五千円から七千五百円になつた二千五百円分が平年度において千三百億、これは相当な金じゃないかと思ふのです。そういう意味で私はこれで十分だと率直にいつて申しませう。こういうふうな、かりに去年の十月から最近まで一〇%物価がこう上がつてゐます。またことしの十月までかりに一〇%上がるとすれば、二〇%ですから、おまえ五〇%上がったといつても

実質三〇%くらいじゃないか、こうおつしやられればそのとおりでございませう、やはり國費を、こういう財政の苦しい中で平年度にすれば千三百億投入したという、この田中内閣の福祉に對する熱意だけは買つていただきたい、こう思ふのです。そういう点で御理解いただければ非常にしあわせだと私は思ふのです。いま私ははつきり言つておるのです。これは老後の生活をささえるような年金ではない。現に私そう思つております。まだ敬老的な色彩が非常に強いのですから、その点は今後、来年度は一万円にしよう、こういうわけにございませうから、お互いに協力し合つてよりよい制度をつくるために政府は努力をしてゐるのだ、この熱意だけはぜひ御理解をして買つていただきたいものだ、こう思ふわけにございませう。

○田邊委員 昨年の三千三百円から五千円にするという時点、この時点のとならう問題はそれだけでも、予算編成期をとらえる。その間にそれで一応一四%上がつておつた。大体三千三百円から五

千円という、千七百円上げたというけれども、実際には千四百円くらいにしかなつてゐない。ことしの予算編成期における約二〇%物価値上げということをとらえてまいりますと、今度の二千五百円アップというのは、わずか千二、三百円くらいにしか上がつてゐないというふうに思ふのです。

ですから、そういう点から見ますと、去年の三千三百円から五千円に上げたのと、物価がこれだけ上がつてまいりますと、千七百円上げたのと二千五百円上げたのと、これは大体同じくらいと見ていいのです。ですから、ことしはえらい氣ばつたような話をしてゐますけれども、そういうことはいまの物価上昇の中では、国民に全く錯覚を与えてゐるだけにすぎない、この認識は十分持つてもらいたいと思ふ。ただ五〇%上げました上げましたというふうなことで吹聴されておつても、実際に国民が使つてゐる物価がそれだけなくなつてゐるという状態です。

しかも田中総理は、昨年の二月に七千円を七千五百円、そしてまた五十年には一万円にすると言つてゐるのです。そのときの総理の感覚でいひますと、当時五千円を七千五百円にすることはかなり思い切つた措置だときと総理なりあるいは厚生大臣はお考えだつたらうと思ふのです。しかし、残念ながらその実施がはかられようとしておるところの今日、昨年二月からことしの二月に例をとつてみれば、いま申し上げたように、全国でもつて二六%の物価の値上げということになつてくれば、今日において、その当時五割増しを織り込んだ総理の構想なり、あるいはまたそれを受けた厚生大臣の考え方というものは、昨年の二月から一年間の推移を見れば、当然これは改めべきである。この七千五百円というふうな考え方、これは不十分であると認めた。しかしいま言つた物価の値上げを考へて、貨幣価値を考へてみまますならば、これはおそく七千五百円を大体九千円くらいにしなければ、約一万円近くにしなければ、実際には当時の考え方というものを

貫いてゐるとはいへない、こういうふうに思ふのです。これは私は何もこじつけで言つてゐるわけではないのです。事実そういうことになつてゐる。ということになれば、この五千円から七千五百円、そして五十年には一万円といつてゐるけれども、実際には、いわば基礎的な考え方をもし認めたといひますならば、この七千五百円は今日において九千円から一万円に引き上げてこそ、初めて総理の昨年の政治的な公約といふものが果たせる、こういうふうに思つてゐるべきだといふように思ふわけでありまして、そういう点からみても、この措置は当然正をされてしかるべきだといふように考へておるわけですから、これはこの前もちよつと質問いたしましたけれども、大臣は、この考え方は全く誤りだといふ反論がございしましたら、お受けをいたします。

○齋藤國務大臣 田邊委員のお述べになりました物価との関連についての御意見、私も非常に理解はいたしておるつもりでございませう。理解はいたしておるつもりでございませう。先ほど申したように、五千円を七千五百円にするということはやはり相当思い切つた財政負担であるといふことを考へてみますれば、現在の段階においては七千五百円にすることが適切であつて、それ以上上げるといふ考へはいまのところ全然持つてないといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○田邊委員 時間があまりございませうから、基本的な論議はいろいろあるのでございませうけれどもこれは一応おきまして、今度の法律の改正についてはさらにいろいろと論議をすべき点がたくさんあります。それともう一つは、いわゆる財政方式についてもわれわれとしては当然これから考へていかなければならぬ点が非常に多いと思ひます。しかし、この点についてはあとへ譲りたいと

思います。私は、財政方式の問題、特に積み立て金についての若干の論議をまた自後においていたしてまいりたいというように思っております。それからまた、この保険主義をとっていらつしやる中에서도、現在は社会保障関係係の中に占める割合というのが半分以上になつてゐるという事態をどう見るかということについてもいろいろとお聞きをしてまいりたいと思ひますが、またあとの機会に譲りまして、当面をする問題についてお伺いしておきたいと思ひます。

昨年の改正でもつていわゆるスライド制の実施がはかられてまいりました。しかし、このスライド制の実施というのは御承知のとおり、厚生年金今年の十一月、国民年金来年の一月という形でございまして。そういった点から見ますならば、このスライド制の実施というのが全く現状と合わないというところは、これはしばしば繰り返してきたとおりでございます。それで、その基本になるものは一体何かといひますならば、物価が五割以上上がった場合にはそれに即応して引き上げをする、こういう考え方でございます。異常な物価高でありまして、われわれとしては、これに即応して年金のいわば価値を維持するということは当然の成り行きだろうと思つております。しかし問題は、いわば年金の額自身が非常に低いというこの現状、しかも労働者の諸君は、毎年の賃金引き上げでもつて生活を守るために引き上げを要求し、これが妥結をするということになつてまいりますと、いわばいまもう卒業されておる年金受給者は、ますますこれにおくれいていくという条件が出てまいるわけでありまして、われわれとしてはこの現状に照らしてみれば、この賃金がアップをいたしますならば、それに連れて年金の額もアップをするということ、私は当然国民が要望する点であるというように思つておるわけでありまして。財政再計算期の問題等ももちろんありますけれども、当面、この国民的な課題でありますところの年金のスライドの問題については、基本的にはやはり毎年上がりますところの

賃金の上昇を受けて、これが直ちに年金額に反映をできるという立場をとるべきであるというふうには私は思つておるわけでありまして。

私もその点から、たとえば昨年の六月から今年の五月にかけての賃金上昇分を受けて、年金のスライドを本年の四月から行なうべきであるという考え方をまとめました。いまそれぞれ実は相談をいたしております、この考え方をひとつ国会の中に法案として出したいという熱願を持っておるわけでありまして、そういった点は、大臣も現在の状態というものをよく御存じでありまして、あなたも長いわが役所の生活を経て、しかも労働行政についても精通をしていらつしやる。そしてなおかつ、いま社会保障の責任者の立場に立つた所管の大臣としてのいまの現状を踏まえてみたときに、この要求に対しては率直に答える必要があるのじやないかというように私は思つておりますが、その点はいかがでございますか。

○齋藤國務大臣 この年金額のスライド制の採用について賃金上昇分をという御意見でございます。私はこれも一つの意見だと思ひます。一つの意見だと思ひますが、私はやはり賃金の状況等を年金に反映させるということは、法律で定める五年ごとということでございますが、五年ごととはまあ短縮されても私はいいと思つて前々から答えておるわけですが、そういう財政の再計算期において十分私は反映させていくということが必要ではないか、こういうふうには私は基本的には考えておるわけでございます。

そこで、やはり年金というのは退職後の問題でございますから、貨幣価値の変動による減価を防ぐということに力を入れるのが本筋ではないか、こういうふうには私は考えているのです。退職後の生活ということでありまして、物価上昇に見合つてスライドしていくという、物価スライド方式がやはりいまの時点においては適切ではないか、こういうふうには考えておるわけでございます。いまにわかに昨年来の賃金上昇分を四月からス

ライドしていくという方式には、いま直ちに賛成することはできない、こういうふうには申し上げておきます。私は、あくまでもこういうふうな際には、物価スライドを行なうということではないか、こういうふうには考えておるような次第でございます。

○田邊委員 あなた、もう少し事態を検討されてしかるべきだと思つてゐる。ただ単に物価が上がつたから金の価値を下げないという形、これだけではないわば人間の生きる要求として、生活を向上するという要求から言ひますならば、これはほど遠いわけでありまして。やはりこれだけいへば福祉国家をつくるという、そしてまた生産をどんどん上げて経済の高度成長をやつてきたというわが国、そういう中에서도やはり生活水準を引き上げるといふことは、これは私も何年年金受給者ばかりでなくて、当然、国民全体に及ぼすべきこれは国の施策であるというふうに考えるわけでございます。そういう点から見れば、これは物価でもつてやはり貨幣価値の水準を維持するという、そういう消極的な考え方にとつただけでは年金の改善というものは永久に行なわれぬ、こういうふうに思つてゐるのです。スライドというのは、その意味では一定の水準を低下させないというこういう歯どめの意味を持っておるわけでありまして、そういう意味で物価スライドはいわば最低の問題、さらに政府がこの年金受給者を含めて生活の向上をはかるというこういう観点から言ひますならば、これは私は、当然賃金の上昇についてそれに見合つたものを入れるという考え方に到達するのではないかとこのように思つてゐる。私も命努力して賃金が上がつてきた。こちらはいわば貨幣価値が下回らない程度の物価のスライドをやる、タイムラグの問題は別として、という形である。これでは私はほんとうにお年寄りの生活を向上させるというこの目的、それにそぐわないというように思つておるわけでありまして、この点は大抵も、一つの意見だといふふうに言ひました

けれども、積極的にそういったことに対する検討をすべきである。これは昨年の年金法の改正をいたしましたときの本委員会の附帯決議にもあるわけでございますから、その趣旨も大臣は尊重されて臨まれるということとは当然の責務であると同時に、そういった立場をとつてこそ、初めて政府の施策というものがいわば国民に受け入れられるという状態になつてくるだろうと私は思ふのでありまして、これはひとつ積極的な検討を進めるといふことについて、さらにあなたが合意をすべきだ、このように私は思ふのです。

○齋藤國務大臣 先ほど申し述べましたように、賃金動向に即応して年金額をスライドさせる、これは一つの方式だと私は思ふのです。私は、あえてこういうことは全然問題にならぬなというところを言うておるわけではございません。ただ問題は、そういうふうな問題は財政再計算期において、たとえばいまの仕組みというのは五万四千円年金という仕組みで出しておるわけですから、五万四千円年金の仕組みであるならば、貨幣価値の減価を防いでいくばいいのではないかと、こういうことを申し上げておるわけですが、したがって、賃金も年金水準の中にどういふふうに加味していくかということとは財政再計算期においてこれはやつていく、それは五年ごとによつていくというのが法律の仕組みでございます。これは御承知のとおり、といひましても、実際は大体四年ごとによつておるのではないかと、こういうふうな考え方もあるわけで、こういうふうな物価動向の際でもあり、賃金上昇もことしは相当大幅になるのではないかとこの人もおるわけなんです。私はどうなるかこれはわかりませんが、大幅になるのではないかとこの人もおるから、やはり四年待つてやるというのとはおそ過ぎる、二年待つてやるには早過ぎるというので、適当なところでひとつ調整をしていくということが必要ではないかと私は思ふのです。そこで、昨年来申し述べておりますように、財政再計算期はできるだけ短縮して、もう一回その五

万円年金というものを直して、そういう仕組みを見直していく、その際に賃金の動向等も十分反映させるということではないかと考えています。したがってこういう情勢であれば、さしあたりとしては法律に従って、物価動向に従ってスライドをさしていかなければ、賃金等の生活水準も十分加味した年金という制度をつくっていくという努力をすべきだと私は思うのです。ですから四年待つてやるなというところは申ししております。二年では早かろう、適当なところはその辺の中間くらいかなあと、あるいはまたそれがもっと早くなるかもしれない。早くなるかもしれないが、私はそういう方向で見ていくというのがむしろ適切ではないか、こういうことを申し上げておるわけでございます。したがって、田邊委員のような御意見については私も十分検討いたします。これは全然問題にならぬなというのを私は言うておるわけではございません。私の考え方は財政再計算期ではないか、それを早めてやるというその方式の中で、田邊委員の意見も十分実現できるような仕組みを考えたらどうか、こういうことを申し上げておるので、基本的にはそうではないかと思うのです。ただ表面、賃金とこう言うか、物価と言うか、その辺のニュアンスの差はあろうと思いますが、大体方向としてはそう違っているものではないかと思っております。しかし賃金を表面に立ててのスライドという問題については、今後とも私も十分考えていかなければならぬ問題だと思っております。いままさういふわけではありませんが、十分考えていく必要がある、私はさように考えております。

○田邊委員 このことについては、私も実はあなたの方を助ける立場に立って言っているのです。これは財政再計算期を一年と二年と縮めた形でもって昨年法律が出ました。いわばもうその必要に迫られているのです。ですから、いわば五年とか四年とかというのを言っておったのは、これはいまもう再計算をやったなという価値がないという状態ですから、少なくともそれを一番的確にやるのは、やはり賃金によってスライドするという形をとるべきだということです。それは形として、形式としてとれないというのなら、毎年再計算をやらなければならないのです。これは方式はいろいろあると私は思うのです。ですからそういう形をとらなければ、実際には年金の受給者に対するところの政府の施策は前進をしたということにはならない、現状維持だけにどまるといふように思っておるわけありますから、あなたは何かえらい中間的なことを言っておられるか、これはもうちょっとはつきり言っておられるか、これはもう一つの方法です。しかも私は、あなたの心配していることについては、物価の上昇の動向等もありますし、それから賃金の上昇度合いもありますから、そういった点の意味はわかります。しかし、現在これだけ上がっているのですから、また賃金も上がるでしょう。そういう形だから、とりあえず財政再計算は、あなたは落ちついた三年ごととやるというふうに言うけれども、この急場をしのぐというならば、少なくとも一年ないし二年ごととこれをやるという条件をつくらなければならぬというふうに思うのです。あなたは実はこれはやるという意思に立っておられた。とすれば、この状態ではもう来年は考えざるを得ない。狂乱の物価だから考えざるを得ないということくらいまではやはり決意をしてもらわなければならないと思うのです。これは方式ございせんか。どうですか。

○齋藤國務大臣 来年は必ずと、まあ私もそれまで大臣になつていられるかどうかはわかりませんが、それはつきり申せませんが、私はやはり年金の大幅な、大幅という基本的な改革の時期は非常に近づいていると実は思っているのです。近づいているということだけでひとつ御理解いただきたいと思うのです。それは来年かどうか別といたしまして、まあことはためですけれども、来年やるか、要するに非常に近づいてきているということだけはつきり申せると思っています。そこで私も、これは多少前向きな答弁になるかどうかはわかりませんが、ことしの国会でも済み、さらにことしの賃金上昇の状況等も勘案しながら、こういう基本的な問題については、やはり社会保障制度審議会あるいは社会保険審議会というのですか、そういう方面にも基本的な問題として十分考えてもらいたいと私は思っているのです。でございしますから、私の気持ちは、そういう言外に何を言わんとしているか、よくおわかりいただけると思うのです。ですから、今度は、どうも三年まで待つというのはちょっと無理じゃないかなといううまい感触でございしますから、感觸程度でございします。このところは御理解いただきたいと思うのです。

○田邊委員 賃金スライドを実施すべきであるというわれわれの主張を、われわれはこれから先も政府に対して強く主張してまいりたいと思っております。そこで、とりあえずは物価スライドというのを盛んに強調されているのですが、これもやはりいま現在の状況に合わないことは御案内のとおりであります。十一月から一月のそれぞれの実施率、しかも支給はそれの三ヶ月後というこの状態の中で、現在の物価高に即応することができないということはしばしば言っておるわけです。あなたがコロンボかどこかに行つていらつしやる間に事態は大きく変わつてまいりました。あなたが一週間ばかり日本を留守にしている間に、日本の事態は非常に急速に進展をしているわけがあります。この状態の中で、ひとついよいよ決意をすべき段階が近づきつとあると私は認識をいたしております。そういう点で、これに對してかなり内田厚生大臣臨時代理も、前向きな検討をするという御発言をしておられる。タイムラグの問題については実施時期の繰り上げ、そしてまた支給の遅延ないしは現状においても支給時期の繰り上げ等の要素を踏まえて、これに對しては前向きな検討をするということが内外に宣明をされておる。したがって、その検討をもうすでに終えてきているのじゃないかと私は思うのですが、この積極的な検討の結果は一体どういふふうになっているか、きょうはひとつこれをお伺いしたいと思います。

○齋藤國務大臣 だいたい進展しておるようなお話を承りましたが、私もどういふふうになつていのかよく存じておりません。一昨夜帰つてきたばかりでございまして、内田厚生大臣臨時代理がどういふ発言をされたか、速記録をまだ見ておりません。でございしますが、これは先般の衆議院の予算委員会でも、私はそのときにお答えいたしましたように、このタイムラグを短縮するということはできないものだらうかということ、実は事務局当局に研究しておるのです。まだ結論は出ておりませんが、さしておるのです。これは先生も、あるいはそういうふうな厚生省のいろいろな事務のやり方等について御研究なさつたかと思ひますが、たいへんむずかしいものの方でございします。やはり三百万人に及ぶ人に対して、具体的に何万何千何百何十というところまで全部改定していくわけですから、これはたいへんな作業なんです。これは私も、一万人千人という社会保険事務所の職員の労働というものを考えると、無理やりやれということも非常に言いくいのです。けれども、何とかならぬかというところで研究しておるのですが、いまの段階では、非常に困難であるという報告ばかり実は聞いているのです。

○田邊委員 私は、現在の事態をどう見るかというところに対する政府の認識について、きょうはお伺いするつもりはございません。しかし、これは私もとも国会を通じ、あるいはまたあなたに直接、

実は野党をろって要請をいたしたことも事実であります。ですから、これに対する具体的な結果というものを出すべきじゃないか、私はこういうふうについてお話をさせていただきます、そういう点から見れば、当然それに対する責任はある。

まず第一に、私もあなたがあなたにお会いして、いろいろと要求書も政府あてに出しました。官房長官から、具体的には厚生大臣と折衝をしてもらいたい、こういう要望もありました。それを受けて、あなたと接する立場に立っておられるわけですが、しばらく留守にされておられて、事態は非常に急テンポで進んでおられるということでございました。ひとつこれを受けて、これは国会の中における審議とあわせて、われわれと具体的にこの問題に対する折衝を急速にこれはやってもいい、やらなければならぬ事態にある、こういうふうについているのですが、その点は当然ですね。よろしくごさいますね。

○齋藤國務大臣 この問題につきましては、野党の四党と先般、政府に対する申し入れにつきましてお話し合いをいたしたわけでございます。もうすでに御承知のように、こういう問題については、予算なり、法律なりが関連する問題でございますから、まだ予算も成立していない段階でとかく申すことはできませんが、やはり国会の審議というものは尊重しなければならぬ、これは当然のことでございます。そういうようなことで、皆さま方の御意見は、この社労の委員会において十分お聞かせをいただいて、そして皆さま方の御意見も承り、また皆さま方といういろいろお話し合いをいたす、これはもう当然なことでございますから、お話をいたすことについては、やぶさかでございます。そして最終の段階において、私が政府としていろいろ考えることがあればそれをまた申し上げる、これは当然なことでございますから、皆さま方の御意見も十分承りながら、また皆さま方とも十分話し合いをいたしながら、こういう問題は処理していく必要があるのではないかと、こういうふうには私に考えております。虚心なにか、皆さま

ん方の御意見も承り、皆さま方とお話し合いをいたすということをはっきり申し上げておきたいと思ひます。

○田邊委員 そこで、政府は、いま国民年金等の改正を国会に提出をされた。そういうことでわれわれは審議をいたしております。これは当然制度上の問題に關連する事柄でありまして、事の成り行きによっては、政府が、これは国会に対して制度の改正を求める必要が出てくるかもしれない、あるいはまた、政府の考え方を受けて、国会自身で処理をしなければならぬ場面も出てくるかもしれないと思ひております。そういうことから見れば、いろいろな国民的な要求がいま出されておることも、これは当然の成り行きであります。そしてまた、そういった面におけるこの事態も緊迫をしております。しかし政府がこれらの事態を正確に認識を中々、そしてこれはあくまでも制度的な問題を含めての処理をすべきであるという観点に立ちますならば、最終的には、国会に、あるいはまたそれを専門的にこなすところの当委員会において、政府の態度を鮮明にするべき事柄ではないかというように私は思っております。わけですから、そういった点で、この審議の経過も踏まえながら、この法律案の熱心な質疑がこれから行なわれるわけでありまして、それらの状況も踏まえながら、政府はこれに対するところの態度を当委員会において明確にすべきであると私は考えておりますが、その御用意がございますか。

○齋藤國務大臣 いま具体的にどうのということはありません。ありませんが、私も動きつつある社会情勢は十分理解をいたしております。さらにまた、最近における物価を中心とした経済情勢の推移も、私は私なりに十分理解をいたしております。皆さま方の御意見も十分承りながら、そしてまた皆さま方の御意見も尊重しながら、虚心なにかに話し合いをいたすと考えてございます。それには政府ばかりではございせんから、与野党の立場の

話し合いということもあるいは必要になってくるかもしれない。そういう段階の中で、現在の社会情勢のもとにおいて、経済情勢のもとにおいて、国民の要望するものは何であるかということ、政府が責任をもつてはつきりつかむことができません。はつきりとした態度を明らかにいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○田邊委員 私は、本日は、まだ中身についての質問もかなりございまして、それから現在の状況の中におけるこの緊急の課題についていろいろと詰めた点もございまして、いままの大臣の話を受けて、われわれはわれわれなりに最大の努力をいたしたいと思ひます。政府に對するに具体的な折衝もひとつ精力的に行ないたいと思ひます。これはただ単に年金の問題に限らないと思ひます。これは国民全体の生活を一体どうするかということにもかかってくるわけでありまして、生活保護家庭をはじめとするところのいわゆる社会的弱者とか、低所得の方々に対しても、当然の成り行きとして、これらの問題を、われわれは、いま政治に投げかけられておる課題としてとらえながら、これに對するところの解明と早急な解決をひとつはかるべきだということに考えております。いま質疑応答を通じて、大臣の言われたことは、年金を含めた政府の施策全般に通ずる問題である、こういうふうを受けとめながら、これに對する誠意ある政府の態度を早急に出していただくことを強く要求すると同時に、われわれもその点に對する、各政党を通じて、あるいは対政府折衝を通じて、ひとつこれは早急な結論を出すように最大の努力をいたしてまいりたいということを強く発言をしておきまして、とりあえず私のきょうの質問を終わりたいと思ひます。

○山下(徳)委員長代理 八木一男君。○八木(一)委員 まず最初に、齋藤厚生大臣がエカフェの会議を終えて元気に帰ってこられたことについて祝意を表したいと思ひます。これは個人的な問題ではなくて、厚生大臣がいま非常に重大な衝に當っておられる、そのときに、元氣な厚生

大臣でなければ、国民のために対処がしにくいということである。そういう意味で個人も含めて祝意を表するわけでありまして。

ただ、いま田邊委員との質疑応答を伺っておりますと、御不在中に問題が動いているということについてはまだ聞いておられない。まあ疲れて帰ってこられた方々きょうの質問ですから、齋藤さんというよりは、その状況の変化を直ちに報告をしない連中に重大な責任があると思ひます。その点について、今後そのような怠慢な態度を戒めていただきたい。非常に問題が動いていることを答弁の責任の衝に当たる人に何をおいても報告をする、何をおいても一刻も猶予をしないで、この問題は厚生大臣を先頭として前進をするという体制をつくってもらわなければならないと思ひます。そういう点でここに私は厚生省関係の全部の人に強い反省を求めたい。

そこで、問題の動いている点についてひとつ私の知っている範囲のことを簡単に申し上げて、それをいいますぐ頭の中にみ込んでいただいて、今後の質問に對して応答していただきたいと思ひます。先日、暫定予算の予算委員会の審議が終わりまして、その暫定予算を提出をしなければならぬことについて政府の責任が追及をせられました。その第一は、昨年から非常に過剰流動性の問題をほうり出したり、その他の政策のためにインフレが高進を起こつたときにその問題の対処が非常に難しい。悪徳商社の跳梁を許した。そういう問題について、その跳梁をした悪徳商社に對しての追求を、証人として喚問をして徹底的にその害悪を断つための審議をしなければならぬのに、それに政府は応じられない。さらにまた四十九年度予算において一月の末に確定をされたときに、その前の十二月末に方針を定められたものと比較をして、卸売り物価あるいは通関あるいは国際収支等については変更せられたけれども、消費者物価が大きく変動しているのにそれを微細なものとし

た、そしてそれを考慮に入れて予算編成を基本方針から予算の確定までにこれを要えられなかった。経済の見通しも、そして予算も変えられなかった。そしてそのために非常に不十分な予算になった。そういうことが問題になった。国民の要望にこたえていないということでも予算委員会で早く審議が完了しない状況にある。このために暫定予算を組まなければならないことになった。その政府の責任はどうするかということについて追及が行なわれました。それに対して総理大臣の田中角栄君やあるいはその他の閣僚から、特に田中総理大臣から、それについての反省を込めて、本予算がほんとうの意味で十分に国民の賛同を受けておられなかった点について反省をして、今後の法律審議やあるいは行政運用や財政運用については国民の要望にこたえて、野党の要求をもとに受けとめてそれをやっていく、そういう意思の表示があったわけでありました。内閣全体の方針でありますから、どうかその点を厚生大臣に踏まえたいという、法律審議についても、行政運用についても、予算の運用についても、今後この問題の反省の上に立って野党の要求する主張、国民の要望に沿った主張を十分に入れてやっていく、そういう内閣の態度になっておられることを——もちろん賢明な方ですから一発でわかるとは思いますが、確認をして、その上で今後の応答をしていただきたいと思うわけでありました。

それと同時に、財政の問題についても審議が行なわれました。そこで会社臨時特別税、この問題については、前といういろいろ法案の名前は変わっておりますけれども、その経緯は、このようなインフレの中で大もうけをした人たちが不当の利益を税金として徴収するというものであったけれども、そうではないに、大きな利潤をあげて人たちが徴収するというふうな幾ぶん内容は変わっているけれども、問題は、充足はそうである。そうならば、悪い行動によってもうけた人はもちろんでございますけれども、このように国民が困っている中で大きな利潤をあげた人たちのその

いう利潤に対して課税をされた税収は、当然インフレによって生活を破壊されている人、そのような悪徳な商法によって被害をこうむった人、そういう人たちに還元すべきである。そのような質疑、討論が行なわれました。それについて大蔵大臣は、この法案がまだ完全に通っていないというふうなこともあって、答弁のしにくい点がありましたけれども、それは当然そのような精神をくんでやらなければならないという意味の答弁があったわけでありました。

さらに昭和四十八年度の自然増収は約二千億円が見越されている。それについても国民から税金の取り過ぎである、また直接にその税金を支払わない人であっても、その財源を利用すれば間接税等が下げられる、あるいは社会保障を進められるという点がある、その見通しが変わっているのであるから、当然この二千億円の財源は、またこのような社会的弱者あるいはインフレの被害者に返すべきであるということとは当然のこととして論議されたわけでありました。そのような財源は当然四十九年度の補正予算の財源として十分に活用し得る。会社臨時特別税は、前半において九月までには約八百億円から九百億円の税収がある。そういうことになれば、もう一つの四十八年度の自然増収と合わせれば三千億ぐらい、下半期の財源が十分にあり、そうならば四十九年度の予算案はまだ成立しておりませんけれども、成立必至の状態にある。そこで二千六百億円の予備費がある。この予備費についてはそのときの討論以外に、予算委員会の分科会で私自身も大蔵大臣に詰めたけれども、この予備費というものは、特に狂乱物価のこの状態を踏まえて、例年よりたくさん組んだということが明快に答弁されている。その予備費の使用については、そうした狂乱物価の影響を受けた人たちに對する対処として使うのが当然であるという主張に対して、それを理解し、そのとおりだという御答弁をいただいているわけでありました。したがってこの予備費というのは年間災害等に使うことのほかに、十二月平均して使

うというものはなしに、この狂乱物価の被害を受けた人のことを考えれば、四月、五月ごろに集中的に使うべきであるということも、大蔵大臣が總体的に了承されているところでありました。そういうことをぜひ踏まえていただいて、今後の私の質問にお答えをいただきたい。

大蔵大臣は、厚生大臣がいろいろと国民の要望にこたえようとするときには、全面的に協力をするということを、この国会の中で再三再四明確に答えておる。したがって、厚生大臣が問題に対処をしようとするときには、全面的な協力があられるわけでありました。ただ一つ、厚生大臣が国民のために決意を込めていろいろの政策を推進をせらるるわけが、問題を推進する一番の中心点になつておるわけでございます。どうかそういう田中内閣総理大臣の発言、大蔵大臣の発言を踏まえられて、あなたが国民のために決意をされたら、内閣は完全にそのとおりあと押しをするのだ、ブレーキをかけないのだという認識のもとに今後の質問について御答弁をいただきたいと思うわけでありました。そのことについてひとつ……

○齋藤國務大臣 国民の生活と健康を守るということとは厚生行政本来の仕事でございます。私も大いに責任を感じておるわけでございます。特に最近における異常な物価高、その中に生活をし、苦しんでおられる方々の生活を守っていく、これは私は非常に大きな責任だと思っております。これをして、今日までもそのつもりで努力をいたしたつもりでございます。さらにまた、来年度の予算においてもすでに、御承知のように、公共事業その他非常に大幅な抑制をしておるにもかかわらず、厚生省の予算だけはできるだけつぎ込みではないか、これはやはり田中内閣の姿勢だと思っております。したがって、大蔵大臣も福祉政策については非常に御理解をいただいております。その中から、私どもの要求については全面的にほんとうに御協力をいただいております。私は非常に感謝をしております。今後とも福祉政策の充実、発展のためには全力を尽くす覚悟でございます。

○八木(二)委員 厚生大臣の全力を尽くすという御発言をいただき、国民のために非常に心強く存じます。

ところで、いま議題になっております国民年金法の問題について、社会保障制度審議会の答申がございまして、その中の具体的な内容の問題についてはまた後に時間があつたら申し上げますけれども、その中に、昨年十一月十九日に社会保障制度審議会が建議として出された問題について、それをさらに進めなければいけないということが載っております。昨年十一月十九日にインフレに対する建議がございまして、この建議については、予算委員会でも齋藤厚生大臣はじめほかの閣僚に質問をいたしましたので、十分にその内容を御承知であるはずでございます。時間の関係で一つ一つの文言を全部詰めるわけではございませんけれども、その建議の精神を十分体得されて問題に対処をせられないといけないと思っておりますが、これについてひとつお答えをいただきたい。

○齋藤國務大臣 先般の予算委員会においても、十一月十九日付の答申をおまへ読んだかと、こういうことでございまして、読んでおります。こういうことをお答えもいたしておりますし、内容も熟読いたしております。この趣旨は非常にこもつともなことが一ぱい書いてございまして、この方針を体して努力をしないかならぬだろう、こういうふうにご考慮をいただいております。

○八木(二)委員 ところで、この建議が出したのは十一月の十九日でございます。物価の問題で非常に心配して、社会保障全体について出されておる。また、当面の低所得者の生活の圧迫について心配をしておられるわけですね。物価の上昇の政府の資料は十月の末に総理府統計局が出した資料です。その全国平均は、そこに載っているのは九月のしかないわけでありまして、東京でも十月しかわかっていないわけでありまして、その当時の上昇率は前年度比大体一四〇ぐらいでございます。東京と全国と少し違いますが、前月比もそれは

ど急速なものではありませんでした。東京に至っては、東京の十月は前月比は減少というときでした。その事態でこれだけ心配をして書かれているわけでありました。したがって、いま、たとえば前年同月比が二六・三%上がったというようなことを考えますと、この社会保障制度審議会の建議をさらに十分に、ここに書かれていられる以上に、急速に、十分に政府が対処をしなければならぬものであると私は確信をいたしますが、厚生大臣はそれについてひとつ積極的な御見解を示していただきたい。

○齋藤國務大臣 インフレはまさしく社会保障の敵である、こういう考えでございますから、こうした趣旨を生かすように、十分今日までも考えたつもりでございますし、また努力したつもりでございますが、さらに情勢に応じて強力に施策を講じていく必要がある、こういうふうにご考えておる次第でございます。

○八木(二)委員 いま考えたつもりであると申されますのは、二月二十日には生活保護の問題を一つの中心点として、措置費の問題や失対労働者の賃金、そういう問題も申し上げましたけれども、それを中心として二月二十日に予算委員会的一般質問で齋藤厚生大臣に御質問いたしました。ところで、二月の末に出る消費者物価指数の統計が出たその直後に対処をするという積極的な御答弁がございました。その後、諸施策を講ぜられましてのことについては、ある程度と言いたいのですが、やられたことについてはごくわずかに評価をいたしたい。ところが、それがあまりにも少ないので問題にならない。

この三月の末に出ました消費者物価統計で私は計算をいたしました。計算をいたしましたものと、昭和四十八年度において消費者物価指数は五・五上がるとしてこの予算が組まれておるわけでありました。ところが四月にすでに前年同月比が、五・五じゃなくて九・四%上がっているわけです。五月には一〇・九%上がっているわけであり、六月には一一・一%というふうになが

ているわけでありました。したがって、政府のほうで消費者物価指数が五・五上がるとして、生活保護水準を昨年出されたものが実質的に下がっているわけでありました。政府のほうはそれに対処して、十月一日から五%引き上げの措置をとられましたが、それはしないよりましてでございますが、十月にやられた数字は九月二十一日に決定をしたわけでございますから、八月末の消費者物価指数に出た指数をもとにしてやられたわけでございます。これは全国比は七月の末のものしか出ておりません。そのときに一〇・八%というふうな計算をなさいますと、五・五に対して五%上げたから、両方で一〇・五になる、大体見合うという計算をなさったものであるということでありました。ところが、十月の時点ですべて一四・二%上がっており、したがって、五%上げて、この上げた時点でも、予定の五・五%、それから生活保護水準を五%上げられても、十月の上がつた一番よいはずのところでも一四・二%上がっていますから、三・七%の食い込みであります。そういうことをずっと計算をしまして、二月の全国比が、実を言うと二六・三%でございますから、これは、五・五と五%上げられたのを引きますと、一五・八%という食い込みがある。そういう点を全部計算をいたしました。三月の分はまだございせんから、二月の分が横すべりをすると計算をいたしてみますと、この毎月の生活保護費の食い込みは、一カ月の九・九・一%になります。毎月の分のその差額。五%上がったのは五%上がったとして計算をしてあります。九九・一%で計算をしますと、昨年度の生活保護の全国の標準世帯、これが四万四千三百六十四平均であります。昨年度というのは四十八年度です。九九・一%でございますから、それだけ食い込みを計算をしますと、四万三千六百三十四円、それだけ一世帯で生活保護水準の標準家庭の食い込みがあるわけですから、それに対して、年末にちよつとやつたとおられるだろうと思ひます。この間、生活保護水準は一級地で一人当たり二千円ずつ、政府のあれで言いましたならば、特別一時

金という形で支給されたということになるわけであり、食ひ込みをカバーするにとつてはあまりにも低い金額である。このあまりにも低い金額について質疑応答してもよろしいのですが、大体わかつておりますからあれですが、これは、その財源に当たるものが、生活保護費や措置費やあるいは失対の賃金やあるいは福祉年金に対する一人二千五百円の対処や緊急生活資金給付金でございますか、そういう対処を全部総額でやつて百三十億くらいになる。予備費が四百何十億残っておりますが、医療費の増高に対する予備費が必要であるので、残るとこれがぎりぎりであるということとで百三十億、こういう対処をされたわけであり、これに間違いございませんね。——そこで予算委員会の各委員の御質問や、私自身も質問をいたしたきまつたし、またほかでも説明しておられるのは、予備費がぎりぎりだからこれだけしかできませんので、たいへん申しわけないけれどもということが方々の御答弁だった。これは齋藤さんだけではなしに、たとえば大蔵大臣もそのような答弁をしておられる。それは、そういう状態でございますし、ほんとうは四十八年度補正予算案を組めば、そのような予備費のワケに限られて、問題は圧縮しなくてもいいわけでございますが、私も補正予算案を組むべきだと思ひましたが、これはなさらないで、予備費で対処をされるということでありました。

ところで生活を圧迫された者は、国会や政府のやり方の年度別というふうなことでなしに、国民の生活は三月から四月に与有機的に続いているわけですから、したがって、圧迫に対する対処がスズメの涙ほどであったという問題、それでは足りないという問題が大きくなつております。年度は変わつてまいりました。四十九年度の予算案も近く成立するであります。そうならば、この予備費が少いという問題は解決をするわけであり、その問題の財源はあるわけでございますから、この緊急生活給付金あるいはまた被保護世帯や施設入所者の特別一時金、あるいは失対労

働者の就労増というふうなことを、もつと金額を多くして、もつと対象者をふやして、このような対処をされることが当然の帰結であらうと思ひわけでありました。

このことは、社会保障制度審議会の建議のことも申しました。このような一番最低のものとして、この低所得者階層の実際の生活を詰めることはいけないということが、一番最後の具体的なところに載っております。最初は、インフレをとめようという大きなところから載つておりました。その低所得者階層が、このインフレによつて生活を圧迫される、それだけは食ひとめなければならぬということとは、一番最後に明確に載っているわけであり、幾ぶんされたことは、私もはるる程度評価をしたいと思います。そのお気持ちを、政府も厚生大臣も持つておられるのなら、財政的な問題が、年度が変わつていりますから、当然その問題について引き続きもつと金額を、対象者をふやして、積極的にこれに対処をされる必要があると思ひわけであり、これはぜひ国民のため、その対処をしていただきたいと思ひわけであり、それについての厚生大臣の積極的な御答弁を、ぜひお願いをいたしたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 生活保護世帯あるいは福祉施設等に入つておられる方々の生活を守つていかなければならぬ。そこで、物価の動向とにらみ合わせながら、昨年十月扶助基準を引き上げ、さらにまた昨年末にもできるだけの一時金の支給をいたしたわけでございます。大体これでいきますと、昭和四十八年度に関する限りは、物価動向と扶助基準との関係は私は調整とれておつたと思ひます。それは八木委員はいろいろな食い込みがあるとか何とかお話がござい、それは一つの意見として承つておきますが、まあ調整はとれておつたと思ひます。

そこで、いよいよ年度が変わりまして四十九年度になりますと、御承知のように、扶助基準その他は四十八年度の当初に比べまして二〇%のアッ

○八木（一）委員　そういうような御答弁が予測されているので、前段で私は誠心誠意申し上げたわけです。いままであなたがそういう考え方を持っておられることは知っておりました。だけれども、情勢が変わっておるといふことを前もって申し上げたのは、そういう消極的な御答弁ではなしに、積極的に国民のために対処をしてもらわなければならぬということ、前段のことをちゃんと申し上げているのです。厚生大臣として、内閣のやり方でございますから、厚生大臣が一人でそういう財政やいろいろなことに關することを一べんにお答えにくいであらう。したがって田中總理大臣はそうではなしに、反省の上に立つて、法律の問題あるいはまた行政運営の問題、財政の問題について、国民の要望にこたえて、野党の要求をまともにも受けこたえてやっていくということが内閣の方針であります。そしてその財政的な点については、厚生大臣が決意をすれば大藏大臣は全面的に

いま四十八年度の問題は、まあ、八木委員は違
う意見があるかもしれないけれども私は対処した
と思う、そんな冷たい厚生大臣がどこにあります
か。いま、数字を申し上げているんですよ。こん
なものは厚生省の社会局がちゃんとつくって、こ
れだから政府のほうは、内閣はどうあろうと、厚
生省として対処をしなければならないということ

を局長や次官が言わなきゃならない。なまけた連中ばかりだから、そういうことをやっていない。私どもが計算して申し上げなければわからない。こんなことぐらひは、ほんとうは社会局の連中は、出たとたんに計算をしなきゃならない。九九・一％の生活の食い込みがある。これは四万三千四の食い込みであります。四万四千三百六十四円の標準であれば、ほとんど一月分を食い込んでゐるわけであります。一番最低の生活しか保障されていない、それも十分に保障されていない。その生活保護家庭が、実質上は一月間食うものも食わないで、着るものも着ないで、ふろも入らないで、当たる火にも当たらないで暮らせということと同じことになっているわけです。それは十二カ月にならされてゐる。その人が、からだをやせさせて自分の命を縮めてささえているだけだ。政府は、一月間食わないで、着物を着ないで、火に当たらないで、ふろにも入らないで暮らせということを

この前、四級地の六十歳以上の女性の場合の食料費の問題が問題になりました。六十六円。あの六十六円という問題は、二〇%上げた四十九年度予算の内容ですよ。四十八年度はもっと少ない。

いまこれは計算はしておりませんけれども、二〇％上げたことからすれば一食五十何円台です。その五十何円台の食事をしてゐる人が、一月飲まず食わずでやつてということになっている。実際には平均しますでしよう、五十何円台がまたそれで下げられる、四十何円の食事しかとれないということになるわけです。ほんとうにからだが毎月衰

弱をしているんですよ。あなた方が四十八年度でこれは決着がつくと思うというようなことを言っている中で、多くの人が命をすり減らしているのですよ。年度が変わってなっている問題じゃありません。国民の生活は一月も二月も三月も四月も続いている。去年から一月、二月までからだが衰弱したならば、四月にすぐ政府の怠慢を恥じて対処をして、栄養分を少しでもとる、八十の寿命の人が七十で死ななきゃならない状態をいまからでもそれを補てんをして、せめて七十九まで命が延びるようにしなければ、厚生省、あなた方は人殺しをしておるのと同じことになる。そういうことになりますよ。ですからそういうことも――齋藤さん、ばくはいいつもあくどいことばかり言って、それは失礼だと思っていますよ。しかし、あなたはある程度熱心な厚生大臣だと思っておる。いろいろな点でワクがあっても、それを乗り越えられる人でなければならぬと思っています。少しこ

○齋藤國務大臣　非常に御熱心な御意見で、私も緊張して承ったわけでございます。

そこで、四十九年度は、先ほども申し上げましたように、扶助基準を二〇％上げたわけでございます。でございますから、普通の情勢であれば、もうそれで済んだ、こう言うのが普通なんです、ほんとういうと。しかし私は、あなたがそういう熱心な御意見をなさるから、私は前向きに積極的

に答えているつもりなんです、私は。今後とも物価の動向に應じては扶助基準の改定は必要であるならいたします、こんな極端な発言ないじゃないですか。私はそう思うのです。一時金で一時の生活を補てんするという考え方はとるべきじゃないのです。年度末とか年末であるからこそ、いろいろ処置をとったわけでございまして、今後はあくまでも物価の動向に即して積極的に、積極的にです、扶助基準の改定を必要があればいたします、こんな前向きな私答弁ないと思うのですよ。私は、八木委員にうんとほめられると思って答えたのです、思い切つて。普通なら言わないです、

こういうことを。そうですね。おわかりになつていただけたらと思うのですよ。予算が通るか通らぬかわからぬときに——まだ予算は通ってませんよ。予算が通つてないときに、将来必要があれば物価動向を勘案して積極的に扶助基準の改定をいたします。こんな思ひ切つた発言はないじゃないですか。むしろ八木委員にうんとおめられるのじゃないかと思つて、私は期待して答えたつもりでございます。こういうわけでございまして、御理解いただけたらと思います。

○八木(一)委員 おつしやつたあのことは、ぼくだつて聞いていますよ。覚えていますよ。これからだんだんに申し上げますよ。だんだんに申し上げて、まあほめるほどのことはないけれども、少しは何かないよりましだと思います。それは、ぼくは欲張りみたいですが、ぼくは別にどうなつたつていいんですよ。おまえなまじきだから、おまえの言うことは聞かない、しかしおまえの言うことと同じことを田邊さんや大原さんが言つたら全部聞くとするならば、ぼくなんかに答弁しなくてもいいです。だれに答弁してもいい。しかし、そういうことで言つておられるわけで、あなた、この問題をほんとうに真剣に考えていただきたい。四十八年度の生活の落ち込み、それから四十九年度からの生活に対処をしなければならぬ、この問題は両方やらなければいけないんだ。一つだけで片づく問題じゃない。それを明確にひとつ受けとめていただきたいと思う。

いまの問題についてわれわれは、いまの四十八年度補てんの問題について、当然これは政府の経緯からしたら考えられなければならない。これは齋藤さんだけじゃなくて、田中内閣全体あるいは大自由民主党の恥じです。やつた、しかし金が百三十億しかない、だから、これでかんべんしてくださいたつたならば、この次の月に金があるならば当然それに対処するのが、これは厚生省としても、田中内閣としても、それをささえる自民党としても、当然なさらぬなければならぬことだ。いまないからかんべんしてくれと言つて、

できたときにそれは知らぬ顔をする、そんなものは世の中に通りませんよ。そういうことで対処をしていただきたい。このことについて、国民の要望を受けてわれわれは委員会でも追及をし、要求をし、話し合いにも参ります。それについてさつき田邊委員にお答えになつたように、スライドの問題は当然で、またあなたが積極的におつしやつた今後の生活扶助基準の問題や今後の福祉年金の問題、そういう問題についても全部あなたの方と熱心に話し合いをしたいと思つて。それは国民の要望を受けて話し合いをいたします。あなた方も国民の要望にこたえる気持ちでおられると思つて。そのことを積極的に急速に熱心に推進をしたいと思つたので、それについて積極的に対応をしていただくように強く要請したいと思つて。積極的に御答弁をいただきたいと思つて。消極的な答弁なら要りません。積極的な答弁を必ずしもらいたいと思つて。

○齋藤國務大臣 私は、常に声は低いのですが、積極的に答えておるつもりでございます。生活扶助、生活保護世帯の問題はほんとうに重要な問題です。しかも、国民の最低生活に苦しんでおられる方々の生活を守る、これは非常に大事なことでございまして。

昨年の十月などもほんとうに私も積極的に、どなたからの要請もないときにほんとに上げたのです。これはほんとに。これは八木委員御承知でしょう。八木委員御承知のとおりですよ。国会ではどなたからも言われぬでも物価動向にらみ合わせて五%上げました。こんなに積極的に私はやつておるのです。したがつて、今後とも積極的に努力をいたしますから、八木委員のようなその道の専門家でございまして十分私も御意見を承りまして、誤りなきようにいたしていかねければならぬ、こういうふうに考えておる次第でございます。

○八木(一)委員 いまの御答弁は積極的でございますから、その点でもう急速に熱心に熱意を持つて意見を申し上げ、国民のためにみんなてひとつ

対処をしたいということを申し上げておきたいと思つて。

ところで、次に、インフレ抑止手当てと通俗的に言つておりまして、皆さま方は緊急生活資金給付金、被保護世帯、施設入所者についての特別一時金、失対労働者に対する就労費の増というような名目でやつておられます。そこで、これは積極的な話になりますけれども、この問題の中身の中で、実は大原委員がお触れになつたことでございまして、お触れになつたのは大原委員が関連でお触れになると思つたので、それ以外の問題について申し上げますが、たとえば二級障害福祉年金をもらつておられる方についてはこの一時金が出ておりました。これは事務的に三月に捕捉をできなかったというふうな点であつたというふうな何かつたお話を。したがつてこの問題の対処は、今後その問題を進めるときに、当然二級障害福祉年金の受給者に対して、このようない一時金が支給されなければならぬというふうには私は強い意見を持つておるわけで、これは申し上げておきます。

大原委員が触れられた老齢特別給付金に関する問題については、大原委員がまたお触れになると思つて、それからそれは問題提起だけにしておきますが、そういうふうな、たとえば金額の問題のほかに範囲の問題が、ごく少数の範囲でもそういう欠落がある。それだけでなしに、範囲自体が狭いから範囲を広げなければならぬという問題があるというところを、ひとつ頭のいい厚生大臣ですから頭の中に入れて、これからわれわれのお話し合いのときにひとつ積極的に対処をしていただきたいというふうに思つておられます。

次に、スライドの問題で先ほど田邊委員が熱心に質問されました。それに対して、厚生大臣もそれに質問されて、それに対して、厚生大臣もその問題の中で、賃金スライドの問題で田邊委員が当然おつしやる用意をしておられたのですが、時間の関係で省略された点について、少し申し上げておきたいと思つて。

その賃金スライドという問題が大事な点は一つ

こういうことがあると思つて。

生活——たとえば物価のほう具体的に保障されるというふうな意味のことをおつしやいましたけれども、それでは年とった人が年金法の適用を受けて支給を受ける。それから後はほんとうに物価スライドが、タイムラグが一つもなしに、そして政府の物価指数が、そういう国民に対応していないものであつて、たとえばそんな人が使えない自動車あるいは電気器具や何かの値上り、値下がりを要素に入れているというふうなことで、実際にびたつとつておられるものじやありませんけれども、ほんとうの意味で、そういう生活に即した物価指数が出て、そしてタイムラグが一つもなしにやられたとしても、その前に退職をしたり、その年齢に達したときの生活が、それが横すべりをするだけであつて、経済は発展をする。そしてその経済をになつておられる人々が、いまそれだけの役割りを果たしているだけの賃金や、その他の条件をもらつていない。これは労働運動で当然分配率がふえてこなければならぬ。そのことがその社会の土台をつくつた、前に働いた人たちに影響せなければいかぬという問題がありまして、年金をもらつた時点のものが横すべりで、これも完全に保障されるだけでは、気の毒であります。若い人たちは経済活動をして経済が発展をする、当然自分たちの権利を主張して、搾取の度合いを少なくして賃金がふえる。あるいは農家の人もあるいは中小企業の人も、大企業から圧迫をされるような悪政がだんだんなくなるでしようから、——なくならなければいけません。ですから、当然働きに見合った、そういうような収入が増大をする。働く年代の人はそういう余裕があるわけなんです。ところが、先輩は横すべりのままではいけないわけなんです。そういう点で賃金スライドというもの、重大な問題であるということをはひとつ御認識をいただきたいと思つて。賃金スライド実現のために、積極的にひとつ前進をしていただきたいと思つて。それについての積極的な御答弁をひ

とつ……。

○齋藤國務大臣 この貨金スライド、私は非常に理解しているつもりなんです。ただあなたと多少違うのは、あなたはいきなり貨金スライドによってやっていくという方式を主張し、私のほうはこれは制度の水準の問題であるから、財政再計算の際にそういう貨金水準あるいは生活水準なり、物価の動向なり、そういうものをみんまひつくるめた一つの年金水準をつくっていくようにしようじゃないか、こういう考えなんです。ですから、考え方からいって、それはいいじゃないですか。あなたは真正面からそれを言うし、私のほうは財政再計算期において、年金水準というものを直していくという考えなんです。ですから、問題は、国民の要望に即したように、年金水準の改定が適正に行なわれるかどうかというところに問題があると思うのです。

でございまして、法律が五カ年とありましても、情勢によっては縮めていくようにしなければならぬ。去年のような大改正でも、四年でやったではありませんか。二年ではちょっと早いかまあ三年、その辺かなというのを申し上げてきて、いるわけですが、実際、しかし、そういう問題も、最近の貨金の動向から申し上げて、そういう水準の改定も非常に近づきつつあるのではないかと、非常に含意のあることは私は申し上げておきます。ですから、常に政治は進展でありまして、実際に積極的に申し上げているので、私は年じゅうあなたにしかかれていたと思うのです。大きな声を出さぬでもわかりますから、低い声でひとつ御質問願うようにお願いいたします。

○大原委員 関連して、いままでの田邊委員と八木委員のこの問題で、昨年の五万四千円金の審議をしたときに、厚生大臣、提案説明をしたわけですが、それは五万四千の基礎として、年金での厚生年金は五万四千で、国民年金では夫婦単位で計算をする、右へならえと、こういうことだったわけですね。そこで五万四千円金を決定した基礎は、平均標準報

酬の八万四千円の六割の保障をその時点でしたわけですよ。それは間違いないですね。

○齋藤國務大臣 五万四千水準年金というものを打ち出したときの考え方というものは、標準の貨金報酬というものを八万四千六百円、その六割というものを水準として五万四千円年金というものを打ち出そう、こうしたわけでございます。

○大原委員 そこで局長でいいのですが、その八万四千円というのはどの時点で——平均標準報酬は上限の十萬四千円を二十万に上げたわけですが、どちらを基礎にしてやったのか。

○横田政府委員 八万四千六百円は新しい標準報酬で、その時点で二十年以上加入期間を持つておる人の平均が二十七年、そういうことを前提にして計算したモデル計算の数字がおおむね五万四千、こういうことでございます。

○大原委員 どの時点で。

○横田政府委員 この八万四千六百円は去年の十一月から改定ですから、その十一月の時点でモデルが八万四千六百円、こういうことでござい

○大原委員 それでその原案をつくったのは、去年の春審議をしておたわけですが、しかし貨金は春に上がるわけですね。そこでこの法律案を出したときには、その後春審議があったわけですが、春審議があつて、平均標準報酬にまず第一回影響しているわけですが、その後、一時金の問題は私はいま議論しないけれども、日本には一時金という貨金とあつて、インフレ手当ての問題が起きてきたわけだ。このときの春、貨金は二割ないし三割は上がるといふのが、政府だつて二割以上というように

に答弁するわけですから、春審議では自主回答やうという腹がまえをされているわけですから、そこで三割、三万四千という相場があるわけですね。そこでこのような物価狂乱のときに、しかも貨金は二回にわたつて上昇を重ねておるわけですから、五年以内に政策スライドをやるといふこの方針は——政策スライドは貨金スライドのことだ。物価については自動スライド、これはタイムラグの

問題が一つあるから、あとで議論があるから、私も関連すればやるけれども、貨金については、あの年金の仕組みというものは提案趣旨説明や質疑応答で繰返しあつたように、いま横田年金局長の御答弁のとおりなんです。そういう六割保障、つまり一時金を除いても平均標準報酬の標準的な二十七年の人の八万四千円というものの六割は確保いたします。一時金を入れますと四割幾らになつて、しかしILOの基準には——日本がそれではおかしいのですが、最低の保障を必要としておりますという、こういう議論です。私は時間を

省略するために、そういう議論をする経過をたどつてみるわけですが、そうするとこのように狂乱の物価上昇、インフレのときに、貨金は当然あと追ひの形ではあるけれどもどんどん上がつて、この法律を議論したときよりも二回目を迎えようとしていくわけですが、これはすぐ春審議でつくわけですが、そうすると政府がいままで五万四千金の根拠とし、繰返し主張し、大きな年金の進歩である、生活年金への大きな質的な転換である、厚生年金主導型である、共済年金その他との関係があるが、主導型である。これが中心で国民年金も改善しているのだ、こういう議論をいまでもしてきたことからいふならば、厚生大臣の浪花節のようなそういうことも趣旨はわかるよ。わかるけれども、実際にはこんなときには時間的な差がうんとついて、実際上六割保障の原則がくずれていくんですよ。そこで、少なくとも政策スライドの制度が五年を基準にしてあるわけだから、本年の十月からやる分について——これは春審議に繰り上げてやるべきなんですけれども、十月にやるべき問題として四十九年度の改正で、去年やつたんだけれども、本年やるといふことを言つてもおかしくないのです。田邊君の質疑応答の中では昭和五十年はどうかというお話があつて、五十年を非常にもつたいてつて厚生大臣はほめかしておられるようだけれども、そういういままでの審議の経過や法律の仕組みからいつても、貨金自動スライドをとらなくても、政策スライドをとつたにし

ても、六割保障の原則については政府が責任を持つて言っているわけだから、四十九年度中にも春審議の経過を見たならば貨金スライドはいたします——一年ごとのスライドになりますよ。なりませけれども、これはいまの狂乱の時代だから、当然一般生活水準あるいは物価の問題を含めて年金生活の水準を保持する。年金生活の五万四千の実質水準を政府の立場でも保持しなかつたら年金に依存できないから、これは生活保障や老齢年金にならぬわけですが、だから、その理屈からいつても、実施の時期は別にいたしましてあとで議論いたしましても、本年度、昭和四十九年度にそういう政府の年金の仕組みから考えて、政策スライドで引き上げて自動的に毎年毎年やれば貨金自動スライドになるのだから、大体われわれと一致しておるわけだ、実施のやり方さう考えれば、そういう問題は政府の立場に立つてもやるべきじゃないか、やるべきである、そういう見解の上に立つて答弁したつてひとつも政府の方針を上回つた答弁ではないし、当然のことではないか、私はこう思います

が、大臣いかがですか。

○横田政府委員 昨年の制度改正の内容の問題が中心になつておるようですから、私から一応そのしつてを御説明いたします。

簡単に申し上げますと、標準報酬の六割という水準を維持すべきものである、このとおりでございます。ただ問題は、あらゆる時点をとりました際に、その時点その時点、いずれの時点においても六割、こういうふうなしつかけにはなつてないわけでございます。したがつて、先ほど来大臣がご答へのように、貨金なり生活水準の向上というものが非常に急速な場合には、あまり六〇%を割つておる期間の長さがあつては困るから、したがつて、そういう場合にはできるだけ早い機会に政策改定をしてその水準に戻す。したがつて、この間改正していただきました年金法の法律的な構造といたしましては、どの時点をとつても六割ということではないわけですが、多少のタイムラグはある、こういうことです。

○大原委員 私が言うのは政治論なんです。局長の答弁としてはそれは一応事務的な答弁ですが、しかし局長の答弁からいっても、提案趣旨説明を私読んでみますけれども、厚生年金保険法の一部を改正する法律、これを提案説明したのが四月にあるのですね、まず、年金額の水準につきましては、厚生年金について最近の被保険者の平均標準報酬の六〇〇程度を確保することを目的に、改正後新たに老齢年金を受ける場合の標準的な年金額をおおむね月額五万円に引き上げるものであります。ということなのですが、そういう説明をやっているわけですね。質疑応答でもずっと六割保障は出ているのです。それが、物価がまあ五割、政府の経済基本計画はやはり四割台だった。その前の五カ年計画は二割台だった。それを今度の五カ年計画は四割台にしたわけですね。そういうことの考え方、物価の上昇との関係で賃金が上昇するというのも考えて、物価の自動スライドを取り入れたことはいいけれども、さらに政策スライドをやったからいいけれども、こういう議論ですが、しかしこれはある程度物価上昇が緩慢なときの話なんです。名目賃金上昇が緩慢なときの話なんです。こんな狂乱の物価上昇で賃金上がった場合には六割保障の原則を保持しなければ、一時金を加えて国際水準を割るわけですから、年金を取るということを目ざして保険金を納めた人の立場に立つて見てもおかしいわけですね。ですから政策スライドを五年以内というのをずっと一年に縮めてやるということ、政府の仕組みからいっても当然なんです。いまのような物価の上昇がどこまで続くかわからぬが、電気料金が上がる、ずっと上がるけれども、これは不況下の物価上昇でスタグフレーションという現象をこれから呈するでしょう、引き締め政策、総需要抑制策だから、そういうことになる、二割程度前年比ずっと上がっていくですよ。いくと、それは計算すると、ある学者が計算しておいたが、三年間で半分になるのですよ。五万円は二万五千円の実質になるのですよ。それ以下になるのですよ、それ以上進ん

でいったら。だから五万円が実質二万五千円のペースであるときのことを基準にして三年なんというところは全然問題にならぬ。問題にならぬだけではない、その考え方でもいくなれば、政府の仕組みでいくならば、これは本年やって実施の時期をどうするかということをやむを得ないと、こういう議論は出るかもしれないが、これは政府の年金の仕組みからいって当然なんです。だからこれはもうたいていやってやろうというつもりです。節でなしに、政府の出した年金の仕組みというものがそうになっているのだから、政策スライドという立場に立つても、本年賃金スライドをやっても、賃金は正をやってもこれはやることは当然ではないか。これは大臣から答弁してもらいます。

○斎藤國務大臣 大原委員のお述べになりましたこと、私十分理解しておるわけでございます。そういうわけでございますから、年金水準の政策改定というものを五年後にやる、私はそんなことを言っていないのです。そんなことは考えておりません。でございまして、去年は二年じや短過ぎる、四年ではおこい、こう申し上げたのですが、きょうはもっと積極的なんです。きょうは積極的なんです。きょうは、先ほど申し上げているように、去年の春闘それからこの春闘——今度の春闘どの程度上がるかわかりませんが、こういうふうな賃金上昇があれば、先ほど申し上げましたように平均標準報酬というものの金額というものは非常に変わってくるわけでございますから、三年を待つなということでは無理ではないか。政策改定をするということは非常に近いに近づくべきではないか。これは、来年の春の国会というのを言えれば皆さん方はっきり喜ぶかもしれないが、私もこのころまで厚生大臣やっているわけでもありませんからそうあまり……私は正確なことを申し上げているつもりなんです、非常に正確に。ですから、そういう政策改定は非常に近づきつつある、こういうことで御理解をいただきたい、こう申し上げているのです。

○大原委員 それは私も積み上げて話をしたのだけれども、四月に審議をしているときに、春闘があった、ことは春闘で政府は二割以上回答をするのだから、それをやってみたら六割保障の原則はくずれするのです。だから本年は政府の年金の仕組みに基づいて賃金スライドをする、賃金は正をするというのを政府の仕組みの中で考えることは当然ではないか、こういうことを私は申し上げておるのですから、そこに問題があるという点を私のほうでいままでの質疑応答の中で指摘しておきますから、これはきちっと政府の仕組みの中にあるのだから、

〔山下(徳)委員長代理退席、委員長着席〕

そのことを私は言つて、そして政府委員のほうでその数字を、私が指摘をいたした点を計数で、どれだけ六割保障の原則を割ることになるか、こういう点について政府は数字を出してもらいたい。政府答弁。

○横田政府委員 物価によって自動スライドを行なう、これは毎年やるわけでありまして。したがって水準のめり込み云々というのを一応大まかな計算をいたしますと、賃金上昇率とそれから物価の上昇率、その開き部分はその時点においては一般的に目減り、こういうことになるだろうと思えます。目減りということはおかしいのですが、六〇〇を割るその要素になると思えます。ただしかし、一体労働者全体の賃金水準というものが年金受給者の水準にそのままはね返るべきものなのかどうか、こういった問題もございまして、私の申しましたその議論が一般的に適用するかどうか、これはまた理論的に非常に問題だと思います。

○大原委員 数字はいいですね。

○横田政府委員 数字はいま申しましたように——数字じゃなくて比率の問題、六割をどれくらい割るかということ、片や全般の賃金労働者の賃金の上昇率でスライドをした場合と物価上昇によつてスライドをした場合とどれくらいかといえ、その六割に賃金から物価を引きましたその

比率をかけた合わせたものが先生のおっしゃる水準よりもめり込んだ割合、こういうことになると思います。

○八木(一)委員 先ほどの田邊委員それから私の質問それから大原委員の質問で、賃金スライドが非常に大事なものであるということ、前からもお考えになつていらっしゃると思えます。その問題でいろいろニュアンスで言つておられますけれども、ニュアンスというものが積極的なものでそれをすぐに実施するものという内容でなければならぬと思ひます。前に申し上げましたからそれ以上申し上げませんけれども、賃金スライドの実施について急速に、先ほどのお話にあるように、四十九年度から実施をするという体制をやつていただきたいと思います。

特に物価スライドと賃金スライドの差がございまして、これは政府のほうで調べた数字であります。一番のが昨年の十一月の数字であります。物価がずいぶん上がつていまして、物価のほうが一・五・九。ところが賃金のほうは定期給与で二・四・四。それから全部を入れた現金給与総額では二・四・四上がっているわけですね。一月ごろに何か賃金のほうが少なくなつて物価のほうが上がったという報道がありますけれども、あれは一月に休みが多いから、それで働いてない部分が多いから、わずかにその時点でそうだっただけであつて、実際に賃金スライドのほうが高くなるに高い、はるかに年金生活者の生活を確保するものであるという認識をお互いに固めて、それから先ほどの質疑問に答へた賃金スライドであるべきであるというその論点を強めて、急速に賃金スライドを四十九年からやるように御推進をいただきます。強く要求をいたしておきたいと思ひます。

次に賃金スライドの問題、物価スライドの問題がいろいろ議論になっておりますが、それと同時に大事なものは緊急スライドの問題、われわれは賃金で緊急スライドをすべきだ。あなた方はまだ賃金か物価からよつと迷つておられるというふうな

ところですが、緊急にスライドをしなければこの物価狂乱事態については対処ができません。ところが前の御質問をしたときには、何か非常に技術的にむずかしいからという年金局の話を受けて厚生大臣が消極的でありました。私はもう怒り心頭に発して、それでは年金局や社会保険庁の人は全部配置転換をしてもらってそれでやってもらわなければ、このような公務員の人たちのサポート・ジュによって、国民の予定生活を切り下げられておるのを補てんすることができないということであつてはならないということを申し上げました。それに対応されたような姿勢を厚生大臣もそれから年金局も少し見せておられる。その対応のしかたが、この前予算委員会でもいろいろ伺いましたけれども、何か第一案、第二案、第三案と伺いました。何にも考えていないよりはましだけれども、まだまだこれは不十分であります。こんなものではなりません。そういう点で、そのときに臨時代理の内田厚生大臣は、これを詰めて法案にする、そのときには与野党に相談をします、これは明確にお答えになりました。これはいらつしやっている間の事態の重大な変化でありますから、それを齋藤さんはきちっと踏まえていただきたい。法案を出す、出すときには与野党に相談をするというお話でありました。

それに対して私は、それでは不十分だ、法案を出すまでに、国民の要望にこたえたと野党の——野党の意見を十分取り入れて最もりっぱなものをつくって急速に出さなければならぬ、そういうことになっている。したがって、これは重大な任務で任務を果たしてこられたその間に、国民と国会を通じての政府の約束はそこまで進んでいるわけでありまして、それを内田さんがまだ消極的で、法案を出します、至急に出します、出すときに御相談します、それではならない。出すまでに急速に野党の意見を入れて、いいものを完ぺきに——つくってやらなければならぬということになっているわけでごさいます、それについて田中内閣総理大臣が確認をされているわけでありまして、

野党の意見を入れる。そういう状態でございますから、先ほど田邊委員の御質問に対してその問題にお答えになっていらつしやる。積極的なお答えでございますからそれは評価をいたします。いま申し上げたことをひとつ踏みしめていただいて、それが田邊委員の熱心な御質問に対する厚生大臣の熱心な御答弁というだけではなしに、内閣全体の、国の政治全体の問題になつてゐる。急速に熱意を持ってほんとうにりっぱなものをつくらなければならぬ。それを必ず法案として急速に提出をする、そういう状態になつてゐることをひとつ踏まえていただいて、積極的に野党のわれわれの意見、交渉、そういうことに応じていただく。これは先ほど御確認になつてゐますから、確認をしておくだけであります。そういう意味で、これからお話し合い、交渉あるいは法案の相談等になります、積極的なひとつ対処していただくことを、当然のことでごさいます、再度明確に確認をしておきたいと思ひます。

それから次に、先ほどの御答弁に関連してですが、生活保護基準を事態によつて上げていく、これはほめてもらいたいと言ひますことは、この方向については、考え方はよろしいとおほめを申し上げます。再三要求がありましたから、これをほんとうのものにしてもらなければ困る。まず四十八年度のものに対処すると同時に、四十九年度の四月、五月、そういうところで対処をしなければなりません。二〇%アップは目玉みたいにおつしやつてゐるけれども、それは目玉になつてゐないことは再三の質疑応答であります。これができても五二%くらいしかなくなつてゐない。一般の生活水準に対してはそれではない。社会保障制度審議会の昭和三十七年の大勧告の、昭和四十五年までに生活水準は実質三倍にしろという要請にもこたえてゐない。二・五倍くらいしかなくなつてゐない。ですからこの二〇%アップも非常に程度が低いということを御認識になつて、しかも二〇%アップをきめられたとき——その方針は十二月の末にきまつてゐる。十二月の末のときには十一月の末の

物価水準、したがって、全国平均十月そのものをもとにして考えられて決定されたものである。それから物価がぐんぐん上がつてゐる。当然この二〇%というものは即刻に大幅に引き上げられなければならない問題であるということ、これは今の物価の推移を見てというようなことではなしに、断じて引き上げる。四月と私は申し上げたい。どんなにおそくとも五月の一日からは引き上げる。予算が通つてないからと言われるでしようから。どんなにおそくとも、政府がほんとうに誠意があつたら四月の中旬からでも引き上げる、そういうことではなければならぬと思う。そういう点でひとつ積極的な態度を御表明を願ひたいと思ひます。

○齋藤國務大臣 扶助基準の問題につきましては、先ほど来お答えいたしましたように、今後の物価の動向というものををらみ合わせながら慎重に善処をしまひたいと思ひます。それと同時に、年金スライドのタイムラグの短縮につきましては、同じようなことをまた申し上げますが、これは非常にむずかしいのです。言うほうは簡単に言うかも知れませんが、やるほうになるとなればこれはたいへんなのです。非常にむずかしい問題であります、勉強は十分続けてまいります。いまのところ成案は得ておりませんが、先ほど田邊委員に申し上げましたように、皆さん方とはすでにこの前一回お話し合いをいたしました、今後とも虚心たにかいにお話し合いをいたしましう、そして、お話し合いの結果政府の態度がある程度固まれば、皆さん方にその態度も明確にいたします、それから法律をつくるということになるかどうか、まあ、これはまだ成案を得てないのですから、十分話し合いをして、法律をつくるというところであれば、これは立法府ですから、皆さん方と御相談なしで法律を一方的に通せんてことを言つたつて通るものではないことは御承知のとおりでございます。したがつて、この問題については十分研究をいたしておりますが、まだきょうの段階では成案は得ておりません。けれども、

十分お話し合いをいたして、この問題の解決をはかりたい、こう考えておる。先ほどお答えいたしましたとおり、きわめて声は低いですが、前向きに答えておるつもりでございます。

○八木(二)委員 前向きにおつしやつてゐる気持ちはそのまゝに前向きにしてみたらなければ困る。いまの生活保護費について今後の物価動向ではいけません、以前の物価動向も勘案して考えなければいけない、そういうことを前段で言つてゐるのですよ。あなた頭がいいからわかるはずだ。それをわざとそらしてゐるとすれば、あなたは国民のほうの厚生大臣ではない。厚生省が当然やらなければならぬことを国民の世論に立つて言つてゐるわけだ。それを活用して、そのとおりだ、今後の物価動向ではない、前の物価動向も考えて、生活保護水準がその社保審議会の答申に及んでいないことも考えて、即刻四月の中旬から上げる、そういうことでなければならぬ。タイムラグを少し私は猶予してあげて、少なくとも五月一日からと申し上げたけれども、そういう精神だつたら、四月十五日から上げなさいということと言わなければ、ほんとうの姿勢にならない。今後だけではいけません。前の物価動向も考えて、生活保護水準を急速に上げる、そういうことで推進を願ひたい。

そしてまた、タイムラグの問題についておつしやいました。これは技術的にいろいろなことを考えたらと、厚生大臣、自分の部下といひますか、協力者をかばう意味でおつしやつてゐるのかもしれないが、それはいけません。ほんとうに叱咤激励をして、国民のために公務員が働くようにしなければならぬ。もし横田君が——ばくはいい男だと思ひます、熱心なところもあると思ひだけれども、そんな個人の私情で横田君をかばうんていけません。いまの事態は、叱咤激励をして、決断をしてすぐにやるということ、技術的な、不十分な、困難なということは一切口に出してはなりません。国民のためにそれを乗り越えてやつていかなければならぬ。技術的なやり方の、やりにく

いというようなことを彼は言っています。たとえいろいろなことを、社会保険審議会の厚生年金部会で論議が何とかんとか言っている。それはそれでやっただけだ。四月からすぐスライドをしていけばいい。あとで精算してもかまわない。それで、繰り上げたならその間に死んだ人や就職した人の問題が困るなんてことを言っている。そんなものは困らぬ。いまの年金でも、その中で死ぬ人もあれば就職をする人もある。いまの率に二・二なり一・三なり一・五なりかけてやれば、それは死んだ方には遺族年金のほうに移る、就職した人はいまの不十分な条件だけれども退職、老齢のいろいろな適用で移る。同じです。いまの金額は、一・五倍しても同じです。そんなものがあるからできないというのは、やる気がないからだ。あらゆる困難を克服して、このタイムラグを八月なんていうのじやなしに、もう四月からでも——四十九年度ということになっているから、遡及して二月からやってもいい。しかし、最小限四月からの分、それはタイムラグを縮める。理論的にその中から適用するということが必要、そしてまた、実際の四月にさかのぼって全部金が入るということが必要、そのどっちがいいかなんて迷っている時代ではない。一つが三十点あったら、それに六十点足して、それでどうでしょう。先ほど田邊さんがおっしゃった方法がある。これが百点満点である。この百点満点と厚生省の知恵の限りを尽くした六十点満点を突き合わせて、九十八点にして通そうじゃないか。来週提案をして、来週中に成立をさせようじゃないか、そういう態度がなければならぬと思う。技術的な困難だとか、一切言わない。あらゆる困難を克服して、この問題は進めていかなければならぬ。もし年金局長やほかの人にそれができないというならば、それはあなた方は直ちに、自分の能力がないからだ、国民の負託にこたえられない、任にたえませんが、もっと有能な人によってもらってください、それを公務員としては言うべきだ。どんな困難を乗り越えてもそれはやらなければならないということ

越えてもそれはやらなければならないということ。深く認識をして推進をし、われわれの意見をできるだけ聞いていただきたいと思ひます。そういうことを強く要求をいたしておきます。それで少し具体的な問題に入ります。実は通算の問題であります。遺族とそして障害の通算について、これを実現しなければならぬ。昨年この社会労働委員会でも厚生大臣は、来年は通算年金通則法の改正案を提出する、そこに各官庁と積極的に協議をしてという文言を使っていますが、提出するという約束がありました。これが提出を見ておりません。この前このことについてさんざん文句を言っておきました。今国会はまだ続いております。三月中旬に成案を得て、三月末までに提案をしなければ、われわれとしては承服できないということを申し上げた。その後それがどうなっているか、ひとつ明確に伺いたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 先ほどの年金のタイムラグの短縮については、事務当局は非常に真剣に勉強しているのです。横田局長は、あなたはいくつかのことを言われますが、厚生省内において最も優秀な局長の一人なんです。しかも年金の非常な権威者なんです。そういうことでございますから、あまりおっしゃらぬようにしていただきたいと思ひうわけてございます。

そこで、この問題は私もいまま真剣に勉強中でございますから、まだきょうのところは成案は得ておりませんが、成案を得る場合には皆さん方と十分話し合いをいたしたい、こう申し上げているわけで、今後は御満足がいただけると思ひます。

○八木(一)委員 それまでに相談をするのですか。

○齋藤國務大臣 もちろん十分話し合いをいたします、とこう申し上げておるのです。

そこで、最後の遺族年金の通算、これは私もぜひ実現をはかりたいと思ひつてゐるのです。年金改正をやる場合には、これは一つの大きなテーマだ

と思ひて私は考えております。そこで、できるならばこの春の国会に出したいと思ひて考えておったのですが、御承知のように、まあ言いわけはいたしませんが、年金法が通つたのは昨年の九月の末でしよう。それは役所側が動いてもたいへんなんです。そういうわけでございまして、今度の国会には提案をいたしておりません。御承知のとおり提案をいたしておりません。今度の国会に間に合うかどうかということになりますと、いまの時点では、会期ももう短くなつてまいりましたし、なかなかむずかしいのじやないかなと、こういう感じはいたしておりますが、この問題は私は非常に熱意を持っております。これは資格要件がばらばらであつて、いまのあれはおかしいです。これはほんとうに、老齢年金と同じように通算していくという制度をつくるのが当然だと思ひます。そういう意味において、今後とも検討を続けてまいりますから、どうかひとつ御安心を願つておきたいと思ひます。

○八木(一)委員 実は、来年少し出すということ、この間予算委員会の分科会であなたは返事をしておるわけですが。来年はもう首がぢぎれても出しますと、それではまかりならぬと、ことしの約束だからやらなければならないし、そのことを各省に連絡することが、あとで横田君の弁解を聞く、何度か電話をかけたとかなんとか言つておられるけれども、相手の大蔵省や運輸省や文部省や、あるいは農林省や、その担当者が一つも知らないやうな、そういうこと、それで一つも各省と相談していないわけですか。だから、直ちにやつて三月中旬に提出を要求しておいた。まだしてないやうです。横田君、厚生大臣からばかに信頼を得ているけれども、信頼を得る公務員がいることはい。きょうでも即刻、何とほかの官庁がいつても全部連れてきて、きょうの晩からでもやる。こんなものは一発でできましますよ。あなた方は通算制度がむずかしいということで、それでこたえた言うんでしよう。通算通則法というのは、あなた方

がなまけてゐるときにわれわれが提起してできたものです。そのときに、原資移管方式という完べきな方式をとれというのを言つたのを、あなた方がなまけて、じゅうつなぎ方式という、さいふの中で通算をするというなまけた方式をとつた。いま、じゅうつなぎ方式を老齢でやつてゐるのですから、期間だけ通算すればばつと入るわけですが、障害や遺族について、それぞれの共済組合や厚生年金や国民年金で条件が違ひますからというやうなことを言いたいのじやないか。条件が違ひますよ。期間だけ通算すればばつと入る。遺族が通算になることになれば、おのおの厚年の期間は厚年の条件のものを受け、おのおの厚年の条件のものを受け、共済の期間は共済の条件のものを受け。根本的に変えるのなら、老齢も含めて、来年度しつかり考えて全部変えてもいいけれども、老齢でやつてゐることが障害や遺族でできないはずはない。それに反対する官庁があるはずはない。無理に反対をするならば、その支出が困るからという金銭上の問題だけである。しかし通算年金というのは年金の中であつたものである。その中の障害、遺族も少ないものだ。この金額は非常に少ない。しかも、その対象者は非常に気の毒だ。主人が職業転換をしなければならぬというのは気の毒な状況である。その方がなくなつた遺族はもと気の毒だし、その方が障害を受けて障害者になつたときはもと気の毒だ。その一番気の毒な人の問題がはつたらかされてゐる。そういうことを考えられて、厚生大臣も年金局長も——幾らおこつてもちゃんとやつてもらへばいい。いまからでもやつて、今国会中に必ず提出をする、そうやつてもらいたいと思ひます。そしてわれわれは、それを通すことに協力します。私はほかの委員に言つて土下座をして即刻通るようによします。だから直ちに提出をするということをやつてもらいたいと思ひます。(発言する者あり)不規則発言があるようですが、賛成の人ですか、反対の人ですか、反対の者があはるはずがない。反対の人は問題の中身を知らない。知つた

ら、どんな党の人でも、どんな委員でも、それは即刻やるべきである。国の代表であるということと認識をしてやってもいいと思う。

次に、先ほど田邊委員から言われました、老齢福祉年金について非常に少ない、とんでもない。厚生大臣も総理大臣も昨年の二月に国会で約束をした。自民党では一昨年の暮れに宣伝をされた。昨年の二月に、こしは五千円、来年は七千五百円、次には一万円とするということを約束されたわけだ。その国民に対する約束が物価の狂乱によって実質的に減っているわけだ。一つ問題として、こんな三年がかりで一万円という自体が問題にならない。生活を保障する年金にするために、年金法をつくることをなされた政府の手によって、拠出制年金に入る機会がなかった人に対して、当然それだけの生活を保障するために、福祉年金を、老齢は三万円、あるいはまた遺族及び障害についてはその対応した大きな金額にしなければならぬということは当然のことである。そのことを肝に銘じて推進をせられなければならない。それとともに、問題をこちやこちやしない、あなたの方のなされた最低のものであってもその約束が実質的に守られていない。したがって、あなたの方の立場でも、この七千五百円の問題は九千円か一万円にしなければ、国民に対して公約を偽ったことになる。田中角榮君はいろいろな点で評価をされ、批判をされております。どっちにしてもしかし、彼が国民に公約をしたことならば、それを実施したいというのが田中内閣の気持ちでなければならぬ。それをささえている自民党の気持ちでなければならぬ。したがって、そうであれば、今度の年金法で九千円から一万円に上げる法案が提出をされなければならないと思う。それを怠慢なあなたの方の手によって実質価値が減ったものを提出している。そのことを反省されて、皆さんの大切な委員である自民党の委員の方々、野党の熱心な委員の方々全部にお願いをして、政府の怠慢であったこの国民年金法を国会のりっぱな意思によって変えていただきたい、われわれの

怠慢を国会の審議によって、国会の決議によってぜひ埋めていただきたい、そういう要請をあなた各委員の委員にせられるべきであると思う。その問題が一つ、これは年金全体に関係があります。それからもう一つ、全体としては小さな点であります。大きな問題がある。老齢特別給付金について、昨年五千円の年金のときに、国会の意思によって四千円ということが実施されておる。われわれは同額でなければならぬ、六十五歳から老齢福祉年金を適用しなければならぬというものが野党の意思であります。しかしあなたの方は、そうではなしに、そういう決定をされた。あなたの方の立場でも、この老齢福祉年金一〇に対して八割の比率を減らすことは許されない。いま五千五百円の提案をしておられる、六千円の要求をしたかと聞けば、へつぱり腰で、九月の末に一回しただけでも十分交渉もしないで下がってしまった、こんなばか話がありますか。何としてもこれは六千円になければ筋が通らないという努力をせられなかつた。それも反省をされて、これがほんとうのものになるように、厚生省から各委員にりっぱな委員会の審議を要請して、少なくとも年金全体が上がる時には上がる、老齢福祉年金の八割、そういうことになるように要請をせられるべきである。

次に、特別児童手当でとんでもない問題がある。特別児童手当で二重障害の方に福祉手当を加算した。その趣旨はいい。これは一つもほめてないから一回ほめてあげます。しかし、これは金額が少ない。対象者が少ない。国民年金の二級福祉年金ができた場合に、当然二級障害の児童を持つ親たちに対して特別児童手当法を適用しなければならぬ。これは頭のいい厚生大臣ですから、あまり言わなくても理屈はわかります。これは全くの怠慢である。厚生省はその要求もしていない。大蔵大臣に何たら、そういう要請があったら受け入れたのというような表情で答えておられた。もちろん、この修正が与野党の熱心な委員の手によってされたときに、大蔵省は全面的にこ

れを受け入れる体制にあります。あなたの方は、委員会での法案がよりよいものになるようにぜひ各委員に積極的に陳情をしていただきたい。私じやなくてほかの委員の方々に熱心に陳情をしていただきたい。そういう問題があります。さらに、児童手当の問題で三千円を四千円にされた、それで義務教育終了までされた。これはほんとに乏しい児童手当の三年目の予定的なものであります。しかし、三千円が四千円になった、昭和四十七年にできたものがこの狂乱物価でそんな四千円では少ない。言わなくてもわかります。そういう問題がある。

ただし、それ以上に大切な問題があります。ILO条約の問題で百二二条約の批准ができていない。これは無理やりに批准しようとするれば、その中の重要項目を一つ、そしてその他のものを三つほど内容がすべり込んだら批准できることになつてゐるわけですが、経済的に先進を、福祉国家を唱えている日本がこんな何年もおくれているというふうな恥ずかしいことはできません。しかも、年金に対してはILOの百二十八号条約がある。福祉国家であればその百二十八号条約がまず先に批准できて、さらに百十号条約を提案するというような積極的な態度でなければならぬのに、百二二条約について、欠格条件で何とかすべり込もうというふうなことではいけません。条約は批准しなければならぬ。それとともなうには批准できる体制を急速につくらなければならぬ。その中で一番おくれいているのが児童手当です。健康保険や年金は、健康保険はやや八歳ぐらいになってゐるでしょう。年金は十五歳ぐらゐになつてゐるでしょう。児童手当はまだ一つか二つです。せめて中学生ぐらゐに引き上げなければ、恥ずかしくてそんなものILO条約批准ということになりません。したがって、この児童手当については、来年度にはこのようなことでなしに必ず本格的な提案をする、三人目からというふうなあつてなきがこゝに児童手当ではなし

に、われわれの要求のとおり第一子からの児童手当を必ず提案する、そのために全力を尽くして努力をせられる、そのような積極的な御答弁をぜひいただきたいと思ひます。

○斎藤國務大臣　たくさんの質問がございましたから、一括して簡単に答えを申し上げます。遺族年金の通算については、先ほど来申し上げておりますように、私は非常な熱意を持っておるわけでございます。今度の会期ももう短いですが、今度の会期中に間に合うかどうかこれは疑問ですが、次の改定の際には出せるように十分検討を続けてまいりたいと思ひます。それから老齢福祉年金につきましては、いろいろ物価との関連において御意見がございしますが、わが田中内閣は三千三百円から五千円、五千円から七千五百円、たいへんなことでございます。というわけでございまして、この金額を修正するという考えは全然持っていないということをはっきり申し上げておきます。それから特別給付金の問題、これはいろいろ言ひ方もあると思ひますが、まあ大体五千五百円というので提案をいたしております、これも私は適当な金額である、かように考えておりました、これを修正していただきたいと思ひたいと思ひます。それから児童扶養手当につきましても、二級障害年金については、しかしこれは八木委員も考へ方があると思ひますが、特別児童扶養手当というものは重度の者についての手当でございまして、二級障害年金の受給者にも児童扶養手当を家族に出すということが適当であるかどうか、私は非常に疑問があると思ひます。疑問があると思ひますが、八木委員のような、特に二級障害年金については多年熱心な主張をされた方でございまして、そういう方のおっしゃることでございますから、来年度においてもまた十分考へなければならぬだらう、こういうふうな考へております。それから最後の児童手当、これはなかなかむずかしい問題でございます。ILOの百二二条約の

批准というふうなことは別として、非常にむずかしい問題でございますが、本年度において三年の段階実施が済むわけでございますから、将来はもつと範囲の拡大とかいろいろな問題が私はあると思います。そういう点についても与野党の意見を十分尊重いたしながら前向きに検討を続けていく、こういうふうな考えておるわけでございます。

○八木(一)委員 御答弁四つほどの中で半分ほどまだましなものと、とんでもない答弁とあります。これは言わなくてもどれがとんでもないかわかると思います。とにかく要求をしておきます。通算通則のことについては今国会に急速に提出をして、成立するようにしてもらいたい。そして一つ、児童手当法の抜本的な改正は来年必ず出したい。次にあとの問題については、私は考えておる、陳情は考えていない。陳情は考えていなくても重大な反省をしろというところ。あなた方が陳情をしなくても、自民党や社会党や共産党や公明党や民社党のりっぱな委員は、この結果を十分に認識されています。あなた方は陳情してこれをやるというような誠意を示していただきたいけれども、そうでなくても当然この問題は論議になり、改正をされなければならぬ。そのときにあなた方は、不合理にもそれに抵抗するような態度は一切あつてはならないということを申し上げておきたいと思ふわけであります。

さらに一つ、時間切れになりましたけれども、この福祉年金について、同じく話し合いの中で、福祉年金の改定という問題と福祉年金のスライドという問題があります。その問題はこたにしないで、福祉年金はほんとうに改定をする、福祉年金のスライドをする、そしてその実施時期を早めるということについても、先ほど来申し上げたお話し合いの事項の重大な問題としてお考えをいただいております。厚生大臣にかなりきびしく申し上げましたけれども、熱心なところのある厚生大臣でございますから、ひとつその点で十二分に国民の

要望にこたえていただくように、全面的に努力をお願いしたいと思ふのです。抽象的でけっこうです。それから、いま言った問題全体について、厚生大臣として国民のために全力を尽くして努力するということをおっしゃつていただきたいと思います。

○齋藤國務大臣 最後の老齢福祉年金の問題につきましては、その金額は私は適切なものであると考えておる次第でございます。それ以上の増額は全然考えておりません。

○八木(一)委員 答弁になつていない。そんな答弁を求めているんじゃない。いま言った総体の問題について厚生大臣として全力を尽くして努力をする、その総括的な答弁を求めている。部分的な質問をしているんじゃない。ひとつ質問者の意思を尊重していただきたい。総括的に、きょう田邊委員や大原委員や私の申し上げたことについて、国民の意図をまともに受けて、各党の熱心な方々の気持ちをはんとくに体得して、全力を尽くして邁進されなければならぬと思ふ。その総体の問題について、全力を尽くして努力することを明確にお誓いをいただきたいと思います。

○齋藤國務大臣 福祉の充実については、いままでお答えをいたしておりましたとおり、全力を尽くして努力をいたしておるわけでございます。今後とも大いに努力をいたすと考えてございます。

○八木(一)委員 終わります。

○野原委員長 この際暫時休憩いたします。

午後一時五十七分休憩

午後三時二十二分開議

○野原委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩時の質疑を続けます。石母田達君。

○石母田委員 私は、いま御承知のように、春闘共闘の中でも大きな要求の一つになつております年金額を一日も早くより多く受給者に渡して、そしてこの減価分の少しでも補いにすることについて、きょう質問をしたいと思ひます。

〔委員長退席、葉梨委員長代理着席〕
もちろんこの問題は、そういう大衆団体の要求としてありますけれども、非常に国民全体から見ても関心のある問題だと思つております。

この十一日あるいはそれ前後に大きな統一ストライキをやろうというふうな状況の中で、政府としても特にこの解決について特段の関心と努力を払つて、そうした事態を避けるということが私は基本であると思ひます。

先ほどのいろいろな答弁の中からも、いわゆるインフレによる年金の減価の補てんという問題については、政府としても厚生省としてもいろいろの改善策を考えておられるということでありまして、先日大臣がいなるときに、私、この点について共産党から緊急の措置としての提案をいたしました。労働大臣がいらしては十分協議をして検討したいというふうなお話でしたが、帰られたばかりですけれども、その話は聞いておりますか。

○齋藤國務大臣 実は私は一昨夜帰つてまいりましたばかりでございますので、実はまだ詳しく承つておりません。

○石母田委員 このことについては先ほどの社会党の質問の中でもきびしく批判的な意見が出ておりました。そういう問題は非常に私は緊急を要する問題なので、ぜひ今後そういう事態について十分に早急な連絡をはかつていただきたい、こういうことを要望した上で、もう一度繰り返すようになりましますけれども、私どもの提案を述べたいと思ひます。

この提案は、私どもが本来主張しております支給月、つまり三カ月ないし四カ月ごとの物価短期スライドあるいはまた一年ごとの賃金スライド、こういう方式を私どもは堅持しておりますけれども、今回は何せ十一月実施というふうな状況のとでありますので、今年度に限って、何とかしてその年金受給者に一日も早くより多くの収入を得させたい、こういう立場からの緊急の提案になつております。

その第一は、きのうも社会保険庁の業務課に視察に参りまして、いろいろ事務上の問題を見てまいりましたが、いまの状況で、物価上昇率に見合う改定率があるのがまあ五月というふうな間におつておる。それで十一月という問題がありますので、それを今年度に限って、いわゆる金額改定を特別緊急立法の形で、政策改定率をきめたらどうかということなんです。そうしてたとえ、二五%なら二五%という率で今年度は計算をしてみたらどうかという問題が第一の問題であります。

それから第二の問題は、いわゆる当月払い制の問題であります。これはいま二月、五月、八月、十一月と厚生年金は四回にわたつて支給されております。国民年金はそこから二カ月ずつかおくれられているわけですね。その支払い月は、たとえば八月でいえば五、六、七ですね。それを当月まで入れますと、どこかでこの切りかえのときに一カ月分よけいにもらえることになりはしないか、こういうことであります。こういう処置を含めまして私どものこの提案とおりに行なわれますと、ことしじゅうにそういう当月払い制によつて一カ月分だけ余分に入る。もう一つは政策改定率がそういう早目にきまつて、やり方もきめて、そうして十一月実施を八月にこのアップを実施するわけですから、そういう意味でいろいろ計算しまして、三万六千円の平均の場合、七万七千五百円ほど余分に入る、こういう私どもの計算をしてい

るわけなんです。そういう点でこうした方法が実施できないかどうか、こういう問題はこの間提起したわけであります。こういうことによつて、いまの政府も含めて検討されている繰り上げという問題を解決できないかどうかということがおもしろい。これは、これに準じて改定していったらどうか、こういうことであります。

そこで、大臣にあるいは関係者に聞きたいのですけれども、この繰り上げの問題で一つの大きな

すけれども、この繰り上げの問題で一つの大きな

障害になっているといいますが、その問題は、三月二十九日の読売にも書いてありますけれども、やはり一つの大きな障害が実務上でどうしてもできない、これは大臣が再三こどもも言っているわけですから、その障害にあるのだということでごさいますけれども、この点はそうなんですか。

○齋藤國務大臣 私このタイムラグを短縮するという問題については非常に関心を持っておりまして、できるならもうちょっと短縮することはできないだろうかということ、皆さん方からお話がある前から事務当局に研究をしておいたのをごさいます。ところが、なかなかこれはほんとうにたいへんらしいのです。らしいと言つては失礼ですが、事務当局もやっぱり人間ですから、しかも労働強化なんというところになってはこれはいへんなこととごさいますから、無理のないところでやれるのかということをお願いしたのですが、問題をつくり、それを一人一人のその年金額を手直ししていくというのは、もう非常にたいへんなことであるということも承りまして、これはなかなか容易ではないのだなということを感じたしております。しかし、国民の声の中にはタイムラグを短縮したかどうかという意見もありますので、私は今後とも研究、勉強は続けていきたい、こういうふうにごさいます。

○石母田委員 勉強というところがには緊急性がないみたいに関こえるのですけれども、たとえば、今年度はだめだけれども来年度というふうなものではなくて、緊急にいまの事態を解決、あるいは狂乱物価といわれておるこのインフレの高進の中で、やはりこの年金受給者に一日も早く支給するという点からいって、勉強するということとは非常に何か私どもには弱く聞こえるのですけれども、すでに新聞なんかにも発表されているように、四月繰り上げについても検討されているのだというふうに新聞発表されておりますけれども、これは大臣に私は聞くのですけれども、こういう問題について、各紙全部同じように三つの案というふうなもので出ていますので、これは

政府部内で検討されているというふうなものであるかどうかお答え願いたいと思います。

○齋藤國務大臣 いろいろ新聞には伝えられておりますが、私は最終的に報告を聞いておりません。新聞にいろいろ書いてあることについては、私は推測だ、かように考えております。私がいろいろ考えてみると、やはり五つも六つもあるのです。ですから、それはやはり三つくらいのものでないでしよう、考えてみれば幾つもあります。しかし、どれがいいかということになりますと、これはなかなかむずかしい問題でございます。やはりこういう仕事をやる職員、労働というものを考えないで、ただ口だけでやりますというふうなわけにはいきません。そういうわけで、新聞に出ております、三つ案があるとか四つ案があるとかいうことは、私も、コロンボに行っている間の記事だと思ひますが、全然聞いておりません。したがって、みんなクラブの諸君もやはり賢明でございますから、あちから取材をして書いたものだと思ひまして、私をして言わしめるならば推測的な記事である、かように考えております。

○石母田委員 では局長に私は聞きます。あなたは、春閣共闘の代表だと思ひますけれども、その総評の代表と会った中で、いま三つの案を検討しつつある——大体これと同じような内容でしたね、十一月実施の場合あるいは繰り上げの場合、三月繰り上げ支給の場合と、しかし、いずれも困難であるけれども検討している。そのあとこどもで私の前問いたら、事務上非常に困難であるという御返事でしたけれども、大臣は外国へ行つて知らなかったけれども、年金局長が年金局の中ではこの三つの案について検討されたことは、これはあなた自身も答えておると思うのですが、どうでしょう。

たことはございせん。ただ、やるといたしました場合はいろいろな方法論、方法論というのは、パターンとして考えればおそろしく三つなり四つなりあるという考え方になり得るであらう。それで、そのパターンと申しますのは、第一のパターンは実施時期自体を繰り上げること、それから第二番目は、実施時期は繰り上げないがある程度さかのぼるということ、それから、実施時期もさかのぼりもしないが支給月を繰り上げる、パターンとしてはそういうことがあり得るであらう。たとえば第一の案で申しましても、十一月まで繰り上げ繰り上げるか、それから十月十五日まで繰り上げる案もあるでしょうし、十月一日まで繰り上げる案もある、それはもう幾通りにもなるわけですが、したがって、私は、いままでも三つの案について検討したことはございせん。ただ、いずれの方法論でやつた場合にどうなるかということ、いろいろな関係から政治的な決定がなされた場合には、事務的に全くできませんというふうなことはつきまして検討をいたしております。

○石母田委員 その何十通りあるいは保険審に出されている六つの案とかいうものとか、いま新聞に書かれているような案も含めて、何十通りも検討されたと思ひますけれども、その中で、いまもことばの端に出たように、実務、事務ですね。この問題が一番繰り上げの場合は最大の障害であるというふうな大臣も答えておられますけれども、やはり年金局でもそうですか。

○横田政府委員 その実務的にできるかできないかという問題になってまいりますと、一つの非常に大きな前提条件は、どのような内容のスライドを実施するか、こういうこととございます。それで、実施すべきスライドの内容が非常に複雑なものでございまして、おそろしく現在法律で定まっております十一月から実施することも不可能になる、そういう問題がございます。したがって、このスライドの内容について、どのような内容にするかという点について、実は昨日も夜、厚生年金

部会の御審議をお願いしたわけでごさいます。昨日は五回目、また十日の日に六回目をやることになっておりますが、その辺でどのような内容に固まるかによつて、さかのぼりたりなんかする場合の事務的な難易度というものがまたきまつてくる、こういう関係にございます。

○石母田委員 その場合に、私もきのう業務課に行つて、なるほどたいへんだということをはんとうに身をもつて感じて見てまいりましたし、また組合員の人にも会いましたし、課長さんにもお目にかかりました。同様に言つておられることは、何とかしてこたえたいと思つておられる、そういう点で今後ほんとうに、よくこのからだが続くかと思うほど一生懸命やつておられる、そういうところから言つておられるわけなのです。その気持ちはあるのだけれども、いまの実情では十一月実施を繰り上げるといふことは絶対不可能かと言われると、絶対なんというところは人間だから言えないけれども、まあそれに近いぐらいの状況であるというお返事でありました。そこで、そういう中で、ではこのままどうしても解決できないのかということになりますと、やはり十一月に実施されて、支給されるのは来年の二月ですね、厚年の場合、それから国年は三月になるわけですね。そうしますと、先ほど厚生大臣が言つていた損失を何とか補てんしたいという点からいって、やはり大きな矛盾だ。そこでハムレット的な、繰り上げてやりたけれどもも実務上できない、これをどうするかということ、私どもの党のほうもいろいろな検討をして、しほつて出した知恵が先ほどの案なのです。これはもちろん、党の政策的な立場ということから見ると、かなり緊急的な柔軟なものでございまして、けれども、何とかいまの事態を切り抜ける上でこの案はどうかということなのです。それで、私きのう行つて、まあ非常に、専門外の知識のだけれども、いかにたいへんであるかということ、どう得た知識の中で申しますと、年金権保有者の年金額をきめる作業とそれから新規裁定作業、これが、

新しい人がばらばらでいろいろな条件で入ってくる、これを全部コンピュータを通す作業がたいへんなのです。諸変更支払い作業といういろいろな変更がある。それが四十年の法律改正、四十四年度、四十六年度、四十八年度と、こういうふうな、今度スライドというふうに五階建てにもなつて非常に複雑になつてきている。このいわゆるプログラミングというのですかプログラムをつくつていく、これがないと作業が必要なんだ。それで、昨年のこの話を聞きますと、十一月の法改正でそれを二月に支給するというので、この九、十、特に十、十一月のところ、プログラムをつくる点においては残業時間が、聞きますと月平均百八十時間から二百時間、こういうたいへんな作業をやられたわけですね。からだはふらふらだった、もう二度とあれを繰り返したくないというのが、率直にいつて、あそこの人たちの全体の気持ちだと思ふのです。ですから、国会の中の議論というものは、やはりこういう人たちのことを考えて、それを含めて、実務的にもどうできるかということを考えて、やはり政治の段階でただ必要性ということだけから議論をするのは現実的ではないというふうな考へていくわけなんです。そこで、先ほど申しましたように、今年度に限つてそういう政策改定率というもので早めて出せないかというの、いまお伺いしようと思ふんだけれども、四十七年度に對比する四十八年度の物価上昇率が、三月末で出たものが確定するのは五月末だ、こう言われるのですが、どういう作業でそうなるのか、少しその点を説明してくれませんか。

○横田政府委員 総理府で作成いたします消費者物価指数でございますので、総理府の作業の手順がそういうことだということに承つております。

めてやつていくのかわかりませんが、たくさん消費物価指数を出すわけですから、たくさん品目について、地方的にたくさんの人を置いて、毎月毎月どういふふうな物価が上がつていくかということをお願いするわけですね。東京都のほうは東京だけですからわりあい早く出るのです。これはたしか日銀でやつていくわけですが、全国のものをもとめていくというのはいへんな作業のようでございます。私も、こういう狂乱物価の際です、もう少し早く何とかならぬかというのを総理府にもお願いしたことがあります。が、総理府としても、統計局ですね、これもまたたいへんな作業らしいのでございまして、これを早くわかるということは非常に困難なようでございます。したがつて、三月末までの統計が出ますのは五月、それが出来て初めて昭和四十七年度と四十八年度の消費物価がどういふふうに変つたかということをもつて調べるわけでございます。そして今度は、ではその調べましたアップ率を何にかけるんだ。現在もらつてある年金総額にけるのか。しかし、現在の年金額といふものも、何しろ金動期間中の賃金の平均でとつてやつていくわけですから、それでいいのかどうか。年金額にたまたま何%をぶつけて、それで数字を出していいのか。それはわかりませんので、いま年金部会で、どういふふうなやり方でやつていくかということをお願い願う。これは五月までには結論出ますね。それから今度は統計の数字が出る。それからプログラマーが問題をつくつていくわけですね。そして今度は一人一人やつていく。これだつて大ざっぱに一万円だ二万円だとするのじやないのです。十年年金の夫婦二万五千円、これはわりあいにわかりやすいです、定額ですから。一人一万二千五百円ばつたり。ところが、そうでない方々は何万何千何百何十円、円以下は切り捨てとして、みんな違うのです。それが約三百万人もおると、こういうわけですから、これはたいへんなことでございます。

○斎藤國務大臣 私もうどういふふうなデータを集

うに、人間のやることでございまして絶対できないとは申しません。それから法律といふもののおやりになる、法制的にも可能でございましょう。しかし、働く人のことも考へてあげなければ、私はこう申し上げておるわけで、絶対不可能だといふことは絶対言つておりません。非常に困難でありますといふことははっきり理解していただきたいといふことを申し上げておるような次第でございます。

○石母田委員 きのも聞いたのですけれども、どうしても五月末になるというならば、先ほど私が申し上げたような案なども採用して、これがもし早目に出れば、それだけ作業が楽になるかといつたら、難易度というの、むずかしい度合いは少しは緩和される。問題は、先ほど局長も言つたそのやり方だといふので、つまり、これが全部一律に上がる、たとえば厚生年金でいえば定額部分だけにそれをやれば、これは作業も非常に簡単だといふのです。ところが、あの保険審で出てくるように、報酬部分を基準年度以前と以後に分けて、年度以前だけにやるとかなんとかといひますと、非常に複雑になつて、実務上も困難な問題が出てくる。そうすると、多少早めたいといふのは、すぐその複雑さがまた大きな障害になつてくるんだ、こういうことなんですね。年金のいろいろな原則からいふたてまえがありまして、定額だけというやうなやり方は実務上からはいいかもしれぬけれども、報酬部分の基準年度以前だけかければ、今度は短期で出てくる遺族とか障害年金の人たちは非常に有利になるから、いわゆる不均衡といひますか、そういうものが出てくるんじゃないかといふことで、保険審でもいろいろの御意見が出ていくわけですね。ですから、このやり方といふゆる率といふものを一緒に早くきめないと、プログラムをつくるのに非常に障害になるんだ、この点を何とか早めに両方とも出してこれれば、これは先ほどの絶対不可能ではないといふことも少しは、うんとがんばれば何とかの条件ではできるといふことに少しでも近づいていくんだ、こういうことで、これは大衆団体がただ要求しているというだけではなくて、国会ベースとしてもぜひとも、他党とも相談して、協議し合つて解決の道を見出していきたい。そういう点で、スライドといふことだけにこだわつていまずとどうしてもいまの実務上といふ問題が障害になりますので、ことしだけはスライドといふものを凍結して、物価上昇率で二月末ですと二六・七%という数字が出ていますから、まあ五%をこえることは明らかでありまして、当然スライドは適用されることは明らかで、その作業をやつてもらう。同時にそのやり方も、これは私専門家じゃないからよくわかりませんが、これはまたいゆる年金のたてまえをあまりくずすといふこともあれでしょうけれども、その範囲の中でできるだけ簡単なやり方をきめて、このような実施を早めていただけないか。

同時に、当月払いの問題に触れますけれども、この当月払いの問題については、年金のたてまえからはその原則を踏みはずしたものでないといふふうな厚生省の方から説明がありました。この点はどうでしょうか。

○横田政府委員 当月払いの問題につきましてはおっしゃるとおりなんです。ただ問題は、当月払いと申しましたが、その月の一日現在で資格を認めてそれから計算をするわけでありまして、したがつて、当月払い制をとりまして、大体その月の中旬以降になりませんと金額の支払いが行なわれないので、理屈の上では何の支障もないと思ひますけれども、実益が非常に少ないだろう、こういうことでございまして。

○石母田委員 実益が少ないといふのは、その一カ月分じゃなくて半カ月分ぐらいしか実際ならぬのじやないかといふことですね。その点は、私もこまかいことはよく知りませんが、実務上の問題でも、いまのスライドでいくとかそういうものに比べればそれはもうずいぶん少ないものだといふ話です、年金といふのは、私もさか

のぼつてやつたり何かいろいろやつてみたのですけれども、それはやはり死亡した場合とかいろいろな損失というのですか、そういうもののためま

え上できないんだという問題があるので、当月私

いならばそういったてまをくずさずにやれる。

ただ、いま局長のお話ですと、まあ一カ月分だけ

いもらえらると思つたのが案外実益が半カ月じやないかといふことなんですけれども、その程度は、

私もよくわかりませんが、しかし現在よりも余分に収入がはかれるということなんで、このことも

あわせて緊急対策という中には十分検討していただいていい問題じやないか、こういうふうには私は

考へてゐるわけなんです。そういう意味で、この

当月払い制、それからいまの政策改定率、これは

政府がどうするということな問題でないかもしれ

ません、われわれの党がほかの党と話し合つてやるべき問題かもしれないけれども、そういう点で繰り上げという問題をいまの実務上の障害といふことであきらめずに、勉強されるというんだけれども、緊急ないまの事態にこたえられるように、いまの私どもの案も含めて十分検討していただきたい。

〔業梨委員長代理退席、齊藤(滋)委員長代理着席〕

こういうことを大臣にお願いしたいと思うので

す。

○齋藤國務大臣 先ほど来申し上げておりますように、私は何とかこのタイムラグを短縮したいという熱意は持つてゐるわけでございます。そこでいろいろな案を考へておるわけでございまして、まだ成案を得てゐるわけではございませんから、石

母田委員が提案なさる案ももちろんその中の一つとして考へていくことになるであらう、かように考へております。しかしこれは非常に困難な問題でございまして、ただ勉強と申ししても、そんなに長く勉強しようなんていうんじや間に合いませんから、できるだけ早い機会に結論を出せるようにしたいものだ、できないならできないとはつきりしてあげなくちゃこれまたいかぬのじやない

か、こう考へておる次第でございます。

○石母田委員 そこで、今回はそういうことで私も実務上の問題で業務課というところに初めて参つてびっくりしたのですが、いまのいわゆる年金時代といふふうにいわれている中で、それにふさわしい業務体制を確立するということは緊急な課題になつてゐるのじやないかということ、き

のうのいろいろの視察の中で得たわけなんです。現に厚生省のいろんな調査によりますと、昭和五十年には厚生年金が二百二十五万人、国民年金が百七十八万人、福祉年金が三百七十四万人、計七百七十七万人、これが昭和五十五年には合計しますと千二十八万人、こういうふうには白書に書いてありますけれども、これは大体このような数字でござ

いますか。

○横田政府委員 大体そうでございます。

○石母田委員 これでいくと、今後五年後にはつまり一千万人になる。五年後といふと五十五年からですね、一千万人という年金受給者となるわけなんです。そういう体制を考へますと、いまのよ

うなやり方で、法改正なりあるいはそういう字句だけではなく、かなり日常業務が停滞してゐるということがあるの報告されておるわけなんです。それで聞きましたら、まあこれは組合の報告ですから、そのとおりの数字かどうかはもう一度よく調べていただきたいのですが、大体一人当たり三百件ぐらいの件数をかかへてゐるんじやないか。組合のアンケートを見ましても、みんなそういう業務をかかへてゐるという報告であります。

同時に、あそこでは外からの電話を受けて問い合わせに應じてゐるわけですね。そういうサービス業務を行なつてゐるわけなんです。このサービス業務の電話が非常に多くて、これまたこの中で問題になつてゐるわけです。聞きましたら、二月だけで電話が一萬五千四百二十本、これは日曜を除いて十三本の電話でそういういろいろな国民の皆さんからの問い合わせを受けてゐる。これは受けただけが、これだけなそうなんです。ですから、実際に

にはもうなかなかかからないというんで、三回

に一回しかかからないというぐらゐの電話だそうですね。受けただけでこれだけなんです。特に問題になるのは、昼休みに七百五十三本きてゐるというのです。こういうことで、この電話は昼休みぐらゐとらなくてもいいんじやないかとい

ろいろ組合で論議したけれども、何かこの電話といふものはわざわざ遠くから、いろいろ北海道から問い合わせにくるというところもあるので結局とつてしまふ、まあとつてしまふといふと語弊がありまふけれども、とらざるを得ない。こういうことが非常に労働強化につながつてゐるというふうにきのう報告されております。それからそういう問題で電話も二十四本ぐらゐに増設したいんだけれども、実際に電話を受ける人が少ないので電話増設はできない。こういうサービス業務の簡便化といひますか、サービスをくずさないでしかもその地方の社会保険庁あたりでも聞けるような、そういうものはできないのかどうか。そういう点で、ああいうコンピュータなどをやつてゐるような非常に高度な全国的な、そういう中心の核的な仕事をすると、一方でこういう国民的なサービスも行なわなければならぬといふのは何か、どつちこつちといふことじやないけれども、もつと合理的にやれないものかどうかということなんです。この点については何か検討されてゐるわけですか。

○出原政府委員 特に社会保険庁の業務課が外からの問い合わせが非常に錯綜しておるといふことは御指摘のとおりでございます。特に本年の一月及び二月に厚生年金及び国民年金の金額の法定通知をいたしました。それを通知をいたしました結果のお問い合わせが非常に多くなりまして、私どものほうの業務課の電話を臨時に十本増設をいたしましたわけでございます。それでもなお業務課の電話が通じないという御苦情が非常に多かつたのでございまして、いまようやく峠を越えつつあるところでございます。一時的な非常に多い、錯綜する時期は一応は通過したのではないかと思ひますが、今後年金に関するお問い合わせは非常に多

くなつてまいと思ひます。

それから地方における社会保険事務所におきましても、私数カ所見てまいりましたが、やはり非常に相談の業務がふえております。これに対応する体制を講ずる必要があるといふことを痛感いたしておるわけでございますが、特に国家公務員の定数の削減もきびしいおりでございます。すけれども、そういう意味におきまして、社会保険庁の本庁及び地方を含めて今年も定員の増員をお願いし、ある程度の実現を見ておる、こういう状況でございまして。

なお、今後とも努力をいたしたいと思ひます。

○石母田委員 そこで、電話もふやしてできるだけその業務で国民にサービスをするといふことはけつこうなことなんですけれども、いま言ひましたように人手が足りないといふことをいわれてゐるわけなんです。いまあなたの口の端にも定数削減がきびしいおりからという話が出ましたけれども、おそらくこれは総定員法に基づく定数削減ですね、これがあつたように、私も反対の立場からいいますと、国会の審議でなしに、ああやつて政府が一方的にきめることができる、しかも一律的なきめ方をしているといふことでわれわれも反対したわけですが、そのことは別として、この人手の問題で先ほど厚生大臣のほうから、そういう働く人々の立場を十分考へなければならぬといふことは私たちも一致するわけですが、その考へ方、考慮のしかたといふところで、この組合からの報告によりますと、人手が非常に足りないといふことで、昭和四十八年度保険庁は予算要求として百二十名の定員増を要求したところが、事実上認められた増員は二十六名にすぎなかつた。第二次定員削減による減員は十三名、といふと、これは二十六から十三を引くことになる。そうすると、事実上十三名しかふえないといふことになりまふ。昭和四十九年度は、保険庁の予算要求が百二十五名、予算上認められた増員は三十一名、第二次定員削減による減員が十四名、つまり減らされた。こういうことになりまふと、あそ

この業務課が一致して国民的なそういう要請に何とかこたえたいという熱意の中で、この隘路になつて人手の問題を解決する上でこうした実態というものは私たちに考えられないのだけれども、この点について事実なのかどうか、答弁願いたいと思います。

○出原政府委員 御指摘の数字はそれとおりでございます。私も定員の増につきましては私どもの社会保険庁の重点事項として関係の当局に折衝いたしており、その結果でございますが、なおそれと同時に、私も職員諸君の充足につきましてはきめのこまかい、たとえば欠員の補充でございますとかいったようなものもできるだけ配意いたしまして、現有勢力をできるだけ強化するという点にも心がけてまいるといふふうに考えております。

○石母田委員 厚生大臣にあわせて要望しておきたいのですけれども、先ほどの厚生大臣の立場から、こういう人手の問題、それから定数削減の問題でかなり矛盾があるようですから、この点について関係当局ともよく話して、ぜひ政府としても、いまこうしたことが大きな隘路の一つとなつて、そのまた一つの中での障害になつておりますので、ぜひとも大臣としての政府内部での御努力をお願いしたい、こういうふうに思います。

○齋藤国務大臣 保険庁の職員が足りないという問題については、私も痛切にそう考えておるわけでございます。したがって、四十九年度の予算要求の際にも、保険庁の事務官の増員、これに全力を尽くしたわけでございますが、やはりこういう際でございますので十分な人員の確保はできませんでしたが、私も今後これで十分だとは思つておりませんから、これからどんどん保険庁の仕事はふえる一方でございますから、今後とも職員の充実、確保につきましては最大の努力を払いたい、かように考えておるような次第でございます。

○石母田委員 念を押すようでございますけれども、ここにこれまた組合の「たけのこ」という中

で訴えがおりますので、若干読ませてもらいたいと思います。

「ともかく人手がほしい」これはS子さんという匿名ですからわかりませんが「支払・裁定の女性」は訴えます「みなさん、業務課の実態をご存じですか。支払班、裁定班は、すぎましい仕事の山で、どう手をつけ、どう処理してよいかわからない状態です。こんな状態は法律改正、老令年金の現況届の提出時期、二月定期支払いの問い合わせなど、すべての忙しい条件がそろつて一時的なものと思われ、五月定期支払い、七月八月にも同じ現況届、五月定期支払い、七月八月にも同じ事が待っている訳です。」そして「欠員は全業務課職員の二割近くもおります。これは三十七名と報告されております。今の状態がそのまま続くなれば、欠員をうめてもらつた所で、仕事にみあう人員にはほど遠さを感じます。でも、とにかく人が欲しいです。これからますます年金受給者はふえて行くことは明らかです。全業務課の皆さんにもこの問題を考えてもらい、下だけの声でなく上部に大きな声として反響させてゆきたいと思つてます。」

「まさに、異常です。この忙しさ」N子さん。「狂乱の物価上昇といふことばがあるが、最近の支払係の忙がしさは狂つてゐるようだ。欠員、更定通知特別処理班への派遣、法律改正に伴う仕事量の増加、電話照会、とりわけ照会文書は山と積まれ、あたりまえの受給者への一カ月以内の回答でも残業で頑張つても処理がむずかしい。」「裁定班もこんな状態です」T子さん。「裁定係、なかでも東京ブロック担当の裁定二係の異常な忙しさが叫ばれて何年放置されつづけたのでしようか。」「受給者へのいいねいな応待などとても無理。どうしたら仕事量にみあった人員を確保できるのか。そのすじ道を実際に考える時だと思つてます。」

「先ず国会議員の方に、実情を調査に業務課に来ていただけたらと切に望んでいます。T子」私の職場はまさに猫の手も借りたという言葉がピッタリです。ある日、朝から受話器を耳にあてどうしてしたが、そのうち目がチカチカしてどう

しても書類が読めません。そこへ来た人が、そんな赤い顔してどうしたんだ、と言うので鏡を見ると目がまつかず。こんな状態では本当に頭がおかしくなるような気がします。気持のゆとりとか思いやりとかそういう人間性がだんだんすりへつていくような気がしてなりません。U子。

私は、これも年齢も名前もわかりませんけれども、おそらく若い人たちがこのようなほんとうに過酷な労働条件でやっているわけですから、こういう人たちがあつて、このような年金の繰り上げという問題で、もしきまれば、とにかく何とかそれにこたえよう、しかしこたえるためには、それだけのやはり条件が必要だといふことでございすから、そういう点でぜひ、もしわれわれの繰り上げといふことを検討される場合も、その点でぜひとも業務課のこうした人手の問題について要求される方向に必ず実現するように御努力願いたい。

特に、この中で、日常業務等が未処理で非常にたまるという点と同時に、プログラマーという特殊な一番の中枢の仕事があるのですが、この養成の問題についていわれているのです。この余裕のある人員がほしい、それには養成で、きわめて専門的なことらしいのですが、こういうことについて、ぜひともプログラマーの養成の問題について何とか努力をしてほしい、こういう要望がありましたけれども、この点については何か対策はあるんですか。

○出原政府委員 御指摘のプログラマーは、現在業務課に二十三名おります。恒常的な業務でございすればこれで可能なんですが、特に昨年、一昨年来の大きな改正に引き続きスライドといふことになりましたと、この人たちに非常に大きな労働がかかつてまいるわけでございす。しかもこの人たちにつきましては、にわかには補充のきかない専門的な人たちでございす。したがって、こういった臨時的な業務が非常に多く重なるという点を前提にしての定員ではございせんのでしたので、私も現在、非常にそういう意

味におきましての問題を意識しておるわけでございす。将来のプログラマーの拡充なり充実の方針につきましては、十分検討いたしました上で、その方針を立ててまいりたいといふふうに考えております。

○石母田委員 とにかく相当緊急な私は課題になつていふと思つてますので、急いでこれは対策を立てたいといふへんなことになるのじゃないかといふことを作業場を見て感じました。

同時に、これまで現場からの要請であります、残業時間が先ほど言いましたように、一月百八十時間か二百時間といふようなときもあつたそうなんですけれども、そのいわゆる超勤手当ですか残業の手当が、予算がないからといふことで残業が規制される、あるいは結局もらわずにやるといふようなことで、大体目の子勤定で八〇％くらいしかもらつていないのじゃないか。特に職制の人たちが、職制といふと係長ですが、そういう人たちの間にもそういう人たちがあつたのじゃないかといふお話でしたが、この点については、何かそういう事実については報告されているのか。これは現場の人たちは一生懸命やるといふ立場ですから、あまり表面には出てないらしいのですけれども、内部の話を聞くとどういふ話があるのか、やはり公務員といへどもきちんと仕事をしたらそれだけのものをきちんともらつたといふのが、これはたてまえですから、もらふべきはもらつたほうがいいと思つて、そういうことがあつたら率直にこの場でも出していただきたい、こういうふうに思います。

○出原政府委員 正確なことを調べた上での御回答でございせんのでございすが、確かに一時的に、全部を超勤を支払えないといふような事態になつておることもあつたかと思つてます。それを社会保険庁全体のやりくりで、あとで埋めるといふようなことでございすが、ちよつといふ突然の御質問でございしたので、正確なお答え申しかねますが、大体そういうようなことでカバーはいたして

おるつもりでございます。

○石母田委員 大臣にもこれはぜひそういうことのないように、いま穴埋めをされるということですね。これはぜひやっていただきたい。そして、その処置についてあとで御報告願いたいというふうに思いますけれども、よろしゅうございますか。

○齋藤國務大臣 よろしゅうございます。

○石母田委員 それでは、次の質問に移りたいと思うのです。それは生活保護者の基準の引き上げの問題で、いろいろ政府でも二〇%引き上げというふうなことがあるわけですが、つまずき際には政府の皆さん方の改定でできるわけなんですけれども、それで、先ほどの議論をいろいろ聞きまして、三月二十二日に厚生大臣が外国へ行かれる前に、私も四党共同して出した要求に対して回答をいただきました。その中でも、物価が二〇%以上上がったならば、五月、六月にも改定するというようなことがあったように思うのですけれども、これは私は口頭で聞いたものですから、文書で見てないものですから、何かそういうことを言われたのかどうか、あるいはそういう思い当たる節があるか。私、人づてなものですから、お答え願いたいと思うのです。

○齋藤國務大臣 四月になりました。扶助基準を昭和四十八年当初に比較いたしました二〇%引き上げることになったわけでございます。そこで、今後は物価の動向を十分監視しながら、必要があれば扶助基準の改定を行なう用意があるということとを申し上げておるわけでございます。こういうことを予算の通る前に言うことは非常に勇気の要ることでございますが、先ほど来八木委員その他が非常にきびしく言うもんですから、私の心の中を率直にこう申し上げた次第でございます。

○石母田委員 その場合に、二〇%という数字はあげられたわけですか。ほかの聞いたのは、何年度かを基準にして、去年に比べて二〇%以上物価が上昇した場合というふうに理解していたので

すけれども、二〇%という数字は出ていたのですか。

○齋藤國務大臣 すでに四月一日になりましたから、十日分は暫定予算ですが、扶助基準は間違いなく四月一日から二〇%上がったわけですね。昭和四十八年の四月に比較いたしますと、扶助額が二〇%、四十八年の四月にもらった扶助額よりも二〇%、五万円なら六万円、こういうふうになりまして、現在上がっているのです。そこで今度は四月の物価動向がどうなる、五月の物価動向が前年度に比べてどうなるというものを比較いたしますと、その物価が扶助基準の上がりぐあいよりも上になるなどということがあるかもしれませんが、こういうふうなやり方から、すぐ扶助を上げる、こういうふうなやり方に直していくわけでございます。

○石母田委員 四月一日から前年度比二〇%アップ、これはわかりました。けれども、私の理解していたのは、五月、六月にも改定しますという話の続きで、物価上昇率が二〇%以上であった場合には五月、六月にも改定するというのは、これのほかにそういう改定をするつもりなのかどうかというふうに……。

○齋藤國務大臣 ですから、昭和四十八年の四月に比較いたしますと、すなわち五万円ならば二〇%の六万円ぐらゐの額になったわけですね。ところが、さらに四月、五月、六月がいまの物価よりももっとも上がっている……。

○石母田委員 そのとき二〇%。

○齋藤國務大臣 それは関係ないです、何%上がろうが、上がりぐあいと見合せてやるわけですから、要するに扶助基準にあまり近づいたらすぐ上げなければいかぬ、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○石母田委員 確認する意味で、すると、いまの四月上げたけれども、電力も公共料金もほとんど上がっていくという中で、上がり方が非常に激しい場合には、ことしの五月、六月にも改定することとはやぶさかじゃない、こういうことですか。

○齋藤國務大臣 二〇%上げましたけれども、物

価の動向に應じ今度は二五%—それから二五%じゃないのですよ、二〇%になったものから五%上げるとか一〇%上げるとか、こういうふうな改定をするにはやぶさかじゃないという、思い切った実は発言をしておるわけでございます。

○石母田委員 その思い切った発言の中で、さらにそれはどの程度ぐらゐ——いまさら何%とは言わない。思い切った発言をされる以上は、どの程度ぐらゐの変動があった場合というふうな、厚生大臣の個人的見解になるかどうか知りませんけれども、その程度は大体どの程度ですか。

○齋藤國務大臣 どの程度物価がまたさらにいまよりも上がったというところは考えておりません。諸般の情勢をながめながら諸般の情勢を考慮する。やはり資金動向もありですね、それから消費者物価もありですね、諸般の情勢を考慮して、最低生活の人々の生活を守る、こういう強い考え方から改定をしていく、こういう考え方です。それにいたってはあまり基準を置かないほうがむしろいいのです。弾力的にやっていくのがむしろ一番望ましいという考え方でございます。

○石母田委員 こういうふうな理解していいのですか。ただ物価上昇率が何%になったというふうな状況じゃなくて、生計費全体がそういう改定をせざるを得ないというふうな状況になったならば、五月、六月にも改定することにやぶさかでない。この五月、六月というのは非常に近い時期です。それから、そういうことを発言されると、厚生大臣という責任から、これは生活保護をもらっている方から見れば非常に期待が大きいわけですよ。国会の中でそういう月が出るということは、私どもが話すと違つて、厚生大臣ですから、そういう意味で、その条件が非現実的な条件であった場合には、これは全く期待はずれになるわけですから、どうも、そういう期待をある程度持つてもいいというふうな程度の現実性のあるものかどうか、そこを考慮されている条件というのはとても非現実的なものであるかという点については、五月、六月という月が出た以上は、そうした期待を現実

に持たれる人たちに對しても、もう一步の何か発言がほしいような気がするのですけれども、その点について、厚生大臣の御見解をお願いしたいと思

います。

○齋藤國務大臣 これは先ほど来申し上げておりますように、ことしの四月以降扶助基準を二〇%上げたわけでございますが、四月以降物価とか消費水準等がいまのような状態、狂乱物価で月五%も六%も上がるというふうな事態になれば、当然扶助基準も改定しなければならぬだろう、こういうふうになるわけでございます。私どもの考え方は、消費者物価指数のみならず消費水準もあわせて総合的に生活というものを直視していく、こういう考え方でおるわけでございます。

○石母田委員 しつこいようですが、こういう問題は非常に期待される人もあるのではっきりしておきたいのですけれども、いままで政府の態度というか方針というか、私も保護基準の改定の問題を出しますと、去年の十月やったばかりじゃないかと、それははっきり言わないけれども、上げました、上げたばかりだということで、努力された条項だけ、内容だけを強調されて、現実にはいまの実態に對してどうなんだというところについては、私どもにとつてはきわめて不満足な回答が多かったわけですね。いまのお話を聞きますと、四月一日に上がつて、五月、六月というところから再来月という問題であります。こういうことについて国会で厚生大臣が、仮定の問題にしろそういう月を具体的にあげたということとは、現実にはそういうことを期待している人にとっては大きな関心事を持つ問題だということを十分に意識しての御回答であるかどうか、御見解であるかどうかということ、非常にきびしく然として答えるところはわかれますけれども、私の意のあるところはわかれますので、そういう意味で厚生大臣としてもう一度そういう期待を持つというふうなことが当然あるというところを意識しての答えであるかどうか、御見解をお述べ願いたいと思うのです。

○齋藤國務大臣 生活扶助というのはほんとうに

最低生活の方々について国が保障するという制度でございます。厚生省としては当然そういう人の生活は守っていかねばならぬというわけでございまして、そういう人たちの生活を守るといふ責任の上から、当然そういうことはやりますということをはっきり申し上げておきたいでございます。したがって物価動向に際してそういう方々の生活が苦しくなれば扶助基準がまた上がったというわけでございまして、しかしそんなことを私は望んではいないのです。望んではいないのです。もう物価は鎮静してもらわなければならぬと困るのです。去年などは石母田さんから仰せにならぬでも、去年の十月に五%上げて、去年の暮れにはもう代というものもさによいに出しました。しかも三月の初めには、一時金といひながら一人当たり二千円、子供でもおとなについて二千円、四人家族なら八千円、こういうわけで出しておるわけでございまして、厚生省は最低生活の保障ということについては全力を尽くしてゐる。これは八木さんなんかもうなすいておられますから、間違いないことだと思ひます。

○石母田委員 八木さんはそれでうなすいたかどうか知りませんが、ここであまり態度を示せない、あんなに下げられないと思つたのです。私はそれは思わないのです。あれを出してから一カ月余の月日がたつ、そして私もいよいよ四党としての立場から福祉手当三万円の要求を出しているわけですね。こういう人たちがやはりインフレの非常に大きな影響を受ける。それでいまから電力も上がる、私鉄も上がる、ガスも上がるのじゃないか、それから十月になればお米、国鉄運賃の値上げの凍結も解けるといふことになる、まさにどんどんとどまるところを知らないウナギ登りの物価に悩まされる、こういう不安でいっぱいなわけですね。そういう意味で、そうした抑制したいという主観的努力はどうか知りませんが、実際にどんどん上がつて、狂乱の異常な物価値上げになつてゐるわけですね。そういう中で老齢福祉年金だとかを受給されてゐる方

とか、そういう人々を含めて、何としても福祉手当三万円の要求あるいはまた福祉年金の額を先上げすることはわかつてゐるのだから、これをどんどん繰り上げて早く支給するとかそういう問題について、すでに大新聞の中にもそういうことをどんどん主張してゐるというふうな状況で、非常に国民的なこういう要求も高まつてゐるわけですね。

そういう点でいま厚生省はそういう人たちの生活をはたとうと見ているんだということの認識から出発しますと、これ以上の努力というもののに対する誠意がまた疑われてしまふので、いままでの努力は努力として、とにかくそれではきつめて不十分なんだ、そしてこの春闘の中で大きな統一ストライキが近く起こるという中で、何とかしてもこれを解決するという意味で、低所得者に対するそういう要求が大きな要求として出てゐるわけですから、この問題について誠意をもつてこたえろという立場から、私は、この一カ月余をそのままで済ましてきた、つまり二千五百円だけで終つてゐる、これに對しての不満を表明して、もう全部出しているわけですから、こういう点についてなお一その真剣な改善努力というものがなしにはこの重大な事態を解決することはできないんじゃないか。(八木(一)委員「そのとおり」と呼ぶ) そういう点で厚生大臣のもう一度の——八木さんを出されましては、おそろく八木さん、いまの声のように、そうではない、われわれ四党の立場からいつても、この点は必要だという点で厚生大臣に要求しておりますので、三月二十二日の回答をもつて終つてゐるわけではなくて、引き続きこの実現のために、りっぱな回答を出すように再度要請したいと思ひます、厚生大臣。

○斎藤國務大臣 この三万円支給とかいうことは春闘の項目になつておりますが、こういう問題は春闘の中において解決すべき問題ではない、これは考えております。社会情勢全般、経済情勢全般の中で、国民の生活を守るといふ観点から私は朝から議論をしておるわけでございますから、そ

の点はまず第一に御理解をいただきたいと思ひます。

それから、こういう扶助基準の額なりあるいは福祉年金の額というものは全部国民の税金である、こういうことをまず考えなければならぬ問題でございます。国民の税金をこういう方々に差し上げるわけでありまして、厳正な態度をもつて臨まなければならぬ、これはもう仰せのとおりでございます。しかしながら最低生活、こういうものを守るといふ責任はあるわけですから、そういう観点からまた強い考え方、これに對処していく、これはもう当然のことでございます。今後とも私は国民の生活を守るために、健康と命を守るという強い信念に基づいて善処を続けてまいりたい、かように考えてゐるわけでございます。

○石母田委員 私は春闘で解決するとかいうことはなくて、この春闘の中で多くの人がこういうことを要求されてゐる、これが切実な要求になつてゐるというところは、もういまの物価の中で当然に考えられるわけですから、その問題を解決する意味において、私も、また政党的立場から国会の審議の中で、きちんと国政の場で解決できるものは解決するという立場から発言しているつもりであり、皆さん方に要求しているつもりなんです。そういう点でしっかりとこたえていただきたいというふうに思ひます。

また予算の使い方については、あなたから言われるまでもなく、国民の税金という問題で、その問題になれば、この中で社会福祉予算についてあなたの所信表明に對してはつきりと私たちの立場、たとえば予算の使い方でも、自衛隊の増強のためにあれほど大きな予算を投入する必要があるのか、また、福祉予算を大幅に削つておきながらその日のうちに最初に復活予算を、自衛隊の戦車四十両を含むそういうものにたくさんのお金を出す、こういうふうなやり方ではたして国民の納得が得られるものであるかどうかという、こういう問題の論議はすでに私はここでやつてゐるつもりでございます。そういう点を含めまして厚生大臣

が、いま出されてゐる国民の要求、そういうものに対して真剣にこたえられるよう心から要望いたします。そして私の質問を終わりたいと思ひます。

○斎藤國務大臣 大橋敬雄君。

○大橋(敏)委員 私は、まず最初に児童手当に触れまして、それから年金問題に入つていきたいと思ひます。

児童手当といふのは、いまの大臣がまだ社労の自民党の筆頭理事をなさつてゐたころ、四十二年ごろからたいへん苦勞なさつて、私もその中に入りましてともに苦勞してゐながら四十六年に制度が創設された、御承知のとおりでございますが、そのときの各党の合意のことばといひましようか、要するに児童手当三千円程度では非常に不十分である、不十分ではあるけれども、制度発足の意義からいってやむを得ない、まず発足させよう、発足してしまふはあととて幾らでも改善ができるのだ、このようなことで上がつたわけでありまして、そして四十七年の一月からでしたか、実施されて今日になつて今回その改善の法案が出たというところになるわけでございますが、先ほどから大臣のお話を伺つておりました、なるほど、大臣は厚生行政に對する、社会保障、社会福祉に對しては積極的、かつ意欲的な姿勢をもつて取り組んでゐる。私もこれを認めないわけではございませんけれども、この児童手当に限つてはまだまだその意欲のほどが薄い、この感じられるわけでありまして、まず最初にその感じられる内容を申し上げますと、今回の児童手当の手当金の引き上げが非常に低いということ、また手当の額が低い場合は逆に対象児童の拡大といひますか対象ワクの拡大、これを積極的に行つてゐるというならまた別でございますけれども、そういう点でも非常におくられておりますし、疑問でなりません。まずお尋ねいたします。

○斎藤國務大臣 児童手当、これは児童の養育費の一部を負担するといふ、もうほんとに日本の児童行政の上では画期的な制度であると私は思ひます。お互いに皆さん方と一緒に相談をさせていただきます。そしてこういう新しい立法が日本にお

いて行なわれたということは、私はもう児童行政の上で非常な前進であったと思います。しかしながら、これは国の財政のみならず被用者の子供さんについては、すでに御承知のように会社、工場等にも負担をしていただいている、こういうふうなこともありまして、これを実施するにあたってはなかなかむずかしい問題がございまして、しかし、皆さん方の御協力によってこれが実現したということは非常な前進であったと思います。

ところで、相当の財政負担がかかることとございまして、三年計画でやろうじゃないかというところでやってきました。去年、一応第三子に対する児童扶養手当制度というものは完成する、こういうわけなんです。そこでその額を従来三千円であったものを今年だけ四千円に上げたのですが、初年度と二年度は三千円で終始してきたわけがございまして、しかしながら最近の物価はとも三千円では、ほんとうをいうと三年間の段階的実施ということであれば、やはり前うしろの公平ということを考えてみれば同じ額でいくのがほんとうだと思ふのです。しかし、最近の物価の動きが激しいものですから、最近の物価動向にらみ合わせて、三千円を四千円にした、その程度でございまして、それに関する限りはなるほど金額は少ないというとはいえると思ひます。

それから問題は、一応それはそれなりとして、一応本年度に完成するわけがございまして、そこで来年度から今度は問題が別な方面に発展していく、こういうことになろうと思ふのです。これは先ほどもどなたかの御質問にもございしましたが、ILOの百二号条約からいっても日本の児童扶養手当というものは先進諸国に比べれば範囲が狭い。これは仰せのとおりでございまして、それをどの程度まで範囲を拡大していくか、第二子、第一子、さまざまあるわけがございまして、しかしこれはなかなかたいへんな金なんです。国費ばかりじゃありません。いまの制度を続けていくとすれば事業主の負担もたいへんなことなんです。

そういうこともありまして、慎重な態度は持たなければならぬと思ひますが、本年度に段階的実施が終了いたしました。明年度においては、大橋委員は特にこの問題については御熱心な委員でございまして、皆さん方の御意見も十分承りながら、範囲の拡大とかそのほかの問題について来年度以降検討をして、これを實現していくというふうに努力をしたい、こんなふうにいふ私は考えております。これで一応満足しているなんというものではございせん。諸外国に比べましてまだまだ劣っている問題がたくさんあるわけがございまして、そういう問題は次年度以降に十分努力をいたしてまいりたい、こう考えておるような次第でございまして。

○大橋(敬)委員 お話をきいておられることはわからぬでもございせんが、これは見解の相違というのでしようか。われわれは、段階的の発足、その中身についてはいままでなかった制度をつくるのだ、やむを得ないという立場であった。本来ならば四十七年度当初から段階的ではなくて実施したかったわけなんです。ですからこれを百歩譲って、政府の立場でわれわれも従つたということになるわけがございまして、そういう意味からいいますと、私たちは、今回の引き上げ方については非常にお粗末である。お粗末ということは何も額が低いだけではない、支給対象児童の内容においてもお粗末である。これは私一人が言っているのではなくて、当時、社会保障制度審議会のこれに対する答申が出ております。この中にはつきり言つてますよ。「本審議会は、他にさきがつて、本制度の創設を提唱して来たところであるが、それが曲なりにも、また極めて貧弱な内容であるにもせよ、」こうあるのですよ。社会保障制度審議会自身が非常に中身については貧弱だといつておるわけですね。またそのあとに続いて、「本制度は、将来飛躍的に発展をさせなければ本来の目的を達成できない。」とはつきりいつています。飛躍的な発展がなければならぬというわけですから、こうした三千円から四千円程度の引き上げ方では飛躍的

といえるでしょうかということが一つ。それから今回いわゆる段階的な対象拡大が本年度で完成するわけがございまして、私たちはいま言いましたように当初から、第三子ではなくて、むしろ第一子から支給すべきであると言つてゐるから、そういう点でいへば決してこれは飛躍的な改善ではない、こういうわざを得ないのですが、もう一度大臣の決意を聞きたいところです。

○齋藤國務大臣 ただいま御提案申し上げておりますような法律の現状においては、確かにこの答申にありますように、その発展したものとは考えておりません。しかし私どもは、こういう新しい制度というものを生み出すときにはいろいろなむずかしい問題がたくさんあるわけですね。会社、工場等につとめておられる方々についての家族手当の問題とかいろいろな問題があつたわけがございまして、それから被用者の子供さん方については、会社からも一部負担をしてもらわなければならぬ、こういうたような問題もあつた。それから国の財政もなかなか容易ではないといつたふうないろいろな問題があつて、やつとこれができたわけがございまして、しかし現実には、ある意味から極端な言い方をすれば、大橋委員などから言わせればそんなちやうどおっしゃるだらうと思ふのであります。私もそう声高らかに世界に向かつて誇り得る制度の内容ではない、そう思ひます。けれども、まずこういう制度をつくるということがやはりたいへんなんです。ですから、今日の段階はこの程度でございまして、こういうのが私に心づいてございまして、来年度以降大いに努力いたしてまいりたいと思ひます。

○大橋(敬)委員 では、来年度以降の飛躍的發展のためにもう一言申し添えておきますが、この制度発足の時点で児童扶養手当は二千九百円で、児童手当は三千円だった。ところが今年、スライド制の規定もない児童扶養手当は、福祉年金との関連性でその後改正されて、今回六千五百から九千八百円に引き上げられるわけですね。そうしてみると、児童手当が発足したときはむしろ低かつた児童扶養手当が一万円近くなつてゐる。こちらは三千円から四千円です。全く均衡を欠いてゐると私は思ふを得ないわけですね。今回はやむを得ない、やむを得ないとおっしゃるからどうしようもないかと思ひますけれども、他日、次の機会というときにはこの均衡を保つていただきたい、こういう気持ちでつけけれども、いかがですか。

○齋藤國務大臣 確かに当初出たときには、児童手当が三千円で児童扶養手当は二千九百円、これが母子福祉年金とのつり合ひ上、今度九千八百円に上がるわけがございまして。そこで児童扶養手当は、御承知のように生計別れの母子の生活を守つていかなければならぬという社会的要請に即してこういうふうになつてきたものでございまして、二つを並べてみればなるほど均衡が破れたんじゃないか、むしろ逆じゃないか、こういう御意見も私はあつたと思ひます。しかしながら、やはり児童扶養手当を受けられる家庭というものも考えてあげれば、片方よりも多くしてあげるといふのも常識じゃないかと思ひます。しかしながら、来年度以降において大橋委員の言われる飛躍的發展のためにいろいろな問題を考えるとすれば、こういう手当額の調整の問題、それから範囲の拡大の問題等がやはり大きな問題になろう、かように考えておりますから、そういう問題に善処してまいりたい、かように考えております。

○大橋(敬)委員 確かに手当の問題もありまして、児童手当の範囲の問題も——いま全世界で児童手当を実施している国が六十四カ国、そのうち第三子以降はわが国とソ連とベトナムの三カ国だけです。スエーデンは第一子以降でございまして、西ドイツ、フランス等は第二子以降でございまして、こういう実情は百も御承知であるはずでございまして、この点も踏まえて次回の飛躍的發展に期待をいたします。では、時間も限られておりますので、次に年金

のほうに移りたいと思います。

前七十一国会におきまして、全国民の注目の的
の中で年金制度の審議が行なわれたといつても私
は言い過ぎではないと思ひます。すなわち、政府
が言つておりました五万四千年金、はたして言わ
れるとおりものであるかないかといふもの、だつ
たわけでありまして、残念ながら国民の期待には
大きくかけ離れたといえるのではないかとと思ひま
す。

たとえば厚生年金においては、五万四以上の老
年年金受給者というものは昭和四十九年の三月、
いまです、よくよく受給者全体の約一割程度に
なるにすぎないといふこと、ごさいました。五万
円年金、五万四千年金とおっしゃいましたけれども、
これは標準的な年金のモデル計算といふわけには一
般的には見られなかつたといふことがはつきりし
たわけですね。しかし、わずかも厚生年金の場合に
五万四以上の受給者が出るという事は事実です。
それに引きかえまして国民年金のほうでは、
拠出制年金が開始されて三十年も経過した昭和六
十六年になりました、五万四千年金を現時点で考
えた場合ですけれども、五万四千年金を受ける人
は一人も該当者が出ない、こういう実情にあつたわ
けです。政府の説明では昭和六十八年四月に初め
て受給者が出るというのであつたわけ、ごさい
ますが、これにいたしまして二十年先の話、当
時まばろし年金といわれたわけ、ごさいますが、
やむを得ない実態にあつたわけですね。しかも、
昭和四十七年十一月末で被保険者の八割が任意の
付加年金の加入者であつたわけですが、したが
いまして、実態的には夫婦四万四千年金としかい
えないような内容であつたわけ、したが、いまし
て、今後国民年金は付加年金、いわゆる所得比例、こ
れを充実、改善して、厚生年金と老齢年金との均
衡をはかつていく必要がある、私はこう思ふので
ごさいますが、いかがなものでございませうか。

○斎藤国務大臣 昨年法律を提案いたしました
きは、まばろしとか何とかいろいろ言われました
が、しかし、厚生年金は実際のところ五万四年

金になるわけ、ごさいます。

(斎藤(滋)委員長代理退席、山下(徳)委員長代
理着席)

しかし、御承知のように、改正前の法律はすでに
二万四水準年金でございまして、大体あの当
時の法律のもとにおいて受け取りましたのは二万
九千四、それが平均でございまして、しかし、
これが再評価によりましてこの二月に、現実にそ
れはたいへんな額をもらつてゐるのです。これ
はみんな喜んでゐまして、私のところにはこんな
上げていただけてゐるのです、ほんとうを言つと、
言つておられるのです、ほんとうを言つと、(発
言する者あり)これはほんとうなのです。おそら
く大橋委員なんかにも、社労の委員でございま
したから、たくさんのお札が来ておつたのじやな
いかと思ふのです。

そこで、厚生年金のほうには長い歴史を持つて成
熟しておりましたから、それも可能でありました。
しかし、国民年金は、何も言ひわけするわけじや
ありませんが、それはできたばかりの制度でござ
いますから、ある一定の年数を経れば五万四千年
金になる。これはかけ引きありません。私もこ
んなことを言つた、私のほうは何も一つも得
するわけじやない、国民が喜ぶことなのではな
い。ある一定の年数が来れば、間違いなく夫婦
五万四という年金額に來るわけ、ごさいます。し
かし、それが現実に来るのはだいぶ先である、こ
れは私もわかつてゐます。ですから、大橋委員の仰
せになります、その何十年先になるのなら、そ
れをもうちょっと早く詰められぬか、こういう趣
旨かとも思ひます。そういう点は私は、今回のこ
のスライド制というものが、そういうものを実現
させる非常な好機になると思ふのです。といいま
すのは、現在の十年年金は、御承知のように夫婦
二万五千円でございまして、それが今度はか
りに物価スライドで二〇%か上がつたとしてま
す。そうすると、夫婦年金で、十年年金でもう三
万円になつてゐるのです。そのくらゐならば、
やはり本来の五万四千年金のほうも、もっと早く五

万円になるようにしろとかいふふうな意見が出て
くると私は思ふのです。国民年金については早く
成熟させろ、こういう意見が出てくると思ふので
す。しかし、それはあまり早く私らやろうとする
と、今度は保険料にはね返る、こういうことでま
た皆さん方から反対を受けていかぬので、まあ
皆さん方のほうでそういうある程度の保険料の増
徴はやむを得ない、こういう空氣が出たところで、
それをなるべく短縮して、成熟させて、そして厚
生年金と同じような調整をとつていく、こういう
方向になるのじやないかと思ふのです。

ですから、私をして言ひしむるならば、そうい
ふふうな高い水準の給付をいただくこととするなら
ば、ある程度の保険料増徴はやむを得ないのだ、
こういう空氣が出ていただくことが私は非常に望
ましいと思ふのです。どうかそういう意味におい
て、大橋委員も給付の改善を望むならば、すなわ
ち二十年先に五万四になる、それをもつと二十年
先を十五年先、十年先に五万四千年金を実現にも
なるやうになるというふうな制度にしようとい
うのだ、ある程度の保険料の増徴はやむを得な
いのだ、こういうふうな野党の諸君もみんななつ
ていただけると、これは国民年金の五万四水準年
金といふものはもつと早く年数を短縮してやれ
る、こういうふうになつていくのじやないかと
思ひます。

いすれにせよ、国民年金のほうは成熟がおくれ
ておりますからやむを得ないなつていうことで、
私は満足してはおりません。これを短縮するよ
うにしなければならぬ。しかし、それには保険料
という問題があるのだといふこともお忘れになら
ぬようにしていただきたい、こう考へておるわけ
でございまして。

○大橋(敏)委員 その保険料の問題はあとでゆつ
くり論議しようと思つて準備してありますから。
いすれにいたしまして、国民年金は夫婦合
せて幾ら、こうなつてゐるわけ、したが、いまの
妻の加入は任意なのですよ。したが、いまの
いま私が言わんとしたことは、国民年金の妻のい

わゆる任意加入の問題について、今後の厚生省の
考へはどうかと聞いたわけですよ。先般議論しま
したときには、被保険者のわずか八割程度だつた
のです。今回の厚生白書によりまして、昨年同
期に比べますと約六十万人が増加している。これは
関心が深まつてきた証拠であらうと私も見るわけ
でございまして、それにいたしまして、
これに取り組み厚生省としての態度あるいは方
針、それを聞きたいわけですよ。

○横田政府委員 国民年金の付加年金につきま
しての妻の加入の問題でございまして、これはな
かなかむずかしい問題でございまして、ただ、先生
御指摘のように、最近付加年金の趣旨もだいた
い理解されてきておりまして、非常にふえておりま
す。

それからもう一つは、国民年金の年金としての
仕組みをつくり出す際に、付加年金の加入し得る
口数をもつとふやして、実質的に厚みを持たせ
たほうがよいという御意見、これも審議会等でもご
さいます。私どもも一つの検討の問題といつた
ております。ですから、先生のお述べになつたよ
うなそういう考へ方も、私どもは、非常に重要
な御意見といたしまして検討をいたしたいと思ひ
ます。

○大橋(敏)委員 それでは、基本的な問題になろ
うかと思ひますけれども、いまのインフレの高進
あるいは物価高、経済情勢の激変に際しまして、
社会保険長期計画懇談会の中間報告や看護婦の需
給計画、あるいは社会福祉整備計画等々すべて手
直しされまして、いわゆる公表がなされたわけ
ですね。ところが、肝心の医療保障とかこの年金
制度の長期計画についてはさっぱりまだ明示がな
されてゐない、私はこう感ずるわけですよ。これは
まさに画竜点睛を欠いたものではないか、こう指
摘したいところなのですが、この点はどうか
ですか。どう思われますか。

○斎藤国務大臣 昨年経済社会発展計画というも
のを、経済企画庁が中心になりまして、内閣でき
めたわけ、ごさいます。それに基づいて、社会保

障の分について長期計画をつくらうというので、相談会をつくったわけでございますが、まあ、さしあたり委員の方々に非常に御苦勞を願ひまして、社会福祉施設につきまして、従来の計画の見直し、それから新規の社会の要請、そういうことを頭に描きながら、社会福祉施設の整備についての計画、それから看護婦の養成計画、こういうものをきめたいわけでございます。

そこで、いまこれから本格的に取り組んでいこうと思ひますのは、医療保険の問題と年金問題なのですが、年金は、御承知のように、昨年の九月の末に、すったもんだやつて、やつと参議院において通つて成立をした、こういういわくがあるわけでありまして。しかも、また最近における物価の動向ということも考えなければならぬ問題でございまいしょう。それから、先ほど来、朝からいろいろお話のありました賃金の上昇というものがどういふふうになつていくか、これは、年金の改善をやるのに必要な要素が非常に浮動性のものが多いのです。年金を考へてみれば、そういうようなことでおかれておるわけでございます。しかしながら、年金の政策改定ということも、私は、四年を待つまでもなく、だいたい近づいてくるようになったという感觸をけさ申し上げたが、私はそのとおりに思つてゐるのです。これはほんとうに心からそう思つてゐる。ひとつぜひこれは何とかさういふふうにしななければならぬ、こう思つております。そういうふうな考え方から、ことしの春の賃金値上げの状況がどうなるか、それも見直しなから、年金の水準の改定というものを手をつけねばならぬ、そういう段階で、長期懇談会で大筋の青写真をつくつていただくようにしなければならぬだらうと思つております。

それから、医療保険のほうは、これは私は相当な改善だつたと思ふのです、去年の改正というものは、これはやはり画期的なものです。これは世界に出してさう恥ずかしい、非常にりつぱなものであつたと私は思ふ。しかも、七割給付を家族に実現する、それから三万円の高額医療をやる、

これはたいへんなことです。それから、ただ一つ残つておりますのが日雇健康保険ですね。これも私も、思い切つて政管健保に準じてやろうじやないかというわけで、今度の国会に提案をしておるわけでございます。そういうふうなことで、大体医療保険については、体系的な整備が一応できてくるわけでございますから、今後はこの大道の上に乗つてどういふふうな積み直しをしていくか、そういうことを考へていかなければならぬ。でございまして、今度の国会において日雇健康保険が皆さんの御協力によつて成立しました後の一つのプログラムとしてこれを考へていきたい、こんなふうな考へておるわけでございます。

したがつて、私もなまけておるわけでもなし、委員の方々がサボつておるわけでも何でもありません。浮動性の要素がたゞさんありますので、浮動性の要素がある程度固まつた段階において長期的な計画を立てたい、そして最終年次においては振りかえ所得を八・八％に持つていこう、こういう強い決意をもつて臨んでいこう、こういうわけでございまして。

○大橋(敏)委員 御承知のように、わが国の社会保険給付費の中に医療保険関係が六〇％占めてゐるわけですね。現在、年金給付がこの社会保険給付費の中に占める割合というものがどの程度なのか、それは数字的に答へていただきたいことが一つと、それから先進国並みといひますが、医療給付費との均衡をとるために、今後どのような方針で年金給付の改善をはかつていこうとなさるのか、ちよつとタブを感じますけれども……。

要するに、いま私が言ひましたように、医療給付費と年金給付費との均衡というものは、いまものすこい断層がついてゐるわけですが、この均衡をはかるための年金改善の方針はどうかという点、これはやはり局長さんではなくて、大臣の考へになると思ひますので、お願いいたします。それじや、その資料をさがすまで次の問題に移りましよう。

厚生年金、国民年金は、いわゆる五万円年金といわれてくるようになりました。これは内容については欺瞞的だとかいろいろいわれてきたけれども、いわゆる五万円年金といわれてきたわけですが、肝心の老齢年金の最低保障額が厚年、国年には設けられていない。これでは、この老後の生活保障をする年金としてはきつめて不十分である、片手落ちである、こう思ふのでございしますが、いかがなものでございましょうか。

○横田政府委員 厚生年金自体につきましては最低保障の問題ですが、この問題は、基本的に標準報酬自体が低いと年金の給付額が低くなる。したがつて、こういう問題で老齢年金等につきましては、最低保障それ自体をきめるということとはむしろさかさまだと考へております。

ただ現実問題といたしまして、御承知のように、定額部分と報酬比例部分とが大体半分半分になつておる、こういうふうな構造になつておる。また問題は、六カ月で年金のつきまします遺族年金ですとか障害年金の問題につきましては、六カ月でございまして、通常の計算をしますと非常に年金額が低くなりますので、その場合には定額部分の二十年分を障害年金、遺族年金についての最低保障額といふふうなしかけにいたしておるわけでございまして。

○大橋(敏)委員 いまおつしやるとおり、障害年金あるいは遺族年金については最低保障額、今回改正されて二万円ですが、額は低いと私たちは思ひますけれども、一応こうしてある。肝心のこの国年、厚年等にはその最低保障額がきめられていないといふことは、その老後の生活保障という立場から見た場合、不十分ではないか、こう感じるわけですね。同時に、この遺族年金あるいは障害年金の最低保障額も二万円では低過ぎる、最低やはり三万円には引き上げるべきではないかと考へるのですけれども、いかがですか。

○横田政府委員 この問題につきましても、実は今回のスライドをいたすことになりまして、まあ、どういふふうなやり方になるかは未定の要素も多少ございまして、スライドによつてその金額自体は相当変わつてくる、こういうことになりまます。

○大橋(敏)委員 大臣、先ほどの医療給付費と年金給付費とのバランスからいって非常に断層がつき過ぎている、この関係について、今後年金改善の基本的な考へはどうかということをお尋ねしたいわけですが、これについて。

○斎藤内務大臣 大体この社会保険給付費と国民所得との比率で申し上げたほうがわかりただけなと思ふのですが、昭和四十九年度、いま御提案申し上げておる予算等があるいは法律が通りましますときには、社会保険給付費と国民所得の比率は八％になります。それが五カ年計画の五十二年度、最終においては九・七、約一〇％ということになるわけでございまして。

そこで、この国民所得に対する社会保険給付費の比率が八％というのは、諸外国とどの程度になつてゐるかということからまづちよつと申しまますと、アメリカよりは日本のほうがいいのです。ただ西ドイツ、フランス、スウェーデン、イギリス等に比べますと劣つておりまして、社会保険給付費といふものの国民所得に対する比率は大体半分、こういうことになつております。

そこで、半分になつておる、諸外国の年金と医療との関係はどういふふうな比率になつておるかといふと、その社会保険給付費の三分の一とまではいきませんが、大体三分の一近くが年金、医療が大体年金より多いところと低いところとある、こういうふうになつております。

そこで日本はどうかといふと、この八％のうちの三分の一どころじやなくて、医療が半分、いまお述べになりましたように八％のうちの四％、こういうことになつてゐるわけですが、年金については現在八％の中で占めてゐる比率は二・五、ところがこれは五十二年といふ三年後になりますと、逆に年金のほうが増えつとふえていくのです。社会保険給付費がふえていきますが、医療費のほうはそれほどふえない。年金のほうのその中に占

めっている比率がふえていく、こうなるわけでござります。

それで、おそらくこれがことしのスライド制なんというふうなものを現現していきますと、ことしだけでもがらつと変わっていくような感じがいたしまして、諸外国の年金と医療との比率がいうと、年金のほうの伸び方のほうが強くなつていく、こういうふうになると思ひます。医療費のほうは、金額はふえましても比率からいうと横ばいになつていく、こういうわけで、社会保険給付費が伸びていくのはまさしく年金が大宗になつていくだろう、こういうふうな考えられるわけでございまして、これは私も、今日までいろいろ申し述べておりますとおり、事業者がどんふえるだろう、この傾向と同じ傾向をたどっていくだろう、こう思ひます。

しかし、さらに最近における賃金、物価の問題とかいろいろな問題の上から、五万円水準年金を何とか政策決定すべきだ、こういうふうな声も徐々になつてまいりましたし、そういう声を実現する時期もだんだん近づいてくれば、この年金が社会保険の中で占めている比率というものはこれはもう激増していくのじやないか、こういうふうな考えられる、こういうふうな申し上げていと思ひます。

○大橋(敏)委員 厚生大臣の積極的な意欲の上から見るとがらりと変わるかもしれないけれども、まだ事実はそんなにがらりと変わるほどの内容じやないですね。やはり政策的に大改善をして年金の給付を引き上げていくという方向をとつていただきたい、こういうことです。

先ほど最低保障額の問題を述べたのですけれども、これは厚生省に直接関係はないけれども私の意見として申し述べておきますが、公共企業体共済組合法には長期給付に障害年金、遺族年金について最低保障がないのは他の公的年金と比較して均衡を失っていると思ひますのであります。これも早期に最低保障額を設けるべきだという考えがあるのですが、これは厚生省として意見、見解を

述べられますか。——全然述べられない。述べたらいへんですかね。じや、ばくの意見として言つておきますから、今後こういう改善の際にはわれわれの意見を想起して参考にしていただきたいと思ひます。

それでは次にスライド制の問題に入つていきたいと思ひます。

昨年の改正によりましてスライド制が導入された。先ほど何人もの方が議論しておりましたけれども、現実には年金額が改定されるのは厚生年金でことしの十一月から、国年では来年の一月からというわけですね。しかし、このようにスライドしながらもおくれたのでは、昨今の急激な物価上昇に追いつくことができないという現実があるわけでありまして、この実施時期について先ほどからも何回も質問がなされていたと思ひます。ですから、私もわが党の立場からこの問題について触れてみたいと思ひます。

○齋藤(國)大臣 厚年で申しますれば、十一月にスライド制が実施され、現実にはその増額部分の金がいまだ足りないのは昭和五十年の二月ということになるわけでございします。こういうことはやはり物価狂乱のこの情勢のもとにおいてどうもびんときませんね、これは率直に言つて。びんときないと思ひます。ことしの十一月に上がったと言ひながらもうの来年度の二月、五十年ですね。四十九年度がまさに終わらんとする一月前にもう、そこで何とかこのタイムラグを短縮しようではないかというのが私の気持ちなんです。しかし、これには相当な作業を要すると思ひまして、私も大臣として、さあ、これをすぐやれと言つても、できなことをしむけるわけにいかない。そこで事務局に十分検討したわけなんです、これはほんとに。国会で問題になる前から実は検討した。ところが、保険庁のほうでは、プログラムをつくつてやるには数カ月かかる、それを三百万をこす人たちに對して一人一人直していくのになんてな月日がかかる、こう言うわけなんです。それでこれはなかなか容易でないと思ひます。

ます。なかなか容易じやない。困難だ。困難だといふよけいなことを言ふなと言ふ人もおります、先ほど来。しかし事実は事実として申し上げなければならぬ。そこで、実は非常に困難ではあります。しかしながら、心の中には、十一月改定、いただけるのは来年の二月というのはどうもびんときないという気持ちがあるけれども、抜けないのです。そこでこのタイムラグを何とか短縮する方法はないだろうか、こういうことで実は何かいい方法はないか、わが省内でも有能な横田局長ですから、何かいい知恵を出してくるのじやないか、こう思つて待つてゐるのですが、まだいい知恵を出してくれていない。したがつて、まだ私も成案を得てない、こういうことなんです。しかし、成案は得ておりませんが、私は放棄しておりません。何とかタイムラグを短縮するようないい方法はないうだろうかといふことでいま真剣に勉強中でございます。

○大橋(敏)委員 先ほどから大臣はあくまでも国民のためにおつしやつておりました。私の気持ちもその点は同感です。そういう意味から、いまのタイムラグの短縮について真剣におつしやつてゐる大臣の気持ちには私はそのまゝ受けとめておきます。期待いたします。

時間が非常に迫つてきて残念でならないのですけれども、昨年の十月に生活保護基準等が措置費等が五割引き上げられた。なぜそのときに年金額については触れられなかったのかということが一つです。それから、もう時間がないからあわせて質問しますからきちんとしておいてください。よ。福祉年金の問題ですけれども、今度七千五百円になる。この引き上げ方については先ほどずいぶんやかましく議論されておりましたけれども、これを繰り返す気はありません。ただ、年金の谷間に置かれていた老齢特別給付金ですか、これを受ける方々についての引き上げ方が非常にバランスをまたくずしているのではないかと。今度は五千五百円ですか。六千円になつて当然ではないか、こう思つたのでございますが、これは私はあくまでも

も春闘云々という問題とは別に、あくまでも政策論議として当然これは六千円にすべきである、それでないと片手落ちだ、こういうふうな感ずるのではありませんけれども、いかがなものでしょうか。

○齋藤(國)大臣 この老齢特別給付金という名前ですが、要するに谷間の方々、大体これが五千五百円ということになりますと、福祉年金の七二％くらいになるわけでございします。これはもとより、私どもはいま八〇％で定額でやりますといふことを言つたわけではないので、五千円に對して八割なら四千円だ、わかりいいではありませんかといふことを私、去年申し上げたつもりです。法律的に何も八割と書いてゐるわけでも何でもないので、そこで一つ考えなくちやならぬのは、大橋委員御承知だと思いますが、六十八歳の年齢層の方で十年年金の方がある。同じ年齢で——もちろん生まれた月は違ひますよ。あと先の違いはありますが、年齢でいいますと、六十八歳の方で十年年金の方は拠出制の年金が来年度の一月から支給開始されるのです。同じ年齢層なんです。要するにいままで任意加入にも入つてなかつた、入れなかつた人が五千五百円とか、前は四千円でした、五千五百円とこうなるわけなんです。ところが、同じ年齢層で、ちよつとあとに生まれた人、あるいはこの四月一日以後に生まれた六十八歳の人は、来年度の一月にならなければ十年年金がもらえないのです。この方は保険料を現実に納めてゐるのです。そういうふうなこともありますので、上げろ上げろといふ気持ちも私もわかります。わかりますが、その辺は適当に考えていくべきじやないか、こう私は思ふのです。したがらしまして、私はこの辺が適正なところではないかな、むしろ政府の努力を買つていただきたい、こう思ふような感じすら持つておるわけでございします。

○大橋(敏)委員 福祉年金のほうは五〇％の引き上げをした。それに合わせるならば、いま私が主張している六千円になるべきである。この理屈も大臣はわかると思ひます。ですから、大臣はあらゆる財源の問題等諸般の事情から、なるだけ

押える方向にいま気持ちが向いているようでござ
いますけれども、やはり齋藤厚生大臣のこれまでの
積極的な取り組みの姿勢からいいますと、これ
だけがほんとうに穴があくような感じになります
ね。せっかくの意欲的な積極的な大臣の姿勢がこ
れでくずれる、逆に消されてしまうというような
ことにもなりかねないと思います。ですから、私
のこれは真剣な注意だということも心にためられ
て再度検討していただきたいということです。も
う一回。

○齋藤國務大臣 それは私大橋委員のおっしゃる
気持ちわかります。それはそれで福祉年金との比
較においてもおっしゃるという気持ちはわか
ります。しかし、一面、同じ年齢層の中で任意加
入で長いこと保険料を納めておられた方が六十八
歳でおられるのです。それが夫婦で二万五千円なん
です。それは五年年金。そういう方もやっぱり一部
にあるということも考えながら、ほどよいところ
で額をきめるといのが大事なことでないか。
それは、福祉年金との比較においていろいろおっ
しゃる、六千円まで上げてくれ、これはわかりま
す。わかりますが、五年年金に入っている保険料
を納めた方で、その人も現在同じ六十八歳なん
です。ところがその人はこしもらえないんです。
来年の一月からもらえらるんです。こつちの谷間
の方々はもうもらっているんでしよう、現実。提出
した人はもらえない、こつちはもらっているとい
うことも考えてみれば、それは大橋委員、私の気
持ちはよく理解できるんじゃないかと思ひます。

○大橋(敏)委員 とにかく、いまの年金制度には
矛盾がたくさんあるわけですね。やはり総合的に
大掃除しなければならぬと思ひます。
もう時間があと少ししかないわけですよ、まだ
たくさんやりたいんですが……。

これは具体的な問題ですから、これは厚生年金
関係になるのですけれども、武蔵野市の矢内秀治
さんという方から、私のところに深刻な陳情が
参ったんです。その一部をまず読ませていただき
ます。

「私は右大腿切断、左下肢不全と難病の血友病
A型、身障手帳一種の二級です。一昨年十月妻と
死別して小学校四年の男児と現在二人暮らしで
す。私は三十五年から厚生年金障害年金(年金額
は昨年十一月からの支給額です)を年三十六万円
受けてます。妻は生前小会社に十三年間勤務し、
その間十三年安月給から厚生年金を差引かれま
した。死後私に遺族年金として年二十四万円出
ることに成りましたが、私が受給者のため」とい
うのですから、障害年金でしようね、「受給者のため
支給停止です。」その後ほんとうにかわいそうだ
と思われよう内容がずっと書かれているわけ
ですが、時間の関係上省略いたしますけれども、要
するに、奥さまが働きに行つて十三年間保険をか
けたわけですが、なくなつた。その後、
御主人のほうで障害年金を受けているために、い
わゆる遺族年金の二十四万円は全然受けられな
い。したがつて、奥さまの十三年間の保険料とい
うものは全くかけ捨てになつていくという感じに
なるわけです。

こういう点、やはり共済年金と厚生年金だつた
らこれはきちつとできたはずなんですけれども、
私は制度上の大きな疑問として残るわけですが、
この点についての御意見をひとつ、もう一つ
具体的な問題がありますから、簡単に答弁をお願
いしたいと思ひます。

○横田政府委員 御指摘の問題は、同じ制度の中
の二つ以上の給付があつた場合の調整の問題なわ
けです。

御指摘のように、障害年金を受けておられた方
が遺族年金を受けられるという場合には、どちら
か高いほうを選ぶ、こういうふうな制度に現在
なつておりまして、この方の場合、障害年金の
方が遺族年金よりも高いのでそれを選ばれた、こ
ういうことなわけですね。

この同一制度の中で二つ以上の年金給付を重ね
て支給するかどうかという点につきましては、非
常にむづかしい問題でございまして、いますぐこれ
が解決できるという目安はございませぬけれど

も、非常にむづかしい問題ではあるが研究はしな
ければならない、こういう感じでございます。
○大橋(敏)委員 時間があればもっと内容に突っ
込んでいきたいところですが、時間の関係
で……。

もう一つ実は来ているんですよ。次も厚生年金
関係になるわけですが、切実な陳情でござ
います。

これは北九州の八幡の方、吉川八千子という御
婦人からでございまして、これは法改正の
谷間に放置されたという実例です。非常にかわい
いような問題ですが、厚生年金の旧法において、こ
の方は寡婦年金をもらつたわけですが、当時、こ
の事は寡婦年金が支給されてたわけですね。当時
二十九歳だったんですね。当時四歳と一歳の子
供には遺児年金が支給されてたわけですね。当時
の法律では、子供が十六歳に達したならば同時にこ
の受給権を失権することになつてたわけですね。
さらに二十九歳の法改正で、十六歳から十八歳に
引き上げられた。そういうことになりましたため
に、したがって、昭和三十三年でその次男の
一歳の方が十八歳に達したわけですね。そういうこ
とで失権になつたわけですが、その次の
年の四十歳の六月に法改正がなされたわけがござ
います。それは、四十歳六月以降に失権する者に
ついては、これまでの寡婦年金を遺児年金にかえ
て支給してやりましょうという内容に変わつたわ
けですね。したがって、当時一歳の子供が零
歳であつたならばこの恩恵に浴したわけですが、
でも、一歳であつたばかりに、あるいはもう一
年早く法改正がなされていればこの方は助かつた
という、いわゆる法改正の谷間に置かれた状態なん
ですね。こういう方は少ないと思ひますけれども、
も、何とか特別に救済の手が打たれないもののだろ
うかということなんですけれども、いかがなもの
でしょうか。

○横田政府委員 これも、制度自体の冷酷といえ
ば冷酷な一面なんです。ございまして、ある時
点におきまして有利な改善がなされました場合
に、それをさかのぼることの可否という問題につ
きましては、実は年金制度すべてがそうなんです
が、事実関係の認定というものを過去にさかの
ぼつてなすことが事実上不可能な場合が多い、そ
ういうようなことから、いまお話しのような事例
につきましても、新しく有利に改善いたしました
制度自体を遡及適用するということはやらないの
が、大体的な場合になつております。そういった関
係から、いまのような事例が発生するものでござ
います。

○大橋(敏)委員 最後に大臣に、これはとても局
長が答えられる内容じゃないかと思ひますの
で……。

いま申し上げましたように、法改正の一年早
いとおそいかのことで、受けられる遺族年金が受け
られない。もう本人は五十の坂を越した方で、神
経痛といひますか関節炎といひますか、そういう
病気をわずらいながら、痛みを耐えながらまだ仕
事に出ているわけですね、非常にかわいひな立
場にあるわけがございまして、これは非常に特殊
な例であらうと思ひます。あつたとしてもきわめ
てわずかな員数だろうと思ひますので、大臣の立
場から特別配慮をお願いしたい、こういう気持ち
なんですけれどもね。

○齋藤國務大臣 御承知のように、日本は成文法
主義というものをとつておるものですから、まこ
とに法というものは冷酷な場合が間々あるもので
ございまして。諸外国の中では、慣習法的にいろ
いろ弾力的にやれるものもありまして。しか
し、法というものは冷酷な場合もあり得るわけ
でございまして、いまお述べになりましたよう
なほんとうにお気の毒な方々、私も同情にたえま
せん。しかし、にわかになんか私を法律を無視した
形においてやるといふわけにもいけません。そこ
がつかいどころなんです。私も大橋委員がそうい
うお話なら、もうすぐ何とかしなうといひた
いところなんです。ところが、日本は慣習法の国
ではない、成文法主義の国であるといふところの
一つの悲哀ではないかと思ひます。しかし、お述

べになりましたようなことは私も今後とも十分考
えます。考えますが、あまり期待は持たれぬよう
にしたいと思いますが、これはかえってまずい、
こう思います。

○大橋敬三委員 時間が来ましたので終わります。

○山下徳委員 委員長代理 小宮武喜君。

○小宮委員 最初にひとつ老人という定義と、老
人とは何歳からをいうのか、ひとつ正確に教えて
ください。

○高木(玄)政府委員 ただいまのお尋ねは、老人
の定義はどういうものかということでございます
が、非常にむずかしい問題でございます。と申
しますのは、老化の現象はきわめて個人差が大
きいわけでございます。したがって、一定の年
齢をもって律することはきわめてむずかしいし、
また適当でないと思われるわけであります。し
たがいまして、老人福祉対策、これは非常に広範
多岐な施策が講ぜられておるわけでございま
す。それぞれの施策ごとに、老後の各段階に対応
して妥当な年齢を設定して施策を実施しており
ます。したがって、六十歳から施策を講じてい
るものもあれば六十五歳からのものもある、あ
るいは七十歳になってからのものもある、こうい
ふに、施策ごとに適当な年齢を設定して実施し
ておるといのが現状でございます。

○小宮委員 何歳から……六十歳から……。

○高木(玄)政府委員 六十歳、六十五歳、七十歳
と、大きく分ければ大体この三つの段階に分か
れていると思えます。

○小宮委員 六十歳から老人、六十五歳から老
人、七十歳から老人ということになると、それ
ぞれ個々の老人の老化現象に応じて、それではそ
の老人に、あなたは六十五歳になったから老人で
すよというふうに認定するわけですか。

○高木(玄)政府委員 先ほど申しましたように、
老化現象というのは非常に個人差があります。し
たがいまして、一定の年齢をもって老人であると
かないとか律するのはきわめて困難でございます
。ただ、老人福祉対策というものをいろいろ講

じます場合には、施策の内容に応じて、この施策
は六十歳以上の方に適用する、あるいは六十五歳
以上の方に適用する、こういうふうにしてそれ
の施策ごとに年齢を設定して実施している、こう
いうのが現状である、こういうことでございま
す。

○小宮委員 その問題は私はせんきくするつもり
はないんです。問題は、いま言われたように、六
十五歳以上の老人の方々が六十七歳から六十九歳
までは老齢特別給付金が出ています。それが今度の
改正案では五千五百円、七十歳以上の方々につ
いては、今度五千円から七千五百円に引き上げら
れる。もちろん六十七歳から六十九歳までの谷間の
老人に対しては、昨年の国会でようやく成立をし
たわけでございしますが、そのような意味では同じ
老人でありながら六十七歳から六十九歳までの人
と七十歳以上の人と、どうして五千五百円と七千
五百円に区別をしなければいかぬのか。その点、
いまの老人福祉法では七十歳からになっておると言
われるけれども、これは大臣、やはり矛盾があれ
ば、法律というのは永久不変のものでもないし、
改正していいわけですから、その意味で、私はこ
れは前回も主張したんですけれども、一律に七千
五百円にすべきだという持論を持っておりますか
らこういうふうな質問をしているわけですが、こ
の点について、六十七歳から六十九歳までの人も
七十歳以上の人も同じく七千五百円の老齢給付金
にすべきだ、また老齢福祉年金にそろえるべきだ
という気持ちを強く抱いておるわけですが、どう
ですか。

○横田政府委員 御質問の点でございますが、福
祉年金制度ができた時点で、同じ年齢階層以
上の方、この方はいずれも七十歳になりますと、
所得制限の問題等はございしますが、老齢福祉年金
の受給権に結びつくわけでございます。したがっ
て老齢特別給付金の制度ができましたとの間は、
七十歳までお待ちになって福祉年金を受けられ
る、こういう仕組みだったわけなんです。ただ、昨年、
年金につきまして非常に画期的な改正がなされま
した際に、そういう階層の方は御承知のように提

出制の国民年金には結びついておらないわけでござ
いますし、年金の年ということであれば、七十
までお待ちになる、その寸前の方についても何ら
かの年金を、こういうようなことで、国会修正で
この老齢特別給付金というものが入ったわけでござ
います。

したがって、同じ年齢階層でその年齢の方より
も年をとっておられた方は、従来から七十までお
待ちになって老齢福祉年金を受けておられる、そ
ういうことでございしますので、現在老齢特別給付
金を受けておられる方も、七十歳になりますと、
当然所得制限その他の事情の変更がなければ老齢
福祉年金を受けられるわけでございしますので、そ
ういった意味合いから、この程度の差をつけるこ
うことは、むしろ当然といえば語弊があるかも
しませんが、やはり理屈のあることだと考えて
おります。

○小宮委員 いろいろ反論がありますけれども、
一応先に移ります。

大臣、国民年金審議会ではこれまでの老齢福祉
年金が小づかいの程度であるということ、生活
保障的な年金に改善するようという意見書を大
臣に提出しておりますが、大臣はこれをどう受け
とめておられますか。

○斎藤国務大臣 これは福祉年金を、国民年金法
をつくりましたときに、こういう制度を補完的な
意味、拠出制国民年金、その補完的な意味にお
いてつくったわけでございしますが、先ほど来い
ろいろお話のありましたように、七十歳以上の方々の
の金生活をささえる金という意味においてはでき
ていなかった制度でございます。何と申しますか、
敬老的な年金で、当時これは御承知のとおり千円、
それからその後毎年百円だ、二百円だ、こう上
げてきたわけなんです。ところが田中内閣になり
まして、毎年百円、二百円、みみっちい、そい
う小づかい——小づかいと言っては悪いですが、
そんなに少しづつ上げていくのはどうだろうか、
こういうふうな話もあって、三千三百円、それか
ら五千円、七千五百円、一万円という飛躍的な上

げ方をしてくておるわけでございます。それはや
はり飛躍的ですよ。そこで、そうなつてきますと、
かりに来年一万円となると夫婦で二万円ですね。
十年年金は夫婦で二万五千円。ここの暮れにス
ライドすれば、二〇%とすれば三万円、こうなっ
てまいりますと、敬老的な福祉年金にとめてお
くことが社会通念上適当であらうかどうか、こ
ういう声が起こってきたわけです。これは、先生方
の御意見もそれに反映しているわけです。あんな
のでいいか、あんなので食えるかということばか
り言われるものですから、これはもともと敬老で
すと言っても皆さん聞いてくれないのですよ。聞
かないですね。そういう空気になりましたので、
やはり敬老年金のから本来的な年金に順次移行し
ていく必要があるのではないかと、こういうことを指
摘して、年金審議会が、社会保障的性格を帯びる
ようにすべき段階に来ておるのではないかと、こ
うなつたわけなんです。私は、まさしく方向として
はそういう方向が正しいと思うのです。しかし
まはどうか。いまはまだそこまでいっていません。
そういう方向を目ざして一歩ぐらい前進という
ところかなという感じを持っておるわけでございま
す。現実にはそうなっていない。けれども、将来
はやはり七十歳以上の方々の、無提出の方々の老
後の生活をささえるような社会保障的な年金に
持っていくべきだ、これは私はそう思います。こ
れは政治の力においてそういうふうな持っていく
べきだ、方向は間違いない、かように私も考え
ておりますし、今後ともそういう方向に努力して
いきたいと思います。しかしそういう努力をする
にあたって、やはりこれは国民の税金ですから、
そこは慎重に考えていかなければならない、そ
ういうふうに考えておるわけでございます。

○小宮委員 大臣、労働省の高年齢者の雇用対策
の中では、大体五十五歳以上を高年齢者として、
六十五歳までを雇用対策の対象として、五十五歳
から六十五歳まではひとつ定年を延長させようじや
ないか、六十歳から六十五歳までは雇用対策と社
会保障との組み合わせでいい、六十五歳以上は

社会保障制度の中で救済していこうというのが労働省の高年齢者対策の方針なんです。そう見れば、やはり六十五歳以上の人に對しても、それはほかに収入のある人は別ですよ、しかしそうでない人に對しては社会保障的な性格で生活保障的なものを考えていかなければ、非常に困っているわけですよ。すぐ大臣は、いま言うように、それはもう今度思い切つて福祉年金についても五〇%引き上げました、福祉予算も三六・七%もう大幅に伸びておりますとこのことをいつも口ぐせに言いますけれども、大体もとの基準が安いのです。大体千円にしても、これは三十四年だったんです、そのときは提出制の十年年金が二千円だったからまあそれより高くはできぬだろう、半分にしてひとつ千円にしようか、しかしそれ以下では各地方自治体の敬老年金がもう千円出しておるので、それよりはもつと下げたかつたかもしませんが、それ以下は下げられぬので千円にしようということとで、大体この制度が発足したとき老齢福祉年金は千円からスタートしておるわけです。だから、大体スタートが少なく、しかもいま大臣がいみじくも言われたように二百円とか三百円とか金額を上げていって、ここで五〇%上げてみたといいまの老人の方々の、われわれはやはり生活保障的な考え方ですが、大臣あたりや政府は、全部大體補完だということばを使っておりますけれども、そういうような意味では私今回のこの年金法の改正案については大體不満です。すぐ政府は金がない、金がない、こういうようなことをいわれておりますけれども、私はこの問題について、たとえば厚生年金あるいは国民年金の積み立て金にしても、昭和四十八年度末では九兆六千億に達しているわけです。したがって、むしろこういった金こそこういった老人の方々の年金のほうに回していただくならば、被保険者の方々も理解できると私は思う。

その問題ともう一つは、御存じのように今度のインフレでもうけた企業から臨時会社特別税を設けて、これで千八百億ぐらいの財源が入るわけですから、むしろそういった財源の配分をこれからどうするかという問題になるであらうでしょうが、そういうような場合は、インフレ、物価高によって生活が破綻しておるような弱者の人たちに、この千八百億の超過利得税あたりはほとんど回すようにするということとで大臣が努力をすれば、私は今回出されておるこの年金法改正の五千円が七千五百円とか、四千円が五千五百円とかいうような金にしても、もつとそちらのほうから回せばもつとあがれるのではないかとこのように考えるのですが、大臣の考え方はそういうような気持ちで全然ないものだから、いかにしていまのままで押えようかということできやうきやうとしておるようですね、大臣は、もう少し前向きで考えたらどうですか、大臣。

○齋藤國務大臣 いや、私どもは非常に前向きに考えたからこそ、それは三千三百円から五千円になり五千円から七千五百円、これは飛躍的なものです。それは制度ができたときに、小宮委員御承知のように千円から、百円、年によつては二百円という歴史をたどってきたわけでございます。でございますから、私としては相当飛躍的なものだと思つてゐるのです。心からそう思つてゐます。押え込もうなどというのじゃなく、心からそう思つてゐるのです。敬老的な年金としてはこまめでよくもきたものだ、むしろ社会保障的な方向に向き始めたなというて私は喜んでおるのです。そこでいま小宮委員から御提案になりました厚年の金があるから、こうおっしゃいますけれども、これはそう簡単にはいきませんよ。これは被保険者の方々は自分らの老後の生活を守るためにかけた保険料でございます。それを七十歳以上の方々にさああげましょう、こうなるかならないか。これはなかなかむずかしい問題でもございましょうし、そんなことでまた盛んに使つたのでは、いま保険料を納めている方々の将来の年金給付をどうやって確保するか、こういうことにもなるわけでございます。七十歳以上の方々にさあいまの七千五百円を二万円やりましょう、それじゃ一万二千

五百円私がつけてあげようといつたら、これはたいへんなことですよ。四百万人おるのですから、すぐ何千億というのがすつ飛んでしまうのです。というわけでございまして、おっしゃることはけつこうでございますが、なかなかそう簡単にはいかないのではないと思ひます。それから臨時会社利得税のお話もございましたが、これは目的税でもございせんから、社会福祉に全部使うということにはならぬと思ひますが、わが田中内閣は社会福祉に最大の重点を指向しておる内閣でございますから、狭義の社会保障のみならず、住宅やあるいは生活環境整備、まあ福祉ですね、そういう内容に多く使われると思ひます。すなわち総需要抑制と稱うことなんですから、そつちのほうには金があまり回るはずはございませんというわけでございまして、必ずそつちに使わなければならぬということとは言えないと思ひますが、田中内閣の性格からして、そちらのほうに多く金は使われるであらうということをおもひ信じておりますし、期待もいたしておるような次第でございます。

○小宮委員 私が厚生年金あるいは国民年金の積み立て金が九兆六千億あると言つたのも、いま言われるその金がほんとうに被保険者のほうに還元されておれば私は文句を言わない。しかしいまその金だつていろいろな方面に使われておるわけですね。だからその中からそれをこちらに回せば、試算はしておりますけれども幾らかでもあげられるようになるのではないかとこのように思ひ持っております。しかしその問題はもう時間がたちますから。

それで、これは大臣にもひとつ考えてもらわなければいかぬのは、たとえばいまのこの老齢福祉年金にせよ、老齢特別給付金にせよ、この支給の問題ですが、一月から四月までの分については五月六日以降に支払つておるわけですね。五月から八月までの分は九月六日以降、九月から十二月分は翌年の一月以降ということになつてゐるわけですから、この問題について、私は十二月国会でも

いろいろ申し上げましたけれども、せつかくお年寄りにお年玉として渡す場合に、正月を過ぎてから渡したほうが喜ばれるのか、正月前に渡したほうがほんとうのお年玉として喜ばれるのか、それを考えた場合に、この前の大臣の答弁は郵便局が忙しゅうございましてから年末はそれは無理でございますと言つておりましたけれども、やはり九月から十二月分については、大體十二月中に支給できるような配慮をすべきじゃないのか。どうしてそれができぬということであれば、たとえば九月、十一月を十二月六日以降に支給してもいいわけですよ。やろうと思えばおのずからそういうような考え方が出てくるわけですが、ひとつお年寄りの老齢福祉年金の支給を十二月に限つては正月前に支給するように検討してもらいたい。どうでしょうか。

○齋藤國務大臣 それはたしか昨年の十二月の臨時国会でございましたが、各党からもいろいろ御意見があつたわけなんです。そこで私も事務的な話ばかりしては申しわけないのですが、郵便局につとめておる方々は十二月というのはたいへんな月らしいのです、ほんとに。そんなようなことで、なかなかこれは容易でないというお話でございました。しかし、まだこれからだいたい先のこともありますから、私はそのお気持ち、非常に理解してゐるのです。恩給についても十二月に特別で支給してゐるという例もあるのです。これは私も知つてゐるのです。そういうこともありますので、これはいますぐ結論は出せませんけれども、十分研究をいたします。郵政省のほうともよく相談をしまして、一月の老齢福祉年金の支給を十二月に何とかできないかという問題について、いますぐ結論は出ませんが、頭の中に入れて、非常にやかましく郵政省と相談します。その結果、結論を出したい、こういうふうになつてゐると思ひます。

○小宮委員 ぜひそれは実現してもらいたいと思ひます。次に、いま老人の方々から非常に多く訴えられてゐるのは、先ほどの質問にもありましたけれども

も、老齢福祉年金と他の年金との併給制限の問題です。むしろこのほうが最近老人の間に非常に高まってきておるのです。そういうようなことで、この問題について若干質問します。

七十歳以上の老齢福祉年金の受給者で、他の公的年金との併給制限によって受給できない人がどれくらいおられますか。それと、その数字は全体の受給者の何%になりますか。

○出願政府委員 昭和四十八年十二月末現在で公的年金の受給による停止者は十七万八千七百八十八人です。

○小宮委員 やはり大きいですよ。だから、五千円を七千五百円に上げたといば受ける人が十七万八千八百人いるわけです。これは六十七歳から六十九歳までをいれたらまだ数字は上がりますよ。そこで大臣にぜひとも考えてもらわなければならぬのは、今度は十万円から十六万円に引き上げられましたね。それにしても、むしろこの際、併給制限をもう撤廃すべきだという考え方には立っていないわけですか。もう御承知と思いますが、この問題については数件の行政訴訟が行なわれております。御存じですか。

昭和四十三年に老齢福祉年金の夫婦受給制限無効の訴訟がありまして、これは国が破れたために年金法改正で夫婦の受給制限を撤廃しているのです。また障害福祉年金と児童手当の併給制限についても訴訟が行なわれて、一番で国が破れたために児童扶養手当法の改正をやつて、国はまた併給制限を撤廃しているわけです。現在でもまだほかに訴訟が残されておるわけです。訴訟されたやつは必ず負けるわけですから、大臣、裁判で負けてから法律を改正するようなこともないことはやめて、この際、併給制限を撤廃すべきだというのが老人の方々の全部の声なんです。いま老齢福祉年金との併給制限無効はかなり出ているわけですね。それほどこいまだ老人の福祉年金が安いからこういうような訴訟が起きるわけです。老齢福祉年金を、いま大臣が言われるようにひとつ三万円

ぐらい上げましょうということになれば、たとえ他の公的年金との関係があつてそちらをとめられても、こういうような訴訟は私は起きないと思うのです。どちらか小さい年金を、こちらをもらうとこちらがだめだという併給制限をするから訴訟が起きる。訴訟をしたら必ず政府が負ける。負けたから法律を改正してやるといふようなこともない。いま、田中内閣は福祉内閣だといふようなことを言われましてけれども、それならば大臣、もっと前向きに取り組んだらどうでしょうか。所見はいかがですか。

○横田政府委員 ただいまの御意見は、実は福祉年金のほんとうの制度の骨幹に触れる問題でございまして、それはどういふことかと申しますと、他の一切の公的年金の適用を受けてない方のために仕組まれたものが福祉年金で、制度発足以来そういった基本的な性格は全然動いていないわけですね。ただ、現実問題といたしまして公務扶助料の問題、これは非常に特殊な性格の問題でございまして、それから恩給のほうも、特に短期で恩給がついた方につきましては、その金額が非常に低いために問題があるということで、特例中の特例としてそういった併給を処理いたしておるわけでございます。したがって、たとえばその手当との併給の問題がどうございまして、か、そういった問題とは性格を異にいたしますので、私どもは、他の公的年金の併給の限度額については、いま申しました普通恩給等についてはできるだけ引き上げるといふことをやりましたけれども、そういう仕組自体を全くはずしてしまふということとは、最初申しましたように福祉年金の性格を全く変えてしまふことではございまして、きわめて困難な問題だと考えております。

○小宮委員 その併給制限を撤廃するということは非常に困難かもしれないけれども、制限の緩和を思い切つてやるように、今回は十万円から十六万円に上げたけれども、思い切つて考えていたかぬと、国を相手とて次から次に訴訟をやられて、大臣は参考人で裁判所に呼ばれてたいへん

ですよ。それはそれとして、時間がたてずから次の問題に移ります。

次の問題は、たとえば老人のお世話をすると、身体障害者のお世話をすると、母子家庭のめんどうを見ると、か、そういういろいろな社会福祉の第一線に立つておる民生委員の問題です。この民生委員の方々は、こういった福祉業務のために、多いときには月に六日間、忙しいときは十五日ぐらいその仕事に費やされるというのがいまの現実なんです。ところが、この民生委員の人たちに対する手当という報酬というが、これがあまりにも安過ぎる。いま民生委員の方々の手当は幾らになつておりますか。

○高木(玄)政府委員 民生委員に対する手当でございまして、これは都道府県分の地方交付税として計上されておまして、四十八年度におきましては一人当たり年額一万三千円にございまして、自治省と折衝して、四十九年度におきましてはそれを一万八千円に引き上げております。

○小宮委員 それは月じやないのですよ。年に一万八千円ですよ。月に割つたら幾らですか。千五百円じやないですか。民生委員法を見てもらなさい。これは昭和二十三年にできておる関係からいって、第一條を見ても「民生委員は、社会福祉の増進に努めるものとす。」第十条では「民生委員は、名誉職とし、その任期は、三年とする。」と書いてある。大臣、いま「名譽職」とか「社会奉仕の精神」といふたつて通用しますか。いまなつておる民生委員の方々はほとんど六十歳以上の方なんです。厚生省は民生委員の若返りということを盛んに奨励しておりますけれども、若い人が民生委員になるはずがないのです。自分のうちをあげて報酬は少ない。それに、月のうちに忙しうときは十五日も幾らも民生委員の仕事をする。そればかりじやないのですよ。民生委員の方々は社会福祉関係のあらゆる行事に招待を受けます。そうすると、皆さん、千円、二千円じやないのです、やはり三千円ぐらい持つていくわけです。そ

してやはり自分の金で、なくなつた場合も香典を出すわけです。大抵民生委員が私費で負担しているのはどのくらいだと思いますか。

○高木(玄)政府委員 民生委員が自費でどの程度の費用を支弁しているかにつきましては、いまちよつと厚生省として資料を持っております。

○小宮委員 それは社会福祉協議会の大会あたりでも資料が出ておるうちに、みな大体最低毎月七千円ぐらい使つておる。それで、七千円を使つて、私費まで使つて、民生委員の手当は年間一万八千円、月に千五百円。これではほんとうにもうお金持ちの、時間があり余つて困る人、そういうような人しかやらないのです。特に若い人は、御承知のように、いま五十代でも六十代でも遊んで食える人はいないですから、自分の仕事を持つた人はだれも引き受けてくれません。しかし、この人たちはそういうような職業柄、あまり口にも出しておりませんけれども、少なくとも、やはりもつと何とかしてほしいといふことを、われわれは各民生委員と会つて聞いてくるのです。だからもつと――まあ一万三千円を今度は一万八千円に上げましたといばつて言えますか、そんなことが、あなた。そして大臣、二十年以上ですか、大臣表彰は。大臣招待をいたしますと、夫婦同伴で東京に來なさい。旅費は一銭も出ないのです。あなた、北海道、九州から東京に夫婦で来たらのぐらい金が要りますか。そんな、月に千五百円ぐらいの金しか払わすおつて、それで東京に招待するとも、夫婦同伴で來なさい、その旅費も皆さんみんな自分で出さなさい。大臣、よういふことが言えるのです。厚生大臣の表彰ですよ。そういうような安、いままでの報酬で黙々と働いてきたこういうような民生委員の方々に對して、表彰するときぐらいはやはり旅費ぐらい支給するといふようなことも考えぬと、あまりにも名譽職だとか社会保障精神に甘え過ぎておらぬですか。もつとやはり、民生委員の方々はこれだけ黙々と自分の職務に苦勞しておる。この人たちに對してもつと遇する道を考えるべきだろうと思つので

す。そうしなければ、民生業務というものはもうたいへんなものなんです。民生委員のいまの報酬とほかの保護司や統計調査——いろいろ調査して全部調べて比べてみない。話になりません。だから私はもっと、今度は予算を組んでおからすぐはちよつと無理だと大臣も言うでしょうけれども、もっとこういふような民生委員を大事にしなければ、この社会福祉の第一線で働いておる民生業務、社会福祉業務というものは停滯しますよ。その点について大臣どういふふうにお考えですか。

○齋藤國務大臣 民生委員の方々は非常に、社会福祉の第一線に立って御活躍を願っておる方々でございまして、いまのような状況で十分であるかということになりますと、私もいささかじくじたるものがあります。今後とも物心両面にわたって処遇の改善をするように大いに努力をいたしたい、かように考えておるような次第でございまして。

○小宮委員 それは大臣、ひとつぜひ約束してもらわぬと、大体いまのこの法律そのものが各官職とかなんだとか書いておるけれども、実際にもう少し、時代が変わってきいておるわけですから、こういうような時代に対応するように法律の本身をやはり改正する必要があると私は思うのです。だからその点も、法律改正の問題を含めて十分ひとつ検討していただきたいと思ひます。

それから、あまり時間がございせんので……いま寝たきり老人それからひとり暮らしの老人です、このひとり暮らしの老人だけでも四十七万人いるわけですね。それで寝たきり老人が三十五万、合せて八十二万ぐらいいるわけですが、最近の新聞紙上を見ても、老人のこいつたひとり暮らしの方々がなくなつて、三日あともに見つかったとか、五日あともに見つかったとかいふような、こいつ悲慘な事件が発生しているわけですよ。そう言う厚生省は、いや、ホームヘルパーがおりますと言つけれども、八十二万人に対してホームヘルパーが何人いますか。全部ホームヘルパーでめんどろ見ているわけじゃないのです。だ

から私はここで、厚生省が考えておるようですが、このひとり暮らし、それから寝たきり老人に対しては給食サービスをしたらどうなんだ。これは厚生省も、昨年の予算では前向きに一食九十円の予算を大蔵省に要求したところ、大蔵省がこれをたき切つたといふようないきさつもあつたわけですから、この問題については、お年寄りの人たちが自分のうちで三度三度食べている人が全体の七七％ぐらいしかないのです。二三％の人たちは三度三度の御飯も食べない。そうすると厚生省は、お年寄りはあまり三度三度食べてはからだのためによくないから二食ぐらいでちよいといひんだ、こいついふようなばかげたことを言う連中が厚生省の中にはいるわけだ。冗談じゃない。そうしてさういふ三度三度食べる人だつて、もうからだが自由に動かぬから、即席ラーメン、お茶づけで済ますわけですね。そのために足あたりがむくんできたといふ人もおるし、このように偏食するから栄養価値もないわけですね。だからさういふ人たちは、健康も回復して栄養をとらせるためにも、やはり給食サービスを実施したらどうか。

それと同時に、あの孤独の老人たちは人と接することを何よりも好んでいるわけですね。だからその意味では、この前も言つたように、ある寝たきり老人が、あるホームヘルパーが行つて、今度は二千元上がりますよと言つたところが、その老人は、二千元は要りませんから、あなたに差し上げます、それよりは、もう一回でも二回でも多く来てくれませんかといふことを言われたといふことは、私がこの前の国会で言つたはずなんです。それほどこいついふような孤独に悩まされておる老人の方々に給食サービスをするこゝによつて、お互いに接触することによつて孤独感から解放される。さうして給食サービスをするこゝによつて老人の方々の健康状態も、ぐあいが悪いときはやはりわかるわけですね。さういふようなこゝによつて、死んでから三日も五日もその死体がそのままで発見できなかったといふ事態もなくなるわけですよ。厚生省も、電話を今度の予算でも組んであり

ます。しかし電話がこの八十二万名の老人の方々に一度につくわけじゃないのです。何年もかかるわけですね。少なくとも、電話も大事だけれども、やはり朝、昼、晩、給食サービスすれば、そのときいろいろなさういふ事情がわかつてくるわけですから、特に老人問題については非常に理解を示しておる厚生大臣ですから、ひとつこの給食サービスセンターについても、厚生省もこれについては前向きで取り組んでおるようですが、やはりこれを早く広く進めていくように、ぜひひとつ厚生省としては考えていただきたいといふことを私申し上げるのですが、大臣の所見を、局長もつけてこようですから、ひとつ前向きに御答弁を願ひたい。

○高木(玄)政府委員 御指摘の点非常にこもつともございまして、今後ともひとり暮らし老人に對する給食サービスの事業の充実をはかつてまいりたいと思ひますが、これにつきましてもは四十八年度から、老人ホームの給食設備を地域に開放すると申しますか、その付近のひとり暮らし老人の方々にその老人ホームに来ていただく、入所している老人の方と一緒に食事をしてもらう、それができない方には、老人ホームでつくつた食事を配達するといふようなことを行なう老人ホームがあります場合に、給食設備及びその運営費につきまして国庫補助を行なう道も開いてまいつております。将来ともさういふ面につきましても、さらに努力を重ねてまいりたいと思つております。

○小宮委員 老人ホームの問題出てまいりましたから、むしろさういふような意味では、これらの寝たきり老人だとかひとり暮らしの老人あたりは、さういふような施設へ希望する人はやはり収容していくといふことを当然並行して私は考えなければならぬと思つて、ところが特別養護老人ホームは現在二百七十二施設、収容人員は二百八十八人。厚生省もこの特養施設を重点に置いて、昭和五十年までに五万二千三百人の収容を目ざしていろいろ整備する方針のようでありまして、現在収容を必要とするその老人はどれくらいおります

か、これは昭和五十年までに五万二千三百人ですから、現在直ちに収容を必要とする老人の数はどれくらいおりますか。

○高木(玄)政府委員 寝たきり老人につきまして現在特別養護老人ホームに収容する必要があるといふふうには考えられておりますが、本年度の推計で五万一千名でございまして。

○小宮委員 まだまだそれぐらいのデンプではやはり老人の方々ほんとうに救済することはむずかしいと思ふのです。

そこでこれは老人問題はあまりにも問題が多過ぎるのです。だから少なくともこれは三時間、四時間ぐらい質問しないといふ私は満足するような答弁は出てこぬと思ふのですけれども、しかしさういふ時間も時間の制限がありますから、また次の機会に譲りますけれども、特にいま一番問題になつておるのは、この社会福祉施設の中で厚生省がやつておる措置費の問題です。この問題、措置費だけにしほつて私質問しますから、私、厚生省の役人をお呼びでいろいろ聞かされておると、あまりにも実情を知らな過ぎる。だからさういふような意味では、この問題はまたあとでやりますけれども、特に特別養護老人ホームが一番不足しておるわけですから、その意味では特に今度は公営と民営の比率がまだ公営の場合が非常に少ない。すべてやつぱり民間の篤志家とか宗教団体に依存しておるようないまの福祉行政というのは、大臣は先ほどから田中内閣の福祉とかなんといはつて言つてけれども、もつともつとそれならばそれなりにひとつ積極的に取り組んでもらわぬと、老人の人たちは救われません。そこでまだいろいろありますけれども、時間が来たようですからこれぐらいで質問を終わりますけれども、ひとつ大臣がなばつてくだされば。

○山下(徳)委員長代理 次回は、明日日曜日前十時理事会、十時十五分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時四分散会

